

平成22年第4回定例会

市 議 会 会 議 録

平成22年11月29日（開会）

平成22年12月17日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十二年第四回定例会会議録

(平成二十二年十二月)

垂水市議会

第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (11 月 29 日) (月 曜)

1. 開 会	4
1. 開 議	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 会期の決定について	4
1. 諸般の報告	4
1. 議案第 62 号～議案第 73 号 一括上程	7
委員長報告、質疑、討論、表決 (認定)	
1. 議案第 74 号～議案第 76 号 一括上程	9
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
議案第 74 号 (同意)	
議案第 75 号、議案第 76 号 (原案可決)	
1. 議案第 77 号～議案第 83 号 一括上程	15
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 84 号 上程	19
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 85 号～議案第 87 号 一括上程	22
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 88 号 上程	24
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
議案第 88 号 (原案可決)	
1. 陳情第 26 号 上程	28
陳情第 26 号 総務文教委員会付託	
1. 日程報告	29
1. 散 会	29

第 2 号 (12 月 7 日) (火 曜 日)

1. 開 議	32
1. 議案第 89 号 上程	32
説明、質疑	
議案第 89 号 各常任委員会付託	
1. 一般質問	32
大 藪 藤 幸 議 員	33
地域づくりの政策は現実的に	
公共工事発注に関わる設計図書の見直しについて	

土木課発注工事の落札額について	
垂水市情報公開条例について（入札後の最低制限価格の公開について）	
脇田市木線改良工事の進捗状況は	
過去の質疑の検討、研究結果は	
森 正勝議員	44
垂水中央中学校について	
バイオマスタウン構想について	
持留良一議員	48
8年間を総括的に	
TPP参加への参加問題	
雇用失業対策と経済対策問題	
子育て支援とくらしをまもる問題	
障害者（児）問題	
消防の広域化問題	
川畑三郎議員	60
二期八年間をふりかえって	
池山節夫議員	65
水迫市政について	
学校教育について	
観光について	
地域活性化、きめ細やかな臨時交付金事業について	
池之上 誠議員	70
二期八年間の成果と垂水市政の今後	
「子ども・子育て新システム」学童保育の今後	
高校再編基準の見直しによる垂水高校の今後	
1. 日程報告	75
1. 散 会	75

第3号（12月8日）（水曜日）

1. 開 議	78
1. 一般質問	78
北方貞明議員	78
水迫市長二期八年間	
農水産関係について	
教育関係について	
財政関係について	
生活環境関係について	

宮迫泰倫議員	89
自主防災組織について	
垂水市自主防災連合会組織が結成されたことについて	
臨時職員の着服について	
1. 日程報告	99
1. 散 会	99

第4号（12月17日）（金曜日）

1. 開 議	102
1. 諸般の報告	102
1. 発言の取り消し申し出について	105
1. 議案第77号～議案第83号、議案第84号～議案第87号、議案第89号、陳情第26号 一括上程	106
委員長報告、質疑、討論、表決	
議案第77号～議案第83号（原案可決）	
議案第84号～議案第87号（原案可決）	
議案第89号（原案可決）	
陳情第26号（採択）	
1. 議案第90号 上程	107
説明、質疑、表決（同意）	
1. 意見書案第29号～意見書案第32号 一括上程	108
質疑、表決（原案可決）	
1. 陳情第27号 上程	111
産業厚生委員会付託	
1. 発言の申し出	111
1. 閉 会	114

平成22年第4回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
11・29	月	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
11・30	火	休 会	
12・ 1	水	〃	(質問通告期限：正午)
12・ 2	木	〃	
12・ 3	金	〃	
12・ 4	土	〃	
12・ 5	日	〃	
12・ 6	月	〃	
12・ 7	火	本会議	一般質問
12・ 8	水	本会議	一般質問
12・ 9	木	休 会	
12・10	金	〃 委員会	産業厚生委員会 (議案審査)
12・11	土	〃	
12・12	日	〃	
12・13	月	〃	
12・14	火	〃 委員会	総務文教委員会 (議案審査)
12・15	水	〃	
12・16	木	〃 委員会	議会運営委員会
12・17	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

件 名

- 議案第62号 平成21年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について
 議案第63号 平成21年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 議案第64号 平成21年度垂水市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
 議案第65号 平成21年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第 66 号 平成 21 年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 67 号 平成 21 年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 68 号 平成 21 年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 69 号 平成 21 年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 70 号 平成 21 年度垂水市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 71 号 平成 21 年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 72 号 平成 21 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 73 号 平成 21 年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 74 号 垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第 75 号 垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例 案
- 議案第 76 号 垂水市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 案
- 議案第 77 号 鹿屋市との間において締結した定住自立圏形成協定の変更について
- 議案第 78 号 垂水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 79 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 80 号 垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 81 号 垂水市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 82 号 垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 83 号 垂水市給水条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 84 号 平成 22 年度垂水市一般会計補正予算（第 8 号）案
- 議案第 85 号 平成 22 年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案
- 議案第 86 号 平成 22 年度簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）案
- 議案第 87 号 平成 22 年度垂水市水道事業会計補正予算（第 2 号）案
- 議案第 88 号 垂水市長等の給料の特例に関する条例 案
- 議案第 89 号 平成 22 年度垂水市一般会計補正予算（第 9 号）案
- 議案第 90 号 垂水市監査委員の選任について
- 意見書案第 29 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 案
- 意見書案第 30 号 「国立大隅青少年自然の家」存続についての意見書 案
- 意見書案第 31 号 国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書 案
- 意見書案第 32 号 TPP の参加に反対する意見書 案

陳 情

- 陳情第 26 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について
- 陳情第 27 号 子ども・子育て新システムの基本制度案要綱に反対する意見書の採択要請について

平成 22 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 22 年 11 月 29 日

本会議第1号(11月29日)(月曜)

出席議員 12名

1番	(欠員)	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	(欠員)	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	(欠員)
6番	田 平 輝 也	14番	(欠員)
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	小 島 憲 男	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	深 港 涉
企 画 課 長	山 口 親 志	会 計 課 長	尾 迫 逸 郎
財 政 課 長	北 迫 睦 男	水 道 課 長	白 木 修 文
税 務 課 長	川井田 志 郎	監 査 事 務 局 長	磯 脇 正 道
市 民 課 長	葛 迫 隆 博	消 防 長	宮 迫 義 秀
市 民 相 談			
サービスク長	前木場 強 也	教 育 長	肥 後 昌 幸
保健福祉課長	城ノ下 剛	教育総務課長	三 浦 敬 志
生活環境課長	感王寺 八 郎	学校教育課長	有 馬 勝 広
農 林 課 長	森 下 利 行	社会教育課長	瀬 角 龍 平

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	篠 原 輝 義
		書 記	有 馬 英 朗

平成22年11月29日午前10時開会

△開 会

○議長（川尻達志）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第4回垂水市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（川尻達志）これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（川尻達志）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において宮迫泰倫議員、池之上誠議員を指名します。

△会期の決定

○議長（川尻達志）日程第2、会期の決定を議題とします。

去る11月22日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から12月17日までの19日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月17日までの19日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（川尻達志）日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

去る11月15日尾脇雅弥議員から、11月16日徳留邦治議員から、それぞれ一身上の理由により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、尾脇議員、徳

留議員、それぞれ11月16日にこれを許可いたしましたから報告をいたします。

また、監査委員から、平成22年8月分、9月分及び10月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

[市長水迫順一登壇]

○市長（水迫順一）おはようございます。

9月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について、御報告申し上げます。

議会開会の冒頭に当たりまして、議会の皆様方を初め、市民の皆様方におおび申し上げなければならないことについて、まず報告をいたします。

税務課内で発生しました元臨時職員によります公金横領事件について、御報告申し上げます。

口座振替推進に伴う事務補助として雇用しておりました臨時職員が、市税等を横領していたことが判明いたしました。横領金額につきましては約109万7,000円で、税目は、固定資産税が主であり、一部国民健康保険税と市県民税がございます。

なお、横領された金額につきましては、既に全額返納済みとなっております。

また、当該臨時職員につきましては、9月30日付をもって、契約満了という形ではありましたが、解雇いたしております。

このため、当事件の責任を明確にすべく、先日11月22日付で税務課長以下7人の職員を懲戒処分といたしました。

内容は、税務課長が給料月額10分の1を1カ月間減額、課長補佐と管理収納係長の2人を給料月額20分の1を1カ月間減額、係員5人につきましては、戒告処分という文書による処分をいたしました。

あわせて、市長、副市長についても、その責任と処分を受けるべく、給料減額をするための

条例案を本日の最終議案として提出したところでございます。

なお、事件の詳細につきましては、この後の全員協議会で改めて御説明を申し上げ、御審議いただきたいと存じます。

今後、一日でも早く市民の皆様からの信頼回復に努めますとともに、再発防止に向けた対策につきましては、全職員ともども全力で取り組む所存でございます。

次に、毎年多くの皆様より御寄附をいただいております「ふるさと納税」について御報告させていただきます。

今年度11月29日現在、垂水市への直接の寄附申し込みは、件数で114件、寄附申し込み金額で519万5,000円となっております。また、県経由の寄附申し込みが、11月末現在、件数で5件、寄附申し込み金額で18万円で、このうち6割の10万8,000円が垂水市へ交付されますので、合計530万3,000円の寄附申し込み金額となっております。

財政の厳しい中、非常にありがたいことで、ふるさと応援基金に積み立てまして、今後有効に活用させていただきたいと思っております。

続きまして、株式会社財宝より本年3月、目録において寄贈していただいております小型路面清掃車3台の引き渡し、去る10月28日に行われましたことを御報告いたします。

この3台は、いずれも同じ仕様で、幅1.6メートル、ホッパー容量590リットルのハイダンプ式で、清掃収集した降灰を2トンダンプトラックに積み込める1人乗用型の三輪車で、運転席のキャビンにはエアコンが装備されております。

市場にも非常に台数の少ないタイプの路面清掃車でありますので、これまでなかなか対応できなかった幅員の狭い集落道や歩道などでの清掃が可能となり、これまで以上にきめ細かなサービスを提供できるようになることから、市民生活の早期安定が図れることと期待しております。

次に、食肉センター民営化への現状について御報告いたします。

直営堅持が困難な状況が危惧されている中で、公施設については、平成16年垂水市新行政改革大綱で、市民サービスの向上・経費節減のため、NPO法人を含めた民間委託の推進検討が掲げられてまいりました。

このことに基づきまして、と畜場運営協議会等におきまして協議を重ね、新設民営化についても検討いたしておりましたが、早急な実施が厳しく、困難な状況であります。

当食肉センターは、垂水市畜産振興の一役を担い、また、安心安全な食肉の供給を行う垂水市においても重要な施設でありますことから、畜産業を初めとした地域産業の発展のためにも現施設において来年度中には民間に経営を引き継げるよう計画を進めてまいりたいと考えております。

次に、本市の特産品や地域資源を活用した商品開発など新たな取り組みを行っております垂水市観光・地域産業活性化協議会について、御報告いたします。

本市特産の農水産物等を使いまして約120品目ほど開発をし、うち10品目ほどを商品化いたしまして、道の駅を初め、各種イベント等において販売しております。

11月26日には、商品化しました中の「枇仁とうふ」が鹿児島県新加工食品コンクールにおいて、優秀賞を受賞いたしました。

また、常々考えておりました「逆転の発想から、まちを活性化したい」という目的のもと、鹿屋体育大学田口教授を講師としてお招きした講演での桜島降灰利用の提案を参考に、職員と協議会が早期に実現可能な取り組みとしまして、全国的に認知されております「桜島」を題材とした「灰の缶詰」を製作いたしました。

10月27日に、道の駅たるみずにおきまして、限定1,000個の試験販売を協議会会長として発表

させていただきましたことは、皆様既に御承知のとおりでございます。

発表以来、複数のメディアに取り上げていただき、県内外から多数の注文をいただき早期に完売いたしましたことから、11月5日には新たに4,000個を追加製作して販売させていただいております。

従来であれば、負の遺産としてしか扱われなかった桜島の降灰を商品として仕立てた発想に高い評価をいただいておりますことから、今後、我が垂水市を全国に認知していただく価値ある商品として取り扱ってまいりたいと考えております。

次に、本市におきます交通事故の発生状況について御報告させていただきます。

11月24日現在で110件の交通事故が発生、153人の方が負傷、5人の方が亡くなっております。昨年同期に比べまして、発生件数が減少しているものの、負傷者、死亡者とも増加している現状にございまして、緊急事態となっております。

全国的に死亡事故は減少している中、鹿児島県全体でも増加傾向にあるため、県警では今月22日から12月1日まで、交通死亡事故抑止緊急作戦として、増加傾向にある死亡事故に歯どめをかけるねらいで啓発活動を行っております。

本市におきましても、交通事故多発が懸念されます年末年始を控えますことから、警察を初め、交通安全協会など関係機関と対策会議を開催し、チラシの回覧や広報車による広報活動、街頭補導や街頭キャンペーンなど、交通事故防止対策に取り組む予定でございます。

次に、9月議会後の火災につきましては、現在まで火災の発生件数はございませんことを報告させていただきます。

次に、主な出張用務について御報告申し上げます。

10月8日から9日にかけて関西垂水会が

開催され、執行部から私初め、企画課長、土木課長の3名が、議会からは議長を含めまして4名、その他商工会長、観光協会会長等が出席いたしました。

ことしは、垂水市からの9名の出席者を加えて約130名の参加があり、総会では、本市の現況報告やふるさと納税へのお礼をさせていただき、今後も引き続き御協力いただきますようお願いをいたしました。また、引き続き開催されました懇親会では多くの方々と歓談し、意見交換させていただきました。

10月14日には九州市長会が鹿児島市において開催されましたので、出席いたしました。本年度は2回目の九州市長会で、会務報告後、各県から提出されました議案の審議に入りまして、行財政関係5件、社会文教関係5件、経済関係5件の合計15議案について審議し、全国市長会への提出議案とすることといたしました。

11月11日から12日にかけては、大隅総合開発期成会の中央要望のため上京いたしました。関係省庁への道路整備並びに農林水産業における制度拡充等について要望書の提出を行い、地元選出の国会議員の方々とも親しく意見交換並びに情報交換を行わせていただきました。

11月15日から16日にかけては、鹿児島県が主催します企業立地懇話会へ出席するため上京いたしました。300社を超える企業が出席し、貴重な意見交換の場となりました。今後もこのような機会を利用して垂水市のPRに努めてまいりたいと考えております。

11月18日から19日にかけては、全国過疎地域自立促進連盟の理事会、総会などへ出席するため上京いたしました。また、地元選出国会議員も訪問し、新たな過疎対策法の制定に関する要望活動を行い、あわせて、電源開発交付金の減額措置の見直しについて御協力くださるよう要望してまいりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（川尻達志）以上で、市長報告を終わります。

△議案第62号～議案第73号一括上程

○議長（川尻達志）日程第4、議案第62号から日程第15、議案第73号までの議案12件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第62号 平成21年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第63号 平成21年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 平成21年度垂水市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 平成21年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 平成21年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 平成21年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 平成21年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 平成21年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 平成21年度垂水市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成21年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成21年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 平成21年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（川尻達志）ここで、決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

[決算特別委員長宮迫泰倫議員]

○決算特別委員長（宮迫泰倫）おはようござ

います。

去る9月22日、平成22年度第3回定例会において決算特別委員会付託となり、閉会中の継続審査となっておりました平成21年度の垂水市一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、後期高齢者医療特別会計、交通災害共済特別会計、地方卸売市場特別会計、介護保険特別会計、老人保健施設特別会計、と畜場特別会計、潮彩町排水処理施設特別会計、漁業集落排水処理施設特別会計及び簡易水道事業特別会計の各歳入歳出決算について、11月4日及び5日の2日間決算特別委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、審査に当たっては、決算の性質にかんがみ、予算が議決の趣旨・目的に沿って適正に執行され、かつ所期の目的が達成されたかどうか、また、前年度要望事項の処理にどのように努力されたかなどに重点を置き、審査いたしました。

なお、計数については、監査委員の審査を十分尊重し、決算報告書・監査意見書に基づいて審査を進め、各関係課長の説明を受けながら、予算執行の実績、効果等を確認し、その適否について審査いたしました。

最初に、一般会計について報告いたします。

まず、財政課より平成21年度の主要な施策の成果説明がございました。

現下の厳しい経済情勢や政権交代に伴う国の予算構造改革のもとでの本市の財政運営について総括すると、まず、歳入については、市税は不況により引き続き減となっているが、地方交付税に地方雇用創出推進費が創設され増額となったことや、経済対策として定額給付金事業や地域活性化臨時交付金事業が実施されたことなどから、国庫支出金がふえ、歳入全体で昨年度より大幅増となっていること、また、歳出面においては、退職金の増加による人件費の増加や地域活性化・生活対策臨時交付金事業の実施等

による普通建設事業費が増加しているが、財政改革プログラムに基づき無駄を省き、効率的・計画的な予算執行に努めた結果、一般会計における決算額の実質収支は1億6,098万8,000円の黒字であること、また、特別会計においても、健全財政に努めた結果、すべての会計において黒字であることが報告されました。

それでは、主な質疑について申し上げます。

最初に、財政課所管において、「積立金の多くが財政調整基金へ積み立てられているが、その理由と交付税がふえている理由は何か」との質問に対し、「国の臨時交付金や交付税がふえたため、目標にしていた積立金を達成できるように財政調整基金へ積んだということと、普通交付税は新たに地方雇用創出推進費という費目が設けられたことと、特別交付税が増額になったことが理由である」との回答がありました。

また、「臨時財政対策債を除いたほかの市債が財革プログラムの6億円を超えているのは、交付税がふえたから市債を活用した事業を追加して実施したのか」との質問に対し、「21年度は退職手当債があり、6億円を超えたが、5年間の平均では財政改革プログラムで目標としている分は達成している」との回答がありました。

次に、企画課所管において、「FMを活用した防災放送という点において、現在、防災無線が聞こえないところもあるが、そういう場合にFM放送で的確に流していくというような整備についてはどうなっているか」との質問に対し、「アナログの防災無線は今後使用できなくなるので、FMの有効利用はしていかないとはいけませんが、まずFMの難聴地域の調査から始めたい。また、いざというときにFMの割り込みができるか、経営をどうしていくかが今後の課題である」との回答がありました。

次に、生活環境課の所管において、「高峠最終処分場はどうなっていくのか」との質問に対し、「現在、休止状態にしているが、埋め立て

ができる陶器類などの5品目については高峠を活用している状況であり、今後は、4～5年先を踏まえ、閉鎖という方向に考えており、現段階ではダイオキシン調査を年1回実施し、土壌汚染なども考えながら埋め立てを行っている状況である」との回答がありました。

次に、土木課所管において、「住宅の滞納者で、生活が苦しくて払えないのか、支払い能力はあるが払わないのかなどの分析を行っているか」との質問に対し、「滞納者の中には、生活が苦しい人、また他の公共料金も払っていない人もおり、それらの状況は把握しているが、家賃を払うのは最低限の義務であるので、支払ってもらえるように指導している」との回答がありました。

次に、特別会計決算について主なものを報告いたします。

国民健康保険特別会計について、「監査報告の中で不納欠損の処分状況の中に分類されている納税意識の希薄とはどういうことか」との質問に対し、「滞納者の中には、自分は病院にかかっていないので納める必要はないという人や、税が高過ぎるとかの理由で納税を拒否する人がいるということであり、悪質な人については財産調査を行い、差し押さえを行っている状況である」との回答がありました。代表監査委員に対して、再度納税意識の希薄についての質問があり、「確かに納税意識のない人や支払い能力のない人がいるが、分類については見直しを検討するよう指導した」との説明がありました。

次に、介護保険特別会計において、「任意事業費の委託料は、訪問給食時に安否確認を行うという説明であったが、具体的にどういふことをするのか、成果はどうだったのか」との質問に対し、「訪問給食の宅配時に本人がいるかどうかの安否確認をしてもらうサービスであり、1件当たり100円を設定しており、これまで、ふる場で倒れていた人を早期発見できたケースや

既に死亡していたケースもあり、在宅で安心して暮らせるという点から考えるとニーズは多くなってきている」との回答がありました。そのほか、不納欠損についての質疑も行われました。

以上のような審議を行った結果、昨年度要望事項についてはおおむね要望に沿った努力がなされており、本委員会としては、一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算ともに適正であると認め、認定することに意見の一致を見ました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川尻達志） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

各議案に対する委員長の報告は、認定であります。

各議案を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第73号までの議案12件は委員長の報告のとおり決定しました。

△議案第74号～議案第76号一括上程

○議長（川尻達志） 日程第16、議案第74号から日程第18、議案第76号までの議案3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第74号 垂水市固定資産評価審査委員会委

員の選任について

議案第75号 垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例 案

議案第76号 垂水市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 案

○議長（川尻達志） 説明を求めます。

○市長（水迫順一） 議案第74号垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを御説明申し上げます。

現在、垂水市固定資産評価審査委員会委員であります戸越俊一氏が平成23年2月3日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任するに当たり、地方税法第423条3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

選任しようとする戸越俊一氏の住所は垂水市新城3846番地、生年月日は昭和17年4月6日でございます。

なお、委員の任期は3年でございます。

よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○総務課長（今井文弘） おはようございます。

議案第75、76号については総務課所管でありますので、一括して御説明いたします。

初めに、議案第75号垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

人事院勧告が本年8月10日に出され、11月1日に閣議決定されましたが、その中で、国の指定職員の期末手当の支給割合を削減することとしております。

本議案は、この人事院勧告で出された閣議決定された指定職員の期末手当の支給月数改正に基づき、本市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を改正するもので、現在の年間支給月数3.1月から2.95月となり、年間で0.15月を削減しようとするものでござい

す。

改正内容について御説明いたします。

まず、第1条ですが、第1条は、垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

本年6月分の期末手当は既に支給済みであることから、人勸に基づく年間0.15月の削減分を本年12月支給分から一括して削減しようとするもので、第5条第2項中「100分の165」を「100分の150」に改正しようとするものでございます。

第2条ですが、第2条も、垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございますが、これは、平成23年度以降の期末手当の支給月数を改正しようとするものでございます。年間0.15月の削減を6月の期末手当で0.05月、12月の期末手当で現在の支給月数と比較して0.1月減額とし、振り分けるもので、第5条第2項中「100分の145」を「100分の140」に、「100分の150」を「100分の155」に改めようとするものでございます。

次に、第3条ですが、垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正でございます。

先ほどの第1条の議員報酬と同じく、本年6月分の期末手当は既に支給済みであることから、人勸に基づく年間0.15月の削減分を本年12月の支給分から一括して削減しようとするもので、第5条第2項中「100分の165」を「100分の150」に改正しようとするものでございます。

第4条ですが、第3条と同じく、垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正でございます。これも第2条の議員報酬と同じく、平成23年度以降の期末手当の支給月を改正するもので、第2条第5項中「100分の145」を「100分の140」に、「100分の150」を「100分の155」に改めようとするものでございます。

次に、第5条ですが、垂水市長等の給与に関する条例の一部改正でございます。

本年6月分の期末手当は既に支給済みである

ことから、人勸に基づく年間0.15月の削減分を本年12月支給分から一括して削減しようとするもので、第2条第5項中「100分の165」を「100分の150」に改めようとするものでございます。

第6条ですが、第5条と同じく、垂水市長等の給与に関する条例の一部改正でございます。先ほどの議員の皆さんや教育長の期末手当と同様、平成23年度以降の期末手当の支給月数を改正するもので、第2条第5項中「100分の145」を「100分の140」に、「100分の150」を「100分の155」に改めようとするものでございます。

次に、附則につきまして、この条例の第1条、第3条及び第5条につきましては施行日を12月1日とするものでございますが、第2条、第4条、第6条につきましては平成23年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第76号垂水市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

先ほどの議案第75号と同じく、人事院勧告等に基づく減額改正でございますが、昨年の人事院勧告に伴い、組合と継続協議になっていた件も含んで改正しようとするものでございます。

主な改正内容ですが、第1条においては、1点目は、行政職給料表の一部減額改正、2点目は、本年12月の期末・勤勉手当の支給割合の引き下げ、3点目は、55歳以上で職務級6級の職員に対する給料等の減額で、施行期日を給与等の決定基準日である12月1日にしようとするものです。

第2条につきましては、施行期日を平成23年4月1日にしようとするもので、1点目は、職員の期末・勤勉手当の引き下げ、支給割合の年間0.2月分を6月と12月のボーナス支給時に振り分けようとするものです。2点目は、職員の持ち家に係る住居手当を廃止しようとするものです。3点目は、労働基準法の改正に伴い、月60時間を超えた時間外勤務手当の割り増し支給率

を改正しようとするものです。

第3条は、給料表の減額改正に伴い、経過措置分についてもあわせて減額改正しようとするものです。

附則の改正につきましては、職員の育児休業に関する条例の一部改正と、垂水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の給料支給に係る部分の読みかえ規定を改正しようとするものです。

それでは、改正内容について御説明いたします。

新旧対照表をごらんください。

新旧対象表の欄外右上に「第1条関係」と記載がありますが、この第1条関係の改正は垂水市職員の給与に関する条例で、昭和30年に制定された本則を一部改正するものでございます。

第16条第1項及び第4項の改正は、附則の追加に伴い、字句を整備するものです。

同条第2項は、職員の期末手当の支給率を規定している部分で、12月の支給率を「100分の150」から「100分の135」へ改正しようとするもので、第3項は、再任用職員に係る読みかえ規定で、12月の職員の支給率「100分の135」を「100分の80」に読みかえようとする改正でございます。

2ページの第17条は、勤勉手当の支給率を規定している部分で、第1項の改正は、附則の追加に伴い、字句を整備するものです。

第2項第1号中の改正は、字句の整備と職員の6月及び12月の支給に関する率を「100分の70」から「100分の65」へ改正しようとするもので、同項第2号は、再任用職員の6月と12月の支給率を「100分の35」から「100分の30」に改正しようとするものでございます。

次に、附則の改正でございますが、3ページの第26項は、人事院勧告に基づき、55歳以上の職員で職務の級が6級の者を対象に、当分の間給料月額を1.5%減じようとするもので、期末手当、勤勉手当等においても、その減じた給料月

額を基礎として算出しようとするものです。

5ページの第27項は、規則への委任規定で、第28項は、時間外勤務手当の算出方法、第29項は、1.5%の減額を勤務手当の支給額へ反映させるための規定でございます。

次に、5ページから11ページまでの別表第1給料表の改正ですが、初任給や若年層の給与の引き下げは適当でないとして、2級から7級までの一部見直しがされております。

これまで説明しました第1条関係の改正につきまして、実質的な影響を簡単に御説明しますと、今回の改正により職員の期末・勤勉手当の支給率は、現在年間4.15月が3.95月になり、0.2月を削減しようとするもので、給料表の改定につきましては、2級から7級まで、200円から700円の引き下げとなるものでございます。年齢的にはおおむね40歳以上が月例給の減額対象になります。

人勤に伴う今回の職員給与への影響は、50歳代後半層を重点的に引き下げられておりますが、平均しますと1.5%の削減となりまして、年間の額にして1人当たり8万円程度の減額になるものでございます。

次に、新旧対象表の2条関係の改正であります。この2条関係の改正は、平成23年4月1日に施行実施するものを別条としたところでございます。

引き続き新旧対照表で御説明いたします。

第8条の3の住居手当の改正ですが、職員の持ち家に係る住居手当の新築または購入時点から5年間月額2,500円を支給してありますが、本年度末で制度を廃止しようとするものです。

2ページの第10条の改正ですが、勤務時間条例の一部改正に伴う規定の整備です。

第11条の時間外勤務手当の改正ですが、労働基準法の改正に基づき、1カ月について60時間を超えて勤務した職員の60時間を超えて勤務したことに係る給与等の取り扱いについて規定し

ようとするものです。

具体的には、1カ月60時間を超えた時間外については、通常1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて支給することとなりますが、労働基準法の改正により、100分の150を乗じて得た額を支給するという改正でございます。

4ページの第16条の期末手当についてですが、来年度からの支給率について改正するもので、第2項において、6月は「100分の125」を「100分の122.5」に、12月は「100分の135」を「100分の137.5」に改正しようとするもので、第3項において、再任用職員につきましても同じく改正しようとするものです。

5ページの第17条の勤勉手当についてですが、前条の期末手当の改正と同じく、来年度からの支給に関する率を改正するもので、第2項第1号において、6月及び12月の支給率を「100分の65」から「100分の67.5」に、再任用職員については、同項第2号において「100分の30」から「100分の32.5」に改正しようとするものであります。

附則第29項中の一部改正は、ことしの人事院勧告による55歳以上でかつ職務級が6級の職員の減額対象者について、勤勉手当の総額に100分の1.0125を乗じた額を支給額から差し引こうとするもので、1.5%の減額を勤勉手当へも反映させようとするものでございます。

次に、3条関係であります。現在の公務員の給与は、平成17年の人勧に伴う給与構造改革により、平成18年4月から減額した新たな給料表で運用してきております。この新たな給料表に切りかえる時点で、当時の職員の給与額を補償するため、平成18年条例第13号で附則第7項で経過措置を規定しており、今回の人勧ではこの減給補償の部分も減額しようとするものでございます。

改正の内容にしましては、給料の切りかえに伴う経過措置を規定している第7項で、補償の基準となる給料月額に調整額を乗じて得た額を

平成18年の切りかえ当時に受けるべき給料月額としようとするものでございます。

次に、附則について説明いたしますが、申しわけございませんが、今度は議案のほうをごらんください。議案のほうの後ろから2枚目の下のほうにございますが、附則をごらんください。

附則第1項は、施行期日を定めたもので、来年度以降の期末・勤勉手当の支給率を定めた第2条関係及び附則第4項関係については、平成23年4月1日からとするものでございます。

次のページの附則第2項は、人事院勧告による職務級6級該当者で、1.5%減額対象者についての55歳年齢の読みかえ規定です。これにより、12月1日付で各種手当へも反映できるようにしているところであります。

附則第3項は、細部についての規則への委任規定でございます。

附則第4項の職員の育児休業等に関する条例の一部改正ですが、これは、給与条例や勤務時間外、勤務時間条例の一部改正に伴う育児短時間勤務、または育児休業法の規定による短時間勤務をしている職員についての給与に係る部分の読みかえ等を規定するものでございます。

最後のページの附則第5項の垂水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正ですが、給与条例の一部改正に伴う読みかえ規定等の改正でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川尻達志）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時48分休憩

午前11時10分開議

○議長（川尻達志）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 特に76号議案についてですけども、實際上これが可決された場合の影響ということで、額的にはどのくらいの内容になるのかということと、もう1つは、先ほどの議論でもありましたとおり、人勧の勧告だということで拘束力もないんですけど、この間実施をされてきていることはあるんですが、現状をかんがえた場合、厳しい経済状況は続いています。当然、内需を拡大していくということが最大、地域の経済、結果、市の税収にもいろんな意味ではね返ってくるというふうに思うんですが、今回、市長も最後の議案等の提案者になっていくわけなんですけれども、この間いろいろこの問題については私も議論させてもらったんですが、やはりどこかできちっと判断をしていかなきゃならないというような問題も出てくると思います。

今回の場合、人勧にということを言われましたけど、實際上、職員の生活を守ると、地域経済のことを考慮するというこういう観点に立ったときに、この人勧のありよう、あり方、提案の内容等について、どういうやっぱり判断をしなければいけないのかということも、市長もいろんな角度で議論もされ、結局落ちついて、職員組合との議論も経てこられたというふうには思うんですが、やはり私たちは現状を見る中で、職員の暮らしを守らないかん、地域の経済も本当に考えていかなきゃいけないという立場も私たち自身の中にもありますし、もう一方ではやっぱり市民感情というのも考慮しなきゃならない点もあるかというふうに思うんですが、そういう中、この間8年間いろいろ通されてきている中で、改めてこのあたりをどのように認識されているのか。

この2点について、お聞きをしたいと思いま

す。

○市長（水迫順一） 議員の質問の内容どおり、人勧に沿って今まで改定をしてきました。このことは、そこに1点重きを置いてきたのは事実でございます。ただ、地方経済、本市の経済を考えますと影響は大であるということは、1人8万円の影響があれば当然大きな影響が出るということは、もう議員おっしゃるとおりだと思います。

だけど、一方では、民間も本当に世界的な不況の中で非常に苦しんでいるということでございますし、本当にいろんなコスト削減を実施している中で、給料についてもそれなりの努力をしておられるのは、民間企業が差し当たって一生懸命その努力をされておるといふことだと思います。

ですから、それに沿って、余り格差があるというのも問題が生ずるといふことであろうと、そういうふうに思いますので、本当に経済が再び活発化になっていくことにやはり国全体が努力をしなければこういうやはり結果になってしまうということでは、その努力を一方で一生懸命やる必要があるというふうに思います。

そしてまた、私は企業家でありましたので、基本的には、できるだけ多くの給料を差し上げて、そのかわり人よりも働いていただくというのが基本的な考えで今までも来ました。ですから、組合交渉の中でもそういうような点の申し上げ方は一部してきたつもりでございます。多く払って、それ以上の仕事をしていただくと、このことが非常にベターだとそういうふうに思うわけです。

ですから、こういう不況の中で今回はまた人勧に沿って実施していくことはやむを得ないと、そのように思います。

○総務課長（今井文弘） 今回の人事院勧告の改正による影響額というようなことでの御質問ですが、先ほど議案説明の中でもちょっと触れ

ましたですけれども、議員1人当たりの場合、年間4万5,000円程度、職員1人当たりで年間8万円程度ということで申し上げましたが、年間でいきますと、議員、市長等の特別職の場合、年間約103万円、それから職員に係る分につきましては1,990万円、合わせて約2,000万円程度の影響があるというふうに考えております。

○持留良一議員 ちょっと聞けなかったんですけども、そうやってきたとき、やっぱり主体的に地域の経済状況とか、また市長の職員との関係での責任上のことで考えてみた場合、やっぱり主体的な判断と、人勧が云々かんぬんというよりも主体的にやっぱりこの現状の中で職員の給与の問題をどう考えるのかということも、私はもう1つの考慮の一観点としてあるべきだろうと。

だから、僕らが受け取るのは、人勧があったからこんなふうにして直すというふうに受け取っちゃう部分が多いんですけど、職員との関係ではこの間独自の削減もされてはきたというふうに思うんですね。なおかつ、またこういう状況になると、本当に職員の皆さんも大変だし、先ほど言いましたとおり地域経済も本当に大変になってくると。

そうやってきたとき、やっぱり人勧を1つの参考にしながら、考慮しながら、例えば主体的に垂水市の場合はこんなふうに検討するとか提案をすとかということも、1つの側面じゃないかなというふうに思うんですね。そのあたりが今日、本当に重要になってきているというふうに思うんですよ。そうでないと、もうこの二十数年間日本の経済というのは本当に停滞状況で、ますます今後、TPPの問題から含めてきちゃうと、本当に今後ますます労働者の賃金というのは下げられていくという歯どめのない状況に私はなっていくのじゃないかなと懸念もするわけなんですよ。

そうやってきたときに、やっぱり主体的にさ

まざま、さっきの観点も含めてこの問題というのは検討すべきじゃないかなというふうに思うんですが、改めて市長に、先ほど中身についてちょっと聞けなかったもんですから、その主体的な点についてどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○市長（水迫順一） 職員団体交渉の中でいろんな意見をお互いに主張し合う中で、本市の職員の構成上から考えますと、やはり若い人たちの生活は非常に厳しいと。これは今度も人勧のこれは55歳以上が非常に重点的に改定されていますけど、そういう意味では本市も変わらないということだと思いますね。

ですから、本市独自の給料カットについても、若い人には薄く、特に課長さん方には厚くカットをしていただくと、平均とって3%というようなやり方をしてきました。そういうようなことを基本には今後も考えていかなければいけないと。若い人というのは、どうしても民間との給与の差がほとんどないと思うんですね。ですから、その辺はやはり考慮すべきだろうと、今後もその点はしていかなければいけないと、そういうふうに思います。

○議長（川尻達志） よろしいですか。（持留良一議員「はい」と呼ぶ）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第74号を除く議案2件について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

最初に、議案第74号について、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第74号は同意することに決定しました。

次に、議案第75号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議あり」「異議なし」等呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）御異議がありますので、議案第76号は起立により行います。

議案第76号を原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川尻達志）起立多数です。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

△議案第77号～議案第83号一括上程

○議長（川尻達志）日程第19、議案第77号から日程第25、議案第83号までの議案7件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第77号 鹿屋市との間において締結した定住自立圏形成協定の変更について

議案第78号 垂水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第79号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第80号 垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 案

議案第81号 垂水市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第82号 垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例 案

議案第83号 垂水市給水条例の一部を改正する条例 案

○議長（川尻達志）説明を求めます。

○企画課長（山口親志）議案第77号鹿屋市との間において締結した定住自立圏形成協定の変更について御説明申し上げます。

この提案は、昨年9月議会で承認いただき、鹿屋市と垂水市の間において平成21年10月6日に締結した定住自立圏形成協定を裏面のとおりに変更するため、垂水市議会の議決すべき事項を定める条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、内容については、さきの9月議会の全員協議会でも保健福祉課より説明したものであります。

別紙の新旧対照表で御説明申し上げます。

今回の主な事項は、夜間急病センター及び救急医療電話相談センターの機能を有する大隅広域夜間急病センター設置に向けた整備・運営計画の策定を規定しておりましたが、整備・運営計画を策定し、定住自立圏形成推進協議会で承認を受け、設置の運びになりますことから、変更を行うものであります。

取り組みの内容では、「設置」の後に「運営」を追加し、甲の鹿屋市の役割、乙の垂水市の役割を全面的に変更いたします。

乙の垂水市の役割としましては、運営に必要な経費を負担し、運営協議会に参画するものであります。

大隅広域3市5町で平成23年1月初めに調印、締結の予定であります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○総務課長（今井文弘）議案第78号から議案第80号までは総務課所管でありますので、一括

して御説明いたします。

初めに、議案第78号垂水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

今回の改正は、国の人事院勧告及び鹿児島県人事委員会の勧告に基づき、職員の勤務時間の短縮、育児・介護の制度改正及び職員の休息の廃止をあわせて改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明いたします。

新旧対照表をごらんください。

第2条第1項ですが、現行条例の1週間の勤務時間「40時間」を週「38時間45分」に短縮するもので、同条第3項は、正規職員の勤務時間の短縮に準じて改正するもので、再任用職員のうち短時間勤務職員の1週間の勤務時間「16時間から32時間まで」を「15時間30分から31時間まで」に変更しようとするものであります。

第4条の改正は、文言の整理でございます。

第7条は、休息に関する規定で、これまで1日2回、職員に対して12時から12時15分までの15分間と午後3時から3時15分までの15分間、計30分の休息を与えておりましたが、この制度の廃止を目的に規定を削除するものであります。

そうなりますと、昼の休憩時間を今度は12時から1時までとし、午後3時からの15分間の休息時間はこれまでどおり勤務時間でありまして、1日の勤務時間は現在の8時間から7時間45分と短縮されますが、現在の始業時間8時30分と終了時間17時15分は、変更はありません。

第8条の2は、育児や家族の介護を必要とする職員につきまして、その実情に応じた勤務形態がとれるよう雇用環境を整備するため、新規に規定するもので、具体的には、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、小学校に就学するまでの養育する子がいる場合は早出遅出の勤務を当該職員が請求できるようにするもので

ございます。

第8条の3は、第8条の2の新設に伴う条移動ですが、その第2項は、超過勤務の制限を新設するもので、原則として、3歳に満たない子のある職員が請求した場合、超過勤務をさせるはならない旨を規定するものです。

第2項の新設に伴い、第3項は項移動するもので、改正については、配偶者が常に当該子を養育できる状況のある職員についても、時間外勤務等を考慮すべき対象職員とするよう制限を緩和するものです。

第4項及び第5項につきましては、項の移動等に伴う文言整理です。

第8条の4の新設については、労働基準法との関連もございしますが、月に60時間を超えた時間外勤務につきまして、本人の申し出により、時間外勤務手当にかわる措置として代休を与えることができるという規定でございます。

第10条以降の改正につきましては、国の改正等に準じた文言整理でございます。

なお、この条例は、平成23年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第79号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

本議案の提案理由は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が本年6月30日から施行されたことに基づき、本市の関係条例を改正しようとするものでございます。

新旧対照表をごらんください。

それでは、改正される制度の内容について御説明いたします。

まず最初に、第2条の改正につきまして、育児休業等を行うことができる職員の範囲を改正するもので、配偶者が育児休業をしている職員でも育児休業等を行うことができるように、また、配偶者が専業主婦である職員でも育児休業

等をすることができるように改正しようとするものでございます。

なお、非常勤職員や臨時的に任用される職員に関する規定がなくなりますが、これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、これらの職員が育児休業等をする事ができないことが法律で直接規定されたことにより、本条例の規定が必要なくなるため整備するものでございます。

第2条の2の規定は、人事院規則で定める期間を基準として、子の誕生日の日及び産後8週間の期間57日以内に申し出があれば、最初の育児休業をした職員でも再び育児休業をすることができるようにするものでございます。

第3条ですが、第1号の改正は、第5条の改正に伴う規定の整理で、第4号の改正は、夫婦が交互に育児休業をしたかどうかに関係なく、最初の育児休業をした後3月以上経過していれば再度育児休業をすることができるようにするものです。

第5号は、育児休業法の改正に伴う字句の整理でございます。

第5条の改正は、職員以外の親が常にその子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の取り消し事由に当たらないとするものです。

第10条の改正は、職員の配偶者の就業や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず職員は育児短時間勤務をすることができることとするものと、第2条の改正と同じく、非常勤職員及び臨時的に任用される職員に関する規定の整理でございます。

第11条の改正ですが、第1号及び第4号につきましては、第14条の改正に伴う規定の整理です。

第5号の改正は、夫婦が交互に育児休業したかどうかに関係なく、最初の育児短時間勤務をした後3月以上経過した場合に、前回の育児短

時間勤務の終了から1年以内であっても育児短時間勤務をすることができるように改正するものであります。

第12条の改正は、国に準じて改正します勤務時間週40時間が38時間45分に短縮されることに伴う育児短時間勤務の改正でございます。

第14条の改正は、職員が育児短時間勤務により子を養育している時間に職員以外の子の親がその子を養育することができることとなった場合でも、育児短時間勤務の取り消し事由に当たらないということを規定するものでございます。

第18条及び第20条の表中の改正は、第12条の改正と同じく、週の勤務時間が40時間から38時間45分へ短縮されることに伴い、改正するものでございます。

第21条の改正ですが、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は部分休業をすることができることとする改正でございます。

最後に、25条につきましては、規則への委任規定でございます。

次に、附則について御説明いたします。

附則第1項は、条例の施行日を平成23年4月1日からとしようとするものでございます。

附則第2項ですが、経過措置としまして、施行日前に育児休業計画書により申し出た育児休業または育児短時間勤務の請求の計画は、施行日以後は改正後のそれぞれの規定により申し出た計画とみなすことを規定するものでございます。

次に、議案第80号垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

本議案は、雇用保険法の一部を改正する法律が平成22年4月1日に施行され、雇用保険の適用範囲の見直し等がされたことから、垂水市職員退職手当支給条例が引用している部分について、雇用保険法との整合性を図るため一部改正

しようとするものでございます。

新旧対照表をごらんください。

第10条第7項及び第8項の一部改正ですが、引用している雇用保険法第38条第1項については、従来短期雇用特例被保険者に該当するものを各号に列記してその範囲を特定しておりましたが、法律の改正後は、列記するものを除外する規定に改められたところでございます。そのため、失業者の退職手当に関する規定において、雇用保険法第38条第1項各号を引用していることから、その引用方法を変更しようとするものでございます。

次に、第10条第11項第4号、同条第14項第1号及び第2号の一部改正につきましては、雇用保険法第56条の2が新たに追加されたことにより、改正前の56条の2に条移動が生じたことから改正しようとするものでございます。

次に、附則についてですが、条例の施行日を公布の日からとしようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○社会教育課長（瀬角龍平） それでは、議案第81号垂水市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

これまで市の企画課所管でありました大野ESD自然学校は、本年度より教育的活動のみを行う自然学校部分が社会教育課に移管され、旧大野小中学校跡地の大野地区公民館別館にて現在、活発に活動を展開をしております。

今回議案として上げさせていただきましたのは、企画課の補助金を利用した大野地区公民館別館のシャワー施設等の改修に伴い、未整備でありました附属設備使用料を新たに設けるものでございます。

なお、各項目の使用料の金額につきましては、垂水森の駅の設備使用料を参考に、大野地区の地理的な立地条件等も勘案して作成いたしました。

新旧対照表を掲載しておりますけれども、条例第8条第1項中、別表第2を別表第3とし、別表1の次に、新たな使用料の一覧表を別表2として挿入いたしました。

附則として、条例施行日は平成23年4月1日としております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 議案第82号垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

改正の理由でございますが、この条例は、事業所の進出等に際しまして「過疎地域自立促進特別措置法の定めに基づき、固定資産税の課税免除又は奨励金の交付を行うことにより、本市の産業の開発を促進し、もって雇用の拡大及び経済的発展に寄与することを目的とする」と第1条に規定しておりますが、過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正されましたことに伴い、同法第30条の減価償却の特例の対象となる業種から適用実績の少なかった「ソフトウェア事業」が廃止され、新たに「情報通信技術利用事業」が追加されましたことなどから、本条例の文言を整理しようとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

第1条及び第2条第1項第2号、第4号、第5号、第7号、第8号、第3条、第5条第1項、第2項、第7条、第8条並びに第9条の各条中にあります「ソフトウェア事業」を「情報通信技術利用事業」にそれぞれ改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水道課長（白木修文） 議案第83号垂水市給水条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

水道料金債権の消滅時効が完成したものについて、その支払い請求権の放棄について定めるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

この条例の一部改正の背景についてでございますが、水道料金債権につきましては、これまでは公の施設の使用料であるとして地方自治法第236条の規定が適用され、消滅時効は5年とする公法上の債権として取り扱ってきたところでございます。

しかしながら、平成15年10月10日の最高裁判所の判決によって、水道供給契約は私法上の契約、いわゆる私の法上の契約であり、水道料金債権は私法上の金銭債権であると解される。また、水道供給契約によって供給される水は、民法第173条第1号に規定する生産者、卸売商人及び小売商人が売却したる産物または商品に含まれ、水道料金債権についての消滅時効期間は、民法第173条所定の2年間となるとの判断が示されたところであります。

この判決を踏まえ、平成16年11月18日総務省より、同様な旨の行政解釈の変更の通知がされており、これまで日本水道協会県支部や九州支部等の協議会の中でその取り扱い等について協議がなされてきたところであります。

また、一部改正の理由についてであります。民法第173条第1号に定める私法上の金銭債権とされた時効に係る水道料金債権は、時効期間が満了しただけでは消滅せず、時効の援用により消滅することとなるため、この援用というのは、債務者が消滅時効により支払い義務が消滅したと主張しない限り永久に当該債権が消えないことから、条例の制定により、支払い請求権を放棄できるようにしようとするものでございます。

また、放棄できる時期を5年経過したときと定めたのは、市税等の公法上の債権の消滅期間と同じ取り扱いにしたものでございます。

以上のようなことから、垂水市給水条例の一

部を改正しようとするものでございます。

改正内容でございますが、配付してございます新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表をごらんください。

第32条の次に、第32条の2として新規に加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日を、この条例は平成23年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川尻達志）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの議案7件については、いずれも所管の各常任委員会に付託の上、審査したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第77号から議案第83号までの議案7件については、いずれも所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第84号上程

○議長（川尻達志）日程第26、議案第84号平成22年度垂水市一般会計補正予算（第8号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（北迫睦男）議案第84号平成22年度垂水市一般会計補正予算（第8号）案を御説明申し上げます。

今回の補正は、特別職及び一般職の早期退職者2名分の退職手当と財政調整基金、退職手当準備基金の両基金への積立金、国民健康保険特別会計への繰出金、小学校空調設備整備事業、

市立図書館改修工事などの経費を予算措置しようとするのが主な理由でございます。

今回、歳入歳出ともそれぞれ2億8,555万4,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は95億6,277万4,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから6ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方債の補正がありましたので、7ページに追加分を、8ページに変更分をお示ししております。

7ページの追加分につきましては、過疎地域自立促進計画策定に伴いまして過疎地域自立促進特別事業のソフト事業分と、当初一般財源を充てておりました消防防災施設整備事業に過疎債を充当したものでございます。

8ページの変更分は、小学校の耐震化事業を学校施設整備事業債から過疎債への充当がえと、空調設備整備事業に過疎債を充当したことによる変更と、急傾斜地崩壊対策事業の事業費の増額による起債額の変更、臨時財政対策債は、今年度分の確定による変更でございます。それぞれ右の欄に示す限度額に変更し、本年度の借入総額を追加分、変更分合計いたしまして11億4,591万6,000円にしようとするものでございます。

次に、事項別明細でございますが、まず、17ページの歳出事項別明細書から御説明申し上げます。

総務費の1目一般管理費、職員手当等は、18ページになりますが、特別職と職員の早期退職者の退職手当が主でございます。

積立金は、退職手当準備基金積立でございますが、職員の給与カット分を積み立てるものでございます。

8目の財産管理費の積立金は、財政調整基金積み立てでございますが、地方財政法第7条第1項の規定によりまして、平成21年度の決算剰

余金を積み立てるものでございます。

23ページの14目国民健康保険事業費の繰出金は、国保財政安定化支援事業に係る国保会計への繰出金でございます。

27ページをごらんください。

3目予防費の報償費は、インフルエンザ予防接種補助でございますが、今回、19歳未満も対象にしたことによる増額でございます。

33ページをごらんください。

1目道路維持費の委託料は、緊急雇用創出事業による除草作業の委託料でございます。

次に、34ページの3目急傾斜地崩壊対策事業費の負担金、補助及び交付金は、県営事業の事業費増額に伴う負担金の増でございます。

38ページをごらんください。

3目小学校施設整備費の工事請負費は、松ヶ崎小、協和小の空調設備整備工事でございます。

40ページの6目の図書館費の工事請負費は、市立図書館の外壁防水工事及び内装改修工事でございます。

これらに対する歳入でございますが、前に戻っていただきまして9ページをごらんください。

事項別明細書の総括表及び11ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国庫支出金、県支出金、指定寄附金、臨時財政対策債を除く市債などの特定財源を充て、一般財源は前年度繰越金と臨時財政対策債等を充てて収支の均衡を図っております。

なお、寄附金につきましては、一般寄附金として関西垂水会から10万円、農業費寄附金として肝属地区口蹄疫防疫対策協議会に寄附があった義援金の一部が本市へ配分されております。また、教育費寄附金として郷土史研究家、故・永井彦熊氏の御家族より100万円賜っております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川尻達志） ただいまの説明に対し、

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 33ページと38ページ、緊急雇用創出事業、いわゆる目の道路維持費の関係なんですけれども、これは国のほうから500万円という形で委託をするということになっているんですけれども、これまでもいろいろ緊急雇用創出事業は国との関係で交付金等を活用されてきたんですが、その効果というか、非常に若干疑問に思うところがあるんですね。

というのは、結局一部に限られた形で雇用があるのではないかなと。やっぱり今、市内の状況を見ても、仕事を探していらっしゃる方も結構いらっしゃるし、失業されている方も多いという関係で、やっぱり私たちが考えるのは、幅広くいろんな方に雇用を創出するような中身でいてほしいなという願いがあるんですけれども、その点について、これはどのような形で、先ほど除草と言われましたけれども、当然規定とかあって一定の名でなければ受け皿として対応できない、いろんなそういう条件があるかというふうに思うんですが、この点についてももう少し、そういう目的を達するような中身になっていくのかどうなのかということと。

あと38ページの小学校施設整備事業費なんですけど、詳細な点についてはまた委員会のほうでお聞きをしたいと思うんですが、当然私たちとしては市内の業者がいい仕事をとっていただきたいと、そういう中身を考えているんですけど、発注とか、いわゆる入札方法とかというのは市内の業者等も含めて対応できるような中身なのか。また、そういう目的を持った形で対応されるという中身なのか。この点、2点についてお聞きをしたいと思います。

○土木課長（深港 渉） 緊急雇用創出事業で行われます事業の中身でございますけれども、当然これは今回の分につきましては道路維持費という形で出ておりますので、実は今年度につ

きましては、1期分という形といたしますか、既に発注しておりまして、特に山間部の、通常維持的に行いにくいといたしますか、そういうところをメインに出しているところでございます。また、今回また新たにこの枠がいただけましたことから、引き続き特に市道のそういう除草に使いたいと考えているところでございます。

当然今まで緊急雇用創出事業という形で行いまして、今まで河川内の除草をしたりとか、そういうこともしておりましたけれども、通常の道路のそういう除草に使う維持的予算が非常に限られているということから、今回の分につきましても、一応今まで終わったところでまた新たに草が生い茂ったようなところをメインに、主要的には考えているところでございます。

そしてまた、この趣旨でございます緊急雇用でございますので、本来ならばいろんな各種といたしますか、そういう失業者に対しましての雇用を考えていかなければならないところでございますけれども、以前ありました中小企業枠の今回の事業が違うということがございますので、ある意味、そういう元請といたしますか、なるところがある程度限られてくるというような形になるかと思っております。ただ、そのような中でも、当然失業者が届けられて多数おられますので、そういう方を広くといたしますか、そういう形で雇用できるような形で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○教育総務課長（三浦敬志） 38ページの小学校施設整備費、小学校の空調整備に関してでありますけれども、今まだ設計の委託の段階でありますので正確には申し上げられませんが、できるだけ市内の業者の方にとっていただくようお願いしたいと考えております。

○持留良一議員 道路の維持の関係での委託なんですけど、先ほど言われた元請ということになっちゃうと、どうしても従来のパターンにな

る可能性がある。そうしますとやっぱり限られた、限定した今までの関係でしか雇用というふうにならないような気がするんですよ。そうしますと、雇用創出という目的をどうも達せないということと、また現状の市内の状況からかんがみて、やっぱり例えば行政自体がこのあたりを新たにそういう検討、行政として雇用するとかということも、道路維持班とか含めてですね、そういう形のほうが私は効果的に広く雇用をできるんじゃないかなと思います。

今までが悪いかということじゃなくて、やっぱり現状をもっともっと幅広く多くの方を雇用していくという、この年末をやっぱりそういう形で仕事を確保していくというのが、非常に性格的にも出てくるんじゃないかなと思うんですよ。国のこういう規定があるんだっけらいたし方ないんですけども、そのあたりの運用の関係でできるのであれば、そういう可能性をぜひ追求していただきたいなと思うんです。そのあたりの可能性がないのかどうなのか、ひとつお聞きしたいということです。

それから、今言われたとおり、38ページの問題ですけれども、鹿児島市はもう市内の業者に限定をするというような形で経済対策としてもしっかり位置づけて、そういう取り組みをしていますので、ぜひそういう方向で御検討いただきたい。これは、詳細はまた委員会でいろいろさせていただきます。

1点だけ。

○**土木課長（深港 渉）** ただいまの御指摘がございましたとおり、当然、規定の中身をもう1回精査いたしまして、今、議員のおっしゃられるようなまた形がとれるようであれば、その方向もまた検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**議長（川尻達志）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（川尻達志）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、各所管の常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（川尻達志）** 異議なしと認めます。

よって、議案第84号は各所管常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第85号～議案第87号一括上程

○**議長（川尻達志）** 日程第27、議案第85号から日程第29、議案第87号までの議案3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略します。

議案第85号 平成22年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第86号 平成22年度垂水市簡水道事業特別会計補正予算（第3号）案

議案第87号 平成22年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案

○**議長（川尻達志）** 説明を求めます。

○**市民課長（葛迫隆博）** 議案第85号平成22年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について御説明申し上げます。

1ページに記載しておりますように、今回の補正は、歳入歳出とも2,772万3,000円増額し、歳入歳出の予算総額を26億8,072万8,000円とするものでございます。

なお、補正理由につきましては多岐にわたりますために、歳入歳出ともそれぞれ款ごとに申し上げますので御了承ください。

それでは、歳出からですが、7ページをおあけください。

金額はお示ししてありますので、読み上げな

いことをまず御了承いただきたいと思ひます。

1 款総務費ですが、3 項保険税収納率向上特別対策事業費につきましては、保険税収納率の向上を目的として臨時職員 2 名を採用しておりますが、うち 1 名が退職したため減額いたしました。

5 項医療費適正化特別対策事業費及び県特別調整交付金につきましては、このたび鹿児島県より、医療費適正化特別対策事業及び保健事業分の採択を得たために、レセプト点検員の賃金の今後の所要見込み額を勘案し、減額いたしました。

また、歳入補正に伴う財源更正をいたしております。

8 ページです。

2 款保険給付費ですが、1 項の療養諸費につきましては、歳入補正に伴う財源更正と、医療費の増嵩と今後の動向を見据えて年間所要見込み額分を補正するものであります。

次に、9 ページにかけての 2 項高額療養費につきましても、医療費の増嵩と今後の動向を見据えて年間所要見込み額分を補正するものであります。

9 ページの 4 項出産育児諸費につきましては、歳入補正に伴う財源更正であります。

次に、10 ページです。

6 款介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づき、減額いたしました。

8 款保健事業費、特定健康診査等事業費でございますが、11 月から 12 月にかけて未受診者健診を行うための文書送料等と臨時職員の共済費を増額いたしました。

次に、11 ページです。

9 款基金積立金でございますが、今後の年間所要見込み額分を勘案し、減額いたしました。

11 款ですが、一般被保険者保険税還付金及び退職被保険者等保険税還付金は、今後の年間所要見込み額を勘案し、減額いたしております。

なお、5 目の国庫支出金還付金ですが、平成 18 年度の会計検査院実施調査結果に伴う返還金確定通知に基づく補正であります。

次に、12 ページです。

3 項指定公費負担医療分については、今後の年間所要見込み額を勘案し、減額いたしました。

次に、歳入の説明をさせていただきますので、5 ページをお開きください。

4 款の国庫支出金につきましては、平成 21 年度国民健康保険特定健康診査、保健指導国庫負担金の額の確定通知に基づき、補正を行っております。

次に、7 款県支出金ですが、先ほど医療費適正化特別対策事業及び保健事業分の採択について申しましたが、特別県調整交付金事業としての補助額を計上いたしております。

3 項特定健康診査等負担金は、4 款と同様に、平成 21 年度分の確定により補正を行っております。

次に、6 ページであります。

11 款の繰入金、基金繰入金でございますが、今回の歳入補正における療養給付費の増額に対し、一般財源分として計上いたしております。

2 項の他会計繰入金につきましては、保険基盤安定化支援事業繰入金の額の確定、また、今後の出産数を勘案し、一般会計繰入金として補正を行っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水道課長（白木修文）議案第 86 号、第 87 号は水道課所管でございますので、一括して御説明いたします。

初めに、議案第 86 号平成 22 年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）案について御説明申し上げます。

補正理由でございますが、共済費の負担率確定に伴い、補正が必要になったものでございます。

補正の額は、歳入歳出にそれぞれ7万4,000円を追加し、補正後の予算総額は、それぞれ3,304万3,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

1款総務費、1項一般管理費、1目一般管理費でございますが、共済費を7万4,000円増額補正するものでございます。

対応します歳入につきましては、上の4ページをごらんください。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料でございますが、当初見込みより使用料増加に伴い、6万3,000円増額補正するものでございます。

同じく2項手数料でございますが、当初見込みより住民移動の件数の増加に伴い、閉開栓手数料を2,000円、工事検査手数料を9,000円、合計1万1,000円追加するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、議案第87号平成22年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

補正の理由でございますが、10月定期人事異動及び共済負担金の確定により人件費に変更があったことと、老朽化に伴う事業用車両購入のため補正が必要になったものでございます。

1ページ目をお開きください。

第2条におきまして、収益的収入及び支出の支出について補正を行っております。

補正内容は、営業費用を101万1,000円増額いたしまして、総額を2億1,342万6,000円とするものでございます。

次に、第3条におきまして、資本的収入及び支出の支出について補正を行っております。

資本的収入が資本的支出に対し不足する額につきましては、お示ししている資金で補てんすることとしております。

補正内容は、建設改良費を152万6,000円増額いたしまして、総額を8,518万1,000円とするものでございます。

2ページ目をお開きください。

第4条におきまして、議会の議決を経なければ流用することができない経費である予算第8条に定めました職員給与費を5,391万5,000円から103万8,000円増額し、5,495万3,000円にするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川尻達志）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの議案3件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第85号から議案第87号までの議案3件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

△議案第88号上程

○議長（川尻達志）日程第30、議案第88号垂水市長等の給料の特例に関する条例案を議題とします。

説明を求めます。

○総務課長（今井文弘）議案第88号垂水市長等の給料の特例に関する条例案について御説明申し上げます。

まず、本年3月から8月にかけて、固定資産税、市県民税、国保税の市民からの納付金37件、金額にして109万7,000円を税務課の臨時職員が

横領した事案がありましたので、御報告いたします。

なお、横領した臨時職員につきましては、既に9月30日付で離職しておりますが、離職後も幾度となく事情聴取を行い、事実確認をしております。

また、横領した金額であります。既に全額を返済しております。

今回のこの件による職員についての懲戒処分ですが、課長等の管理監督にある者につきましては減給処分、同じ業務を行う係員につきましては戒告処分としたところでございます。

市長及び副市長の処分につきましては、垂水市職員の懲戒処分に関する指針等の規定にはなく、また、臨時職員のこのような場合の特別職処分については通常はありませんが、職員への管理監督責任の立場であること、そして事の重大さを深く受けとめ、みずから処分することと判断されたことから、今回、本条例案を上程するものであります。

処分につきましては、現在市長25%、副市長10%の減額をしておりますが、12月の1カ月分の給料につき、今回の処分としてさらに10%を上乗せして減額しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川尻達志） ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午後0時6分休憩

午後0時10分開議

○議長（川尻達志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 こんなことが起きたということは私たちにとっても非常に胸が痛む思いですし、県下でもこの間、ことしになってもあちこちでこういう問題はどうも発生しているような状況が見受けられるのかなと思うんですが、聞きたいのは、いわゆるだれもが思っていることだと思えるんですけども、チェック、管理体制ですね、システムというか、そのあたりというのは、本来であれば公金が金庫に閉まるまできちりとチェックをするはずなんですよね。私も若いとき、臨時で役場に勤めたことがありますけれども、そのときも大変厳しかったです。だから、そのあたりがどうなっていたのかなと。だから、どっかでそのあたりがきちっと点検できれば、この問題というのは基本的には抑えることができるはずではなかったのかなというふうに思うんですが、そのあたりの状況はどうだったのか。

そのあたりでこの間いろいろな問題が起きたときに当然見直しも、うちも見直しをきちっとしなきゃいけないと、他市町村で起きた場合やっぱりそういうことも含めて、再度そのあたりもされたのか。

この2点について、お聞きをしたいと思います。

○税務課長（川井田志郎） チェック体制についてですが、まず、窓口で納付された段階でチェックをするんですが、その体制がちょっと不備な点が、チェック体制が不備な点がありまして、その点につきましては今、再発防止対策をつくりまして、そちらのほうでレジスターの設置位置の変更をしまして、まず、それからあと履歴の残るレジスターへの変更を今後、検討いたしております。

あと収納印につきましては、1つの問題ですが、収納印につきましては今まで担当の名前が入っていなかったもんですから、その点につきましては早急に収納印を改善しまして、担当者の名前が、

各自担当者に責任を持たせるといふ、収納した
ものについてですね、それについての変更を早
急に行ったところでございます。

以上です。

○持留良一議員 もう1点のところはどうだっ
たんでしょうか。というのは、他市町村でこの
間も起きていますよね、そういう不祥事が。そ
ういうときにやっぱり自分たちの現状をきちっ
と改めてそういう場で見直して、またみんなで
研修するとかということも当然とらなきゃなら
ない状況だったと思うんですけども、その2
点目がちょっと回答がなかったのです。

○税務課長（川井田志郎）他市町村と申しま
すと、県内ではこの税金関係につきましてはち
よっと聞いていないんですが、ほかの部門につ
いては聞いているんですが。

○持留良一議員 私も全体のあそこの状況を見
たりしているんですけども、もう1つ、非常
に僕が懸念するのは、お金を納めるところがあ
りますよね、あの関係で非常に僕らから見ると
自由に入れる状況があるなというふうに思うん
ですが、そして全体としての危機管理というの
が非常に僕は希薄じゃないかなと。これだけの
貴重な公金、市民の皆さんから預かる税金を扱
って、その内部でのいわゆる見直す点というの
はもう少しないのかと、このことを踏まえてで
すよ。

そういう意味での内部牽制制度、いわゆる内
部的な牽制制度も含めてきっちりやっていかな
いと、担当の部署だけでそこで完結するという
のは非常にこの事態から見ても、私はまた起き
る可能性がなきにしもあらずかなと思えちゃう
んです。そうしますと、内部的な牽制制度をし
っかり持って、そのあたりも第2、第3の防止
策をとっていくということが必要だと思うん
ですが、そのあたりというのは議論されなかつ
たんでしょうか。

○税務課長（川井田志郎）それらのところも

含めまして、今後の対策としまして収納業務体
制の改善を徹底的に行いまして、万全を尽くし
てまいる覚悟でございます。

以上です。

○市長（水迫順一）私の立場で、諸般の報告
で申し上げましたが、私から、本当に議員の皆
さんや市民の皆さん、善良な納税者に対して本
当に大変な御迷惑をおかけしたことを改めてお
わびを申し上げたいと、そのように思います。

今、税務課長が答えましたように、税務課に
つきましては、できたらできるだけカウンター
も低くして、本当に市民と話しやすい環境をつ
くろうと、一方ではそういうふうにしておりま
す。要は、後の管理なんですね。ですから、お
金を受けてからの金庫に入るまでの管理、この
辺にちょっとやはり問題点があったらろうとそ
ういうふうに思っておりますので、この辺はし
っかりと検証して、どうしてそういうことにな
ったのかもひっくるめてチェックして、反省し
て、改善をするという方向で今やらせておりま
す。

また、この税務課だけじゃなくて全庁にわた
って公金その他扱いがございまして、こうい
うことが二度と発生しないような体制づくりを
全庁でやろうというふうに思っております。

○議長（川尻達志）ほかに。

○池山節夫議員 市長も最後になってこうい
うふうに10%と、またさらにということで非常
に残念でかわいそうなんです、全協でも、どう
いうふうにしてこのことが起こるのかがよく説
明されなかったんですよ。ちょっと今聞いた話
では、前納の分を分納にしていたような雰囲気
だという、これは私は又聞きですから。ただ、
ここでやっぱりどういうふうにして起こったの
かの説明をやっぱり税務課長から聞いておかん
と、議会としても市民に説明がつかないし。そ
の辺のことを今までチェックする機能がなかつ
たからこういうことになるんだらうけど、さっ

き言われたレジスターとか、それを設置するとかそういうことで、担当の名前を入れるとかそのことで解決できるかな。その辺について一遍、お答えをお願いします。

○**税務課長（川井田志郎）** 今回の議案についての詳細な御報告をいたします。（「ちょっと教えて」と呼ぶ者あり）はい。

事件の発端は、平成22年10月14日、ある納税者からの固定資産税第2期分の督促状が届いたとの問い合わせがありまして、訪問調査の結果、納税をしていたにもかかわらず収納されていないことがわかり、ほかにもないかと確認作業を始めたところ、状況から内部犯行の疑いがあるものの確たる証拠を得ることができず、9月末で雇用契約を解除していた元臨時職員が前日の10月13日に市金庫窓口で固定資産税2期について22件分、総額で23万1,000円を納付していたことが判明いたしまして、3回に及ぶ事情聴取で横領を自白いたしました。（「レジスターで解決できるか」と呼ぶ者あり）

レジスター位置が今まで窓口のほうにあったものですから、ちょうど係長やら私なんかのほうでチェックが甘かった、甘くなっていたとか、ちょっと見えにくかったものですから、係長の後ろのほうにレジスターを持ってきて、ちゃんとチェックができるような体制をいたしました。

あと担当者の収納印につきましては、各担当1人ずつ収納印を持っているんですが、今までそれがみんな一緒に担当者名が入っていませんでしたよ。担当者名が入っていないということは、だれのをが使われたか、だれのがどこで使われたかというのがわからないんですよ。だから、その辺があったものですから、今回、担当者ごとに名前を入れて、担当者ごとに印鑑に責任を持つように、そこを厳重に注意したところでございます。

以上です。

○**池山節夫議員** 収納する人が何人かいて、その担当者がだれだかわかるようにしたって、それをきちっと、その収納の明細と金額を課長なりだれかがきちっと把握してチェックしないと、また同じことが起こるんじゃないの。

○**税務課長（川井田志郎）** 金額を私のほうで1回1回確認しなさいということ。

○**池山節夫議員** 1回1回というか、どっかで確認しないとね、また同じじゃないの。

○**税務課長（川井田志郎）** 今後、その点も十分検討いたしまして善処いたします。

○**市長（水迫順一）** また、完全にチェック体制といいますか、そういう反省の点も深く掘り下げて、原因の追求もひっくるめて先ほど言いましたようにやりますので、まだチェック体制が完全にこういう方向で再発できないと、再発がないという体制じゃございません。今からその件はもうちょっと深くやっていきます。

○**税務課長（川井田志郎）** ちょっと言い忘れたんですが、今、レジスターの横に一覧表が、その日の一覧表の様式を盛り込みまして、そこに1件1件金額と名前と入れて、それで後でその金額と、毎日午前と午後に持っていきますから、その分について照合いたすようにはいたしております。

○**議長（川夙達志）** ほかに質疑はありませんか。

○**宮迫泰倫議員** この臨時職員の方は男か女か、こら辺もないんですよ。説明をぴしゃっとしやはんか、————。おかしいことを隠そう隠そうと、それはだめですよ。事実をしっかりしてください。

それから、そういう臨時職員に収納係として使うことができるのかどうか、こら辺も問題ですよ。

だから、これからどうしますと、実はこうこうでした、こうこうしますと、それを言ってくださいよ。レジスターがどうのこうの、————

—————。「ホウ・レン・ソウ」とは何か、課長。市長、「ホウ・レン・ソウ」とは何ですか。ただ、職員が机の上に書いたあれだけですか。やることをしやはんか、常識がねえことをするなって、—————。残念じゃがね。答えなさい。

○**税務課長（川井田志郎）**かねてから公金管理に関しましては、収納業務につきましては慎重に慎重を重ねるように事あるごとに全職員に申しておりましたが、しかしながら、職員が徴収業務等で外出しているときなどは臨時職員が窓口立つ機会が多く、結果としてこのような事態に発展するとは思ってもよらないことでございました。課長として深く反省しております。（「女性か男性か、どちらかよ」と呼ぶ者あり）女性でございます。（「わかっおっどが」と呼ぶ者あり）

○**宮迫泰倫議員** その女性は職場を、自分の席を離れていたんじゃないかですか、いつも。どっかでか電話をしておったんじゃないの、彼女じゃないの、涙を流しながら語りおったが。そげんたわからなかったの、—————。答えてください。

○**税務課長（川井田志郎）** 宮迫議員がおっしゃるとおり、その職員でございます。

○**宮迫泰倫議員** であれば、市長、臨時職員の再雇用とかいうのはもうびしゃっとして、どういう過去があったのかとかしてくださいよ。—————。—————。

○**市長（水迫順一）** 全協でいろんな具体的な細かいことをやるべきだったと思うんです。ですから、いずれにしても、この臨時職員の窓口の雇用もひっくるめて、今、検討するようにしておりますので、公金を臨時職員に扱わせること自体がおかしいということも十分わかって

ております。その辺も改善します。（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

○**議長（川尻達志）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（川尻達志）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（川尻達志）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

議案第88号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（川尻達志）** 異議なしと認めます。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

△陳情第26号上程

○**議長（川尻達志）** 日程第31、陳情第26号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請についてを議題とします。

お諮りします。

ただいまの陳情第26号を総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（川尻達志）** 異議なしと認めます。

よって、陳情第26号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

ここで、社会教育課長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○**社会教育課長（瀬角龍平）** 先ほど議案第81号の議案を提案をいたしましたけれども、その使用料の単位が実は漏れておりました。単位は円という形で修正をしていただきたいと思います

す。

まことに申しわけありませんでした。

○議長（川尻達志）本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（川尻達志）明30日から12月6日まで、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、12月7日及び8日の午前9時30分から開き、一般質問を行います。

質問者は、会議規則第62条第2項の規定により、12月1日の正午までに質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（川尻達志）本日は、これもちまして散会します。

午後0時25分散会

平成 22 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 平成 22 年 12 月 7 日

本会議第2号(12月7日)(火曜)

出席議員 12名

1番	(欠員)	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	(欠員)	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	(欠員)
6番	田 平 輝 也	14番	(欠員)
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	小 島 憲 男	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総務課長	今 井 文 弘	土 木 課 長	深 港 涉
企画課長	山 口 親 志	会 計 課 長	尾 迫 逸 郎
財政課長	北 迫 睦 男	水 道 課 長	白 木 修 文
税務課長	川井田 志 郎	監査事務局長	磯 脇 正 道
市民課長	葛 迫 隆 博	消 防 長	宮 迫 義 秀
市民相談			
サービス課長	前木場 強 也	教 育 長	肥 後 昌 幸
保健福祉課長	城ノ下 剛	教育総務課長	三 浦 敬 志
生活環境課長	感王寺 八 郎	学校教育課長	有 馬 勝 広
農 林 課 長	森 下 利 行	社会教育課長	瀬 角 龍 平

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	篠 原 輝 義
		書 記	有 馬 英 朗

平成22年12月7日午前9時30分開議

△開 議

○議長（川尻達志）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第89号上程

○議長（川尻達志）日程第1、議案第89号平成22年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（北迫睦男）おはようございます。

議案第89号平成22年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案を御説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、保育園AED設置事業と、種子島周辺漁業対策事業に県補助金の内示を受け、予算措置が必要になったものでございます。

今回、歳入歳出ともそれぞれ539万3,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は95億6,816万7,000円になります。

まず、歳出から御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

民生費の目1児童福祉総務費の備品購入費でございますが、国の子育て支援事業として創設されました県の安心こども基金事業により実施するもので、市内6カ所の保育園にAEDを設置し、子供の安全対策を講ずるものでございます。

農林水産業費の2目水産業振興費の負担金、補助及び交付金は、宇宙航空研究開発機構から交付されます種子島周辺漁業対策事業補助金を活用して、垂水市漁業協同組合が加工場冷却装置施設を増設するものでございます。

これらに対する歳入でございますが、4ペー

ジの県支出金を充てて収支の均衡を図っております。いずれも県の100%補助事業でございます。

以上で説明を終わりますが、今回の提案は、県の補助金内示が今定例会開会后であり、また3月議会では事業実施に支障があり、会期中途での提案となりましたことを御理解いただき、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川尻達志）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○池山節夫議員 この180万円なんだけど、6カ所、シンプルに30万円でもいいのか。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）市内の6保育園の分でございます。単価は一応30万円と予定しております。

○議長（川尻達志）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、所管の各常任委員会に付託の上、審査したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第89号は所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

△一般質問

○議長（川尻達志）日程第2、これより一般質問を行います。

質問者は、1回目は登壇して行い、再質問は質問席からお願いをします。

質問回数については4回までとしますが、一問一答方式を選択した場合は、1回目は一括で行い、2回目の質問から1項目につき3回までとします。

なお、本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。

また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、2番大菌藤幸議員の質問を許可します。

[大菌藤幸議員登壇]

○大菌藤幸議員 皆さん、おはようございます。

今回は、水迫市長が勇退を表明され、最後の定例会になろうかと思いますが、市長の実績をたたえ、たくさんの傍聴者がおいでのようです。私も、市長の2期8年の功績をたたえ、元気よく議会人として質問をしてみたいと思います。

議長に許可をいただいておりますので、早速質疑に移ります。

まず最初に、「地域づくりの政策は現実的に」というテーマでございますが、私は総務文教委員会に属しておりますが、先般、11月17日から19日にかけて、兵庫県佐用郡佐用町、兵庫県神崎郡福崎町の2町を訪問し、行政視察をさせていただきました。きょうは、福崎町での研修結果をもとに質疑をしてみたいと思います。

福崎町では、地域づくりの取り組み状況をテーマに勉強させていただきましたが、地域づくりへの施策として2つの事業を掲げていらっしゃいました。

まず、その1つに地域づくり推進事業がございまして、この事業の趣旨は、「住民の連帯と協調の中で、魅力あるまちづくりが、自治会活動や住民活動を通じ、自主性と創意工夫することにより積極的に展開されていくことを期待し、人間性豊かな地域づくりを推進するため補助金を交付する」となっております。

この事業の内容について、この事業における補助金交付対象者は、自治会、婦人会、老人会、PTA、ボランティア団体、NPO等々で、補

助金交付内容は、事業費の90%以内かつ30万円以内。継続的な事業は、初年度30万円、次年度20万円、翌年度20万円、翌々年度20万円を限度とする。3つ目に、ボランティア団体、NPO等については10万円以内、単年度限りとする。

次に、どのような事業が補助金交付の対象になるかといいますと、サポートクラブ、子供や高齢者、お年寄りの見守り、自主防災訓練、地元河川整備、河川清掃、公園整備等でございます。

当初、2つの事業と申しましたが、もう1つの事業はアドプト事業と申しまして、アドプトとは、意見、考え方を採用する、または養子にするという意味でございまして、この事業の目的、趣旨は、住民が主体となり、地域の美化意識の向上と地域コミュニティの活性化を図ることを目的とした新しいまちづくりの推進、地域住民や企業等の団体がボランティア活動を通じ、みずから道路や公園等、公共物の清掃美化等の活動を行うとされています。このアドプト事業では、福崎町の支援として、物品の貸与・支給、傷害保険の加入等が挙げられておりました。

そこで、ことし3月議会におきまして、私はこの研修結果と同じような質問をしております。「元気のある集落を目指して」というテーマだったと記憶いたしておりますが、その後の行政の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、公共工事発注にかかわる設計図書の認識について。

このことも、同じく3月議会において私なりに意見を申し上げておりますが、特に建築工事において、わかりやすく言いますと、設計図書と申しますが、設計図面のことで、設計者、発注者の意図が業者に100%伝わっているのかという質問でございます。この質問は、冒頭で申し上げましたとおり、3月にも私なりに意見を述べております。再度、見解をお伺いいたします。

さて、次は土木課発注土木工事の落札額につ

いて。

垂水市は、平成21年9月1日より現入札制度を採用されました。今回は特にAクラスの入札額についてお聞きいたしますが、Aクラス10社が指名を受け、競合する過程で、入札件数6件から7件の発注において、3件を1社が落札されております。しかも、その入札金額が一千数百万円単位の入札金額で、1円の単位まで記されております。この事実は、積算能力の差でしょうか、それとも偶然なのでしょう。土木課長に見解を伺います。

次に、垂水市情報公開条例について伺いますが、この質問は先ほどの質問に関連しておりますが、入札の際、最低制限価格を設けられていますが、入札執行後、その最低制限価格を公表できないのか、公表すべきものと思っておりますが、見解を伺います。

次に、脇田市木線の改良工事の進捗状況を伺います。

土木課長もたくさんの質疑に大変ですが、よろしく願いいたします。

最後のテーマは、過去の質疑の答弁で、「検討します」「研究・協議します」と御返事いただいたことがあります。その中からきょうは教育長に、地域運営校、いわゆる保護者や地域住民が学校運営に直接参加する制度、今、市内4中学校が統合された垂水中学校を指定する考えはないか、再度伺います。

これで、1回目の質問を終わりますが、私が納得できる答弁をいただければ再質問をする必要がなく、浅学非才な私ですので何とぞかみ砕いて説明をしていただきたいと思います。

これで、1回目の質問を終わります。

○企画課長（山口親志） 大藪議員の質問に地域づくりの視点からお答えいたします。

第4次垂水市総合計画の基本構想の中で、「地域づくりの拠点」を境、牛根、松ヶ崎、協和、垂水、水之上、大野、柗原、新城とし、拠点地区

において、地域づくりの考え方や地域の将来像を盛り込んだ地域振興計画を定め、地域の特性を生かしたまちづくりを地域住民の手で進めていきます」と定義しております。昨年より、9カ所の地区から大野地区を選定し、大野づくりとして話し合いを行っております。

現在の状況は、大野地区公民館の運営委員を福祉・教育部門、産業部門、住環境部門に分け、会議を開催し、また全世帯へ意見募集を行い、自由な意見を出していただいております。行政への不満、要望もありますが、自分たちの地域を考え、どのような地域にもっていくのか議論を行っていくことで、まとまりと地域力が芽生えていると思っております。

地区民の主体性を重視しながら、行政もバックアップをしておりますが、地域住民でつくり上げた振興計画をもとに、各課とも協議し、財政支援の協議も行っていきたいと思っております。

住民からの意見としましては、高峠への思いから、地区で管理をさせてほしい、コスモスの復活への強い思い、高齢者対策としましては安否確認のための旗上げ、人口増対策として住宅の建設、自然学校の利用者との触れ合い、大野特産品の販売及び販売場所の確保、臭気対策、市道、県道等の100件近くの協議を行っております。

そのような意見、思いを、実施主体は地区住民全体なのか行政なのか、実施期間は短期なのか中期なのか長期なのかと、そのような期間を整理して、計画を具体化してまいりたいと思っております。

先ほども申し上げましたが、会合、話し合いを進める中で確かに地域は強くなり、まとまりができております。垂桜、大野原振興会ではわざわざ地域づくりのために臨時総会まで開催していただきまして、住民全体の取り組みとして考えられております。

企画課では、毎回の会合の状況を、参加していない地区住民にも知ってもらいたいという思いから、「大野のいま」と題しまして、かわら版形式で情報を全戸に配布をしております。

もちろん、地域住民による振興計画ができ上がりましたら、当然ながら尊重し、対応してまいりたいと思っております。あわせまして、今回この大野地区で地域づくりができましたら、他の地区への振興計画等も進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○土木課長（深港 渉）次に、2点目の公共工事発注にかかわる設計図書の認識ということで、特に建築工事における指摘がございましたので、そのことについてお答えいたします。

通常、大規模な建築工事、修繕も含まれますけれども、これにつきましては、設計事務所によって委託をしまして、設計図書の作成をしているのは御承知のとおりでございます。これを職員により再度チェック、精査いたしまして、入札用の工事設計書を作成しているものでございますけれども、そもそも建築工事におきましては、部材等も多く、多種多様に及ぶことから、現実論としましてはチェックが不徹底な部分もあるのは事実でございます。

閲覧期間中に設計図書の疑義があったということもございますけれども、そのときは質問書を提出していただき、指名業者全社に回答している状況でございます。しかしながら、このような明らかな設計図書の不整合につきましては、指名業者からの指摘の有無にかかわらず、発注者の責務としまして誠実な対応を図ることは言うまでもございません。

今後につきましては、そのような不整合をみずから早期発見するよう努めるとともに、明確な指摘にも、より以上の誠実な対応を心がけ、発注者及び受注者双方とも満足のいく成果が上げられるよう図ってまいりたいと思っております。

す。

また、その閲覧中の設計図書の中身でございますけれども、現在、建築工事におきましては、いわゆる内訳書というものを提示していないというところがございますけれども、その理由としましては、閲覧におきましては、指名業者各社におのおの設計図面を渡してございまして、これによりまして、現在のところ内訳書の添付は必要ないと判断しております。

確かに、発注者側から提示された図面のみで部材を抽出する作業は、使用部材が多岐にわたり、数も多いことから、時間的にも労力的にも大変であると言えます。しかし、反面、その作業を行うことによりまして、実施時の作業工程でありますとか、成果品そのものの姿も見えてくるものと考えております。

しかしながら、現在の本市における建築工事におきましては、発注件数も多く、指名業者におかれましては入札のための積算に苦慮されているような現状でございますので、指名件数の多いとき、あるいは閲覧期間の短い場合などは、県のようにあくまでも参考として提示できないものか、内部調整を図ってまいりたいと考えております。

それと、業者のほうから閲覧期間の設定についての疑義も聞いておるところでございます。現在、本年度の建築工事におきましては、事業件数が多いゆえに、工区分割など、同時指名件数も複数に及んでいるところでございます。

このような状況の中、7月の学校耐震工事等におきましては、同時に9つの工区について、通常どおりの木曜日指名通知、そして翌週の末、金曜日の入札日を設定した経緯もございました。先ほど申しましたように、この点について指名業者のほうから、閲覧期間が設定が短過ぎるという意見も聞きまして、9月以降の中央中の大規模改造工事におきましては、1社当たりの指名件数、工区が複数に及んだために、翌々週末

までの1週間の延長を実施しております。

設計図書の不整合時の協議時間の確保でありますとか、積算根拠のもととなる資料の収集などの観点から、今後は、規模や発注件数に応じて適宜な閲覧期間の設定に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の土木課発注工事の落札額ということで御質問がございましたので、それについてお答えいたします。

国や県の指導のもと、平成21年9月1日より、本市におきましても最低制限価格制度を、当初は試行としてございましたけれども、現在も運用しております。そしてこの9月1日の運用開始を機に、円単位の入札は、御指摘のとおり、Aランクについてのみ、すべての発注において続いている状況でございます。また、同額抽選は、昨年度が1件、今年度は2件ございました。

そもそも最低制限価格制度は、適正な工事契約の履行に資する目的に、品質確保でありますとか、厳しい建設業者環境を保護するなどの観点から、市場動向を踏まえ調査・研究された、見合うべき最低制限価格の数値が半ば高評価され、本市も運用しているものでございます。

本市におきます特にAランクの入札におきましては、この最低制限価格を見据えたラインでのシビアな自由競争の状況と言えるものでございます。したがって、非常に狭い価格範囲での入札が続いており、逆に申しますれば、失格者もたびたび発生している状況でございます。

このことから、最低制限価格を設定しておりますけれども、先ほども申しましたように、これを目指す結果の、結果論といいますか、そういう結果が生じているというものと認識しております。

以上でございます。

○財政課長（北迫睦男） 4点目の入札後の最低制限価格の公表についてを、契約担当課でございます財政課のほうから答えさせていただきます。

ます。

まずは、国や他団体の状況から御報告申し上げます。

国におきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の施行に伴い、義務づけられております契約金額1,000万円以上の工事案件について、契約締結後に公表を実施しているようでございます。

しかし、地方公共団体におきましては法令上の制約はないことから、各団体において適切に判断ということで、県におきましては、本市同様、算出基礎となります計算式の公表は行っていますが、価格についての公表は行っておりません。今後の予定、意向をお伺いしたところ、現時点におきましては考えていないとのことでした。県内他市の状況であります。阿久根市だけが内規による事後公表を実施しているようでございます。

そこで、本市でございますが、予定価格の事前公表を実施することにより、積算の妥当性の向上に資すること、事前漏えい等の不正を防止すること、また入札事務が軽減できるなどのメリットを重点におきまして、平成15年4月から、本市要領に基づき、予定価格の事前公表を実施いたしました。

また、国から出されました通知により、平成21年9月から、国の基準と同水準による最低制限価格制度を試行実施、また、平成22年4月から本格的な最低制限価格制度の実施を行っているところでございます。

国は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針におきまして、予定価格及び最低制限価格の事前公表については弊害が生じないように取り扱うこととし、事後公表を推進しているところでありますが、予定価格の事前公表の実施を受け、最低制限価格制度の実施でありますので、また、事前であれ事後であれ、最低制限価格が目安となって競争が制限

され、落札価格が高どまりになること、建設業者の見積もり努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること等にかんがみ、最低制限価格の公表は控えて現在に至っているところでございます。

御質問の事後公表につきましては、今申し上げましたようなことから、現時点におきましては、今後も現在までの方法で引き続き実施していこうと考えているところであります。

しかしながら、国及び県の指導により、一般競争入札の本格的導入、総合評価方式の導入の検討実施も視野に入れていかなければなりません。

入札制度におきましてはこれが絶対ということはないと考えられますので、今後も、国・県の指導のもと、他の団体等から情報収集等を怠ることなく、真摯に事務を遂行していきたいと考えております。

○土木課長（深港 渉）次に、5点目の市道脇田市木線の改良計画としてお答えいたします。

現在、本路線の改良計画の位置づけとしましては、議会にも取り上げられておりまして、改良すべき路線として長期計画のほうには記載しているところでございます。

そもそもこの路線の改良につきましては、早くは約20年前より、土木あるいは農林部署におきまして幾度か実施方向で計画しておりまして、その都度、用地取得の地元調整の不調でありますとか、排水計画への反対などで計画の進展が図られていない状況でございます。

また、近来におきましては、県の農林所管でございます中山間総合整備事業での整備計画にも掲上はしてあるところでございます。重ねて本年3月には、地域受益者より、この事業での推進要望書も上がっているところでございます。

しかしながら、この事業自体が政権交代によります事業仕分け等の対象にもなっておりますことなどから、現時点でのこの事業での実施は

不透明な状態であると言えます。

このような位置づけの中、この路線には市の公共施設であります清掃センターや台地上野耕作地への車両通行も多く、特に国道から台地に上がるまでの区間の路面の傷みがひどく、昨年度に現道幅員によるオーバーレイ的な舗装は実施はしたところでございます。

しかしながら、将来における清掃センターの活用問題でありますとか、行きどまりとなっております旧大隅線の農免道からの活用などの観点から、改良路線としましての是非は必至であると言えるところでございます。

このようなことから、早急な改良路線計画として位置づけられるよう、所管にとらわれない有利な事業を探ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育長（肥後昌幸）地域運営学校についての御質問にお答えいたします。

地域運営学校、いわゆるコミュニティ・スクールというわけでございますけれども、御承知のとおり、地域住民、保護者等が教育委員会、校長と責任を分かち合いながら学校運営に携わっていくことで、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを実現することを目指しております。

現在、鹿児島県内では指定校はございませんけれども、全国では本年4月1日現在で、幼稚園から小・中学校、高等学校、特別支援学校の629校が指定されております。その学校の実施状況に基づきまして、成果と課題について情報収集を行ってまいりました。

例えば、文部科学省の平成22年度コミュニティ・スクール推進協議会の実施報告書によりますと、成果としては、地域、保護者との協働による教育課題の解決策として、学校内で大人と子供があいさつし合える関係づくりができたとか、地域の教育資源、人材を活用した地域に根

差した学習活動が充実してきた、教育活動への教育ボランティアの増加など計画的な学習支援が進んできた、などが挙げられております。

課題としましては、学校運営協議会の事務についての教職員の負担、学校運営協議会の人選と具体的な改善策の提案、学校関係者評価、学校評議員など、既存組織等との連携等が指摘されております。

次に、地域運営学校を指定するとした場合に留意すべきことなどについても調べてみました。

当然、垂水市教育委員会規則を整備する必要があります。規則を整備するに当たっては、本市としての地域運営学校についての基本的な考え方、垂水市の学校運営の状況分析と地域運営学校を導入したときに期待される効果、保護者や地域の皆さんの意向の把握、学校運営協議会の組織案と学校運営にかかわる内容の明確化、市内校長会での研究、保護者を初めとした市民への周知、人事面における県教委との関係など、数多くの解決すべきことがございます。

最初に述べましたように、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを目指すという地域運営学校の趣旨はとても大切なものでございます。今すぐ垂水市において地域運営学校を指定するという状況ではございませんけれども、地域、家庭と連携した教育活動は、例えば学校評議員制や地域の人材の活用、学校関係者評価など、かねてから取り組んでいるところでございます。まず、これらの充実に努めたいと思っております。

また、現在、県教育委員会が本年度から始めました「地域全体で子どもを育てる環境づくり」を柱に、「かごしま学校応援団」という事業の取り組みがございます。本市におきましても、この「かごしま学校応援団」の設置に向けて準備を進めていきたいと思っております。

以上述べましたとおり、今後は、学校と地域、家庭の連携についてその充実を図るとともに、

地域運営学校についても情報収集を継続してまいりますというふうに思っております。

以上でございます。

○大園藤幸議員 多少納得のできないことがありますので、再質問をさせていただきます。一問一答でお願いをいたします。

まず、地域づくりの政策は現実的にと、このテーマからでございますが、これは昨年なたしか3月議会に、先ほども申しましたように、同じような考えを持って、福崎町の取り組み状況と同じような考えを持って私は質問をした経緯がございまして申し上げましたが、なぜ3月議会にそのような質問をしたのか。

これを振り返ってみますと、6～7月に行政連絡会が予定されているはずなんですね、毎年。行政連絡会等で、当時の答弁は土木課長だったと思いますが、垂桜の草払いの補助金を取り上げて私は質問をしたはずなんです。行政連絡会等で必ずそのような要望があるのだから、説明をしていただきたいと念を押したはずなんです。ところが、そのことには行政連絡会等で触れられていない。「手を挙げる振興会等がございましたらどうぞ」というようなことを私は話をすべきだと、そういうふうに申し上げたはずなんです。なぜされないのか。そこが問題なんです。議会で、そのようにいたしますとか検討をしますとか言われて、実際には行動に移っていない。何のための議会なのか。問題はそこなんです。

以前も申し上げたことがあるんですけども、再度同じ質問をしなければならない。時間を使って、録音代もかかりますよね、議会は。公費を使って議会を開催しているんです。だから、やはり行政も、議会の質問には、できないことはできないと答えてくださいと私は言いましたよ、私の質問には構いませんと。今、執行部には逆質問の制度はございませんので、できないとか、ほかの議員さんには言えないでしょうけ

ど、私には構いませんと。私は以前、教育長にも申し上げました。

だから、検討をしますと、研究します、協議をします、これで終わっていいものなのか。問題はここなんです。議会が何のためにあるのか。私も573人の支持を得て、議会に市民の代表として上がっております。1,000票を超える方もたくさんいらっしゃいます。それは、市民が、議会で垂水市のために、市民のために協議をしてくれよと、いろいろ質問をしてくれよと、これが支持だと思うんですね。市民の支持を、市民の意見をないがしろにしているのと一緒になんです。

そのようなことで、この地域づくりの政策を現実的という質問を差し上げているわけですが、この兵庫県の福崎町は、確かに事業実績として補助金の交付が19年度16件ですね、20年度14件、21年度11件と徐々に減っております。この金額が19年度280万2,000円、当然、件数が減るわけですから、交付金額も減ってまいりますね、20年度が259万2,000円、21年度が177万4,000円、4年を限りとしますのでこういうことになろうかと思えます。

しかも、これは自治会という表現をしておりますが、ほとんど自治会に交付をしているみたいですが、たしか垂水の振興会等が百幾十かあるはずなんです、たしか20~30の自治会だったと思えます、福崎町では。だから、非常に数字が大きゅうございます。30万円という数字ですね。だから、垂水の場合は振興会単位でやっていただければ、校区単位でもいいわけだけでも、持続的にできる範囲の補助金でなければ意味がない。これは私なりに福崎町で直感しております。

それと、これ、私の所管事項調査での自分の考えなんです、垂水市でも人口減によって少子高齢化が問題になり、自前で地域を守る方策を考えなければならない。限界集落の存続、地

域の団結、住民相互の理解、助け合い、共助が必要なはずである。このことを実行するには、行政が市民の意見をとらえて多少なりとも公費を投入して、市民の共感を得るべきであると思うんですよ。

総合計画か何か知りませんが、私ももらっております。確かに目は通しました。じゃ事実、この総合計画は一般市民に理解されているのか、ここなんです。形式上、国がつくれと言うからつくるとは、行政は。確かに将来像を見据えた計画なんです。それが市民に本当に伝わっているのかということなんです。だから、机上論だけで終わらせちゃだめなんです。まず、できることをやらなきゃ。

先ほど、地域振興計画として大野を取り上げられるということで、臨時総会等も開いていただいて、いろんな協議をされていくということもお聞きしております。非常に大事なことなんです。で、地域の方々に、自分たちのところは自分たちでやりなさいよと、そういう機運を盛り上げるためにどうするかということなんです。機運を盛り上げるためには、去年の3月議会に私が申し上げましたとおり、草払い機の燃料代、作業が終わってからのお茶菓子代等を、大きなものじゃございませんよ、そういうものを公費を使って投入すべきだと言ったはずなんです。

再度、これは通告をしておりますが、市長にどういう考えかを、私の考えは間違っているかをちょっとお聞きしたいと思います。

○市長（水迫順一）まず、私にとりましては最後の議会の大菌議員が最初の質問でございますので、議員の皆様、本当に8年間、議会活動を通じて、また質疑の中でいろんな御教示をいただいたこと、それからまた御提案をいただいたこと、そのことが本当に、垂水市をつくる、議会との両輪の中で大きな役割を担ってきたということを私自身感じておりまして、まず皆さ

んに感謝を申し上げたいと思います。

ところで、大藪議員に私の考えとしてお答えをしたいと思います。

地域づくりというのが非常に大事であると、少子高齢化が進んで、もう本当に崩壊寸前の集落が山間部では出てきておるわけですね、本市でも。なかなか対策が思うようにいかない。これは私ども垂水市だけの問題じゃございませんけど、今後、非常に大きな問題であるということは感じております。それで、一つ一つやはり手を打っていかなければいけないということも痛感をしておるわけでございます。地域に力が出ること、そのことが、垂水市全体が力強く活性化して、住みやすい垂水になるということも常々申しておるとおりでございます。

ですから、地域をつくろうということの熱意でいろんな、福崎町ですか、その辺の研修から得たものを御提案いただいておりますが、今、企画課長が申しましたように、8つ、校区ごとにちょっと大きくくくって、その校区で今、何が必要で、校区の特徴をつかまえた中で、校区づくりの中で地域をもうちょっとしっかりやっていこうと、それと、地域の校区の皆さんに丸投げするんじゃなくて、その校区の皆さんと一緒に職員も考えていこうということで地域職員制度をスタートしておるわけです。これも完全ではございません。これは今後さらに進化させていかなければいけない、そのように思っております。

その中で、そういう御提案をいただきましたことなんですけど、もうちょっと大きくくくってそういうことをやっておりますので、その成果等も見ながら、本当に細かく言われる、そういうお茶菓子とか、そういうものまでする必要があるのかは今後、検討していかなければいけないと。ただ、校区ごとに大きくくくった中でしばらくやってみないと、そのように思っております。

○大藪藤幸議員 持ち時間、1時間でございますので、今までの私の持ち時間は相当残っているんですけど、昔はですね。ちょっと余り時間がないようでございますので、後を考えますと。これは再度、来年の行政連絡会等でも、そのような地域が頑張るつもりがあれば、地域の美化活動に地域で頑張るつもりであればそれなりの多少なりとも、財政とも相談をされて、補助金をという話をさせていただきたいと思います。

次にまいります。

1回目の質問でちょっとやっぱり納得がいきませんので、設計図書の認識について、これ、私は昨年度の工事で、3月議会においてこの質問をしているわけですが、猿ヶ城のバンガローと申しますか、コテージと申しますか、キャンプ場の検査当日に土木課長は業者さんの前で、内訳書の提出も今後は考えますということをおっしゃったそうなんです。

なぜ内訳書を出せないのか、内訳書を出す必要がないのか、ここから入ってみたいと思いますが、この図面というのは、コンサルに当局がこのようなものをと、多分コンペ方式をとられるかもわかりませんが、絵をかいていただきますね、ある程度の。そして、それに対する設計を委託をされる、監理まで委託をされる。

一番問題になるのは、これ、お金なんです。設計図に基づいて業者さんも当然積算をいたします。そして入札に臨まれます。その以前、設計者は、員数を拾って単価を入れているんですね。当然なことなんです。員数を拾ったものはあるはずなんです、根拠が。なぜこういう話をするかという、図面にかいてないものも、建物の機能を満たすためにはしなきゃならんことがあるんです。設計者がミスしているのに、なぜ業者がかぶるんだ。ここなんです。ならば、内訳書を出してほしいと。

県は、内訳書の提出をもって参考資料とするというような内容を出しているらしいですね。

そして、業者と発注者側が異議があれば調整していけばいいと思うんだけど、発注者側の権限で内訳書は出しませんよと。これは図面の見方はいろいろありますよ、実際、人によって。だから、設計図書の認識ってそういう意味なんです。土木課長が考えられる図面の見方と、ある業者さんが見る図面の見方は違うんですよ、これ。何を意図しているのかということなんです、図面が何を言わんとしているのかと。だから、ある程度の設計図書の内訳は必要なんです、どうしても。

それと、垂水の中央中学校の最近発注になったらしいんですけども、設備工事において、トイレの設備工事ですけども、これ、建築に伴う工事ですが、器具がトイレのフラッシュバルブと申しますか、正式にはフラッシュバルブなんですけれども、壁につくような設計がしてあったと。それを、入札以前に質疑を業者から設計事務所に提出をしております。そして、担当課である土木課の建築係にも業者さんは質疑をされたそうです。土木課の建築係は何という返事を返したのか。それは間違っているのは間違っているかもしれないけれども、入札でとられた業者さんが考えることだ。これはとんでもない話なんです。間違っていることを認めておきながら、おかしいんじゃないのかな、それ。そういうことがまかり通るのかな。じゃその人は、自分が間違ったら自分の給料の範囲で出しますか。業者には出せというんですよ、そういう意味なんです。落札された業者の範囲内において解決すべき問題だということを公言されたらしい。

そのようなことで、参考にでも内訳書の提出が私は必要だと、猿ヶ城の検査のときにも土木課長は確かにそう言われたと私はお聞きしておりますが、土木課長、いかがですか。

○土木課長（深港 渉） 2点ほど質問がございます。

まず、内訳書の提出云々と、それから次に、その閲覧においての設計書の不整合の指摘に対する対応と申しますか、そのことでございますけど、大きな、言葉がちょっと不適切かもしれませんが、建築工事におきましてはずっと長い間、いわゆる建築工事そのものの指名を受けられる業者という形で、長年そういう指名が続いておりますけれども、そのような中で長年にわたり、これまでも慣例的になっている場面がございます、当然、指摘のありましたとおり、内訳書の提出でありますとか、設計書の不整合の場合の対応等も、そのような場面で図られた場面も多々あったように見受けられます。

しかしながら、同じ市として発注する土木工事にしても、市として同じ発注でございますので、あるいはまた所管としては、現在では土木課という形で1つの課になっておりますので、そういう意味では土木工事等とのまた整合と申しますか、同じような考え方で推進しなければならないと考えているところでございます。

先ほどもこの内訳書の提出についてはちょっと触れましたけれども、今、御指摘のとおり、県によりましては参考という形で提出もされております。私も個人的には、昨年その森の駅でもお答えしましたとおり、その提出についても、明示についても必要であると考えております。

しかしながら、先ほどもちょっと触れましたように、これまでの慣例として図面のみをそれぞれの、土木工事と違いまして、それぞれのおの指名業者のほうに渡しているということ、それから、部材が多く、しかも二次製品的なものも多く、その中でもまた、例えば切ったり、あるいは継ぎ足したりと、単純に名称あるいは部材そのものから算出しがたい場面も多々あるということも聞いております。その辺で、係としましては、内訳書の提示、明示ということで、非常に考えを悩ませているという現実もございます。

とは申しまして、同じ市として発注して、土木工事と似たような、同じような形でやっぱり推進していかなければならないということから、今後につきましては、できる限り設計図書の明示という方向で図っていきたいと考えております。

それから当然、この設計図書そのものの不整合の指摘といいますか、これにつきましては、先ほどもちょっと述べましたけれども、誠実な対応と申しますか、それは非常に重要なこととございまして、また言葉を変えますれば、お互い人間同士のそういう言葉で発する文言でございまして、とりようによってはそのような不誠実な対応に見られることも多々あると思いますので、その辺も含めまして、厳正な内部でのそういう指導といいますか、調整を図ってまいります。

以上でございます。

○大園藤幸議員 余り時間がないので簡潔に答弁いただきたいと思います。

この内訳書の問題ですね、慣例で内訳書を出していない。慣例を破るのも何らやぶさかではないんじゃないでしょうかね。だから、猿ヶ城のことしの3月の検査のときに、内訳書の提出も検討をする、前向きに考えているという話を業者さんの前で土木課長みずからされているわけだから、来年度から内訳書を提出できるようにぜひ調整をしていただきたい。

次に移ります。

土木課発注の工事、土木工事の落札額について、先月26日に、先ほど申し上げました3件の中の1件でございますが、元垂水原田線、道路改良工事3工区、数字も申し上げますが、1,700万飛んで、飛んでといいますか、省略します、429円。これですね、土木課長も公式な場ではございませんが、私と雑談の中で、最低制限価格と同額であるということをはっきりおっしゃいました。第三者も隣にいらっしやいましたので、

私の聞き違いではございません。

最低制限価格の事後公表はなぜできないのかということと関連しておりますが、429円。日本の貨幣価値は1円が今、一番最低の貨幣ですね。私が小さいころは1円持っていけば、「雀の卵」を2つくれおったですよ。でも、私は50銭というお金をお店で使ったことはございません。私も当年とって58歳、58年前から50銭という単位はないんですよ、いつまで使われたか存じ上げませんが。ですから、429円、この末端の数字ですね、430円であれば落札できない、428円であれば失格なんですね。だれもつけ入るすきはないんです、429円ぴったりということは。（傍聴席から声あり）傍聴者の方はちょっとだまりなさい。

情報が漏れている、漏れてないじゃなくて、私はこの入札制度が立ち上げられたときに非公式な場で申し上げております。通常は関係課長が、専門の課ですね、関係課長が数字を、最低制限価格を引いて、それを副市長なり市長が目を通して、最終的には副市長なり市長がその鉛筆書きの上をなぞって封書にされるそうとございますが、多分今もそうだと思いますね。

それで、当初、私がこの入札制度を立ち上げられたときに、あくまでも試行でしたけれども、85%前後という数式は確かに役所側から業者さんに伝わっております。では、85%前後をどうするのか。3つ、4つ、同じような85%を基本にして前後する数字を最低制限価格に設けて、業者さんが入札室に、会場に全員そろわれた時点で出入りを禁止し、執行部がその封書をくじ引きで決めたら、皆さんの前で、きょうはくじで2番が出ましたので、2番目の封筒が最低制限価格ですよということを公表すれば、だれも、言葉は私も慎重に選ばなければいけません、疑うことなく、入札で落札できた、落札できなかった、そのようなふうには業者さんはとると思うんです。

しかし、現在、1円単位で同じ業者さんが3本も落札をされていることによって、その業者さんは積算能力でまさっていたと、それでもよかろうと思います。しかし、市全体を考えると、10社ある業者さんの中で、6件、7件の案件に関して3件を落札できることは、ほかの業者さんの衰退につながる。だから、この最低制限価格の事後公表に関して、これ関連しておりますので一遍にやりますけれども、関連して、事後公表することによってなぜ悪いのかということなんです。時間がありませんので答弁は短くお願いしますよ。

だから、この制度そのものを根本的に変えなければ、85%前後というのが業者の育成なんですよね、保護なんです。工事の品質管理なんです。品質を目標にしているわけです。よくわかります。それはそれでいいと思う。しかし、問題は、最低制限価格の引き方なんです。私はこれを言ったはずなんです。しかし、それをどなたが決められたのか、やはりだれかが人間の手によって制限価格を引いてしまう。非公式な場で、積算能力の違いじゃないだろうかというようなことをおっしゃいましたが、県のAクラスも垂水市のAクラスには何社もおいでです。何百万円もするソフトを持っておいでです。じゃ、その方たちのほうが積算能力が低いのかということになりますね。余り、本当に時間があと5分になっておりますが、課長、どうですか、再度。

○土木課長（深港 渉）先ほどもお答えしましたとおり、この最低制限価格そのもの、あるいは結果論的に申しますと、こちらで設定しました数値に合致することもあるかと思いますが。

当然、私どもとしましては、そもそも円単位の入札ということ自体が何ら規定もないことをござしまして、結果的な計画額になりますと、税を掛けますと、ほとんどが0円ときれいな数字になっているということも現実でございます。

必然的に、その計算式あるいはその目標の数値というのが公表してございますので、シビアなといいますか、自由競争の中での結果的な事態だと考えているところでございます。

また、提案がございました、その場での何本かの最低制限価格の抽選と申しますか、その制度でございますけど、特にこのことにつきましては、私個人の考えとしましてはちょっとできがたいと思っております。

と申しますのは、そもそも最低制限価格を目指すときの目標値がございまして、それなりの変えた、持っている根拠をまた示す必要があるわけでございますので、現時点ではそれはちょっとできかねると言えると思います。

○大園藤幸議員 市長も本当にあと一月、二月かな、そこらを残されて勇退されるわけだけでも、この入札制度に関して、今の質疑、答弁で市長なりにまた後ほど詳しく精査をされるでしょうけれども、やはり不合理なところは直さなければならぬ。今のこの状態は非常にゆゆしきものであると私は認識しておりますので、市長は、後に託される執行部にどのようなお考えでこの入札制度を引き継いでいくべきなのかを、市長のお答えをいただいて、教育長はまた次の機会に、今回は時間がございませんので、お願いしたいと思います。市長に最後をお願いします。

○市長（水迫順一）入札制度、これは本当に疑義の生じない方法を考えていかなければいけないと思うんですね。ただ、この最低制限価格、この制度は私はよかったと思っておるんです。国も県もその方向で指導してきました。低入札が、景気が悪くなって、もう価格、コストを考えない低入札がどんどんはびこった。それを、業者を保護しようということで最低制限価格を設けたわけですね。ですから、これは私、このことは品質の管理、議員が言われた、いいものをつくっていただくということの目的と、それ

から業者を保護すると、仕事をしても赤字じゃどうしようもならんというものの、大きな2つの目的があるということではよかったと思っております。

それで、21年の9月から試行しておるわけですが、今まで、11月26日まで、本市は250万円以上を最低制限価格を持っております。99件、入札をしておる中で、おっしゃるとおり3回、そういう同額が発生したということでございます。約3%ですが、これが本当に問題のある3%であれば、グレー的な疑義があるような3%であれば問題があるというふうに思いますので、疑義があれば、何がそこに問題があるのか、これは今後、検討はしながら、業者を保護しながら、できるだけ多くの垂水の業者にとっていただくということが垂水の活性化にもつながりますから、その方向を目指さなければいけない、そういうふうに思います。

○大園藤幸議員 初めて1時間全部使わせていただきました。本当にありがとうございました。教育長はまた次の機会に。

ありがとうございました。

○議長（川尻達志） ここで、暫時休憩します。次は、10時50分から再開します。

午前10時36分休憩

午前10時50分開議

○議長（川尻達志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番森正勝議員の質問を許可します。

[森 正勝議員登壇]

○森 正勝議員 皆さん、おはようございます。

市長におかれましては、7年11カ月の間、一生懸命市政に邁進され、御苦労さまでございました。あるときは厳しく意見を申し上げ、あるときは優しく持ち上げながら、是々非々で市長と接してまいりました。願わくは最終章をつつがなく終わってほしかったのですが、今回の不

祥事で水を差されましたけれども、今後、健康に留意され、ゆっくり静養されることを望みます。

さて、政局に目を向けてみますと、何とか先日、補正予算が国会を通過いたしました。柳田法相の辞任は当然であります。今後、来年度予算に向けて、2閣僚が出席する限り審議しないと野党側は申ししておりますが、いろいろな事案が決められなければ困惑するのは国民であります。与党も度量の大きさがなければなりませんし、もっと与党と野党の風通しをよくし、自民党にも国を運営する責任があるわけですので、何とかデッドロックの状態だけは避けてほしいものです。

それでは、質問に入ります。

まず、垂水中央中学校についてでございますけれども、垂水中学校が開校いたしまして8カ月になります。校長先生初め、PTA会長を含めて一生懸命頑張っておられるので心配はしておりませんが、ソフト面とハード面の両方から、現況と課題があれば教えていただきたいというふうに思います。

次に、垂水市バイオマスタウン構想についてでございますけれども、タウン構想の現況と今後の展開について、お聞きいたします。

○教育総務課長（三浦敬志） 森議員の垂水中央中学校の現況と課題に関するお尋ねにお答えいたします。

教育総務課といたしましては、垂水中央中学校の把握につきましては、施設面でありますので、施設の面で現況と課題についてお答えしたいと思います。

議員も御存じのとおり、今年度から24年度までの3カ年かけて大規模改修工事を行っております。各年度の工事計画につきましてはお示したとおりでございます。

今年度の工事箇所でございますが、玄関のありますA棟と、体育館に挟まれた箇所でございます

B棟、C棟の国道側の半分とトイレ等の工事を
行っております。仮設校舎につきましては既に
完成し、授業で使用されております。

今年度の工事には25業者が参入しております。
毎週水曜日の午後から、市役所土木課、教育総
務課、垂水中央中、それに参入業者が現場事務
所に集まり、問題点などの確認や、工事、中学
校の行事に関する打ち合わせ、各業者の持ち場
の進捗率等の把握を行っております。12月1日
現在での今年度計画分の全体としての進捗率は
45%程度ということで、計画どおりというこ
とでございました。

課題といたしましては、今年度、トイレ等の
改修工事を行っているため、生徒たちに若干不
便をかけている状況がございます。

○学校教育課長（有馬勝広）垂水中央中学校
の現状と課題でございますが、私からは主に生
徒と、及び学校教育活動についてお答えいたし
ます。

垂水中央中学校では、「創造、感動、鍛錬」
の3つの校訓のもと、生徒、教職員、保護者が
一体となって新しい学校の伝統づくりに努力し
ております。

5月には確かに深夜に校舎の窓ガラスを割る
という問題行動が発生いたしましたけれども、
その後、きめ細かい、粘り強い指導で現在は全
体的には落ちついております。

また、大隅地区の生徒指導研究協力校としま
して、「粘り強く取り組む生徒の育成」をテー
マに実践研究をしております。

学習面では、一人一人が目標に向かって学習
に集中しており、授業の妨害などは見られませ
ん。9月に開催されました第1回体育大会、11
月に開催されました第1回文化祭ともに、教師
の指導のもと、生徒が主体的に企画・運営に携
わり、生徒の演技や参加態度もよく、充実した
内容であったという声を数多くお聞きしました。

部活動では、8月の県総合体育大会では、野

球部がベスト8、陸上男子共通三段跳びでは2
年男子生徒が優勝し、九州大会に出場するなど、
すばらしい活躍を見せてくれました。

新チームになって臨んだ地区新人総体では、
男女ソフトテニス部が優勝、野球部、卓球部が
準優勝、また県新人ソフトテニス大会では男子
が優勝するなど、各部活動とも目覚ましい活躍
で好成績を残しております。また、吹奏楽部、
美術部など、文化的な活動も充実しております。

今後とも、校長のリーダーシップのもと、教
職員が一体となって、新しい垂水中央中学校の
伝統づくりに取り組むよう、教育委員会としま
しても指導・助言をしていきたいと考えており
ます。

以上でございます。

○商工観光課長（倉岡孝昌）バイオマスタウ
ン構想についての御質問にお答えいたします。

バイオマスタウン構想の策定につきましては、
平成21年10月に垂水市バイオマスタウン構想策
定委員会を設置し、4回開催しました委員会に
おいて御協議いただき、平成22年3月に垂水市
バイオマスタウン構想案を策定いたしました。

バイオマスタウン構想は、「バイオマスや資
源作物の有効活用等について検討し、基幹産業
である農水産物を中心とした地域産業の活性化
を図るため、バイオマスの利活用に総合的に取
り組んでいくことを施策の基本方針とする」と
しております。

利活用方法の概要は、バイオガス発電及びメ
タン発酵残渣の肥料化、食料残渣のバイオガス
化及びメタン発酵残渣の肥料化、焼酎かす等事
業系生ごみの肥料化などを盛り込んでおります。

また、バイオマスタウン構想策定の過程にお
きましては、5月から6月にかけて、パブ
リックコメント制度による市民の意見も募集い
たしましたが、特に意見の提出はございません
でした。

バイオマスタウン構想の策定には九州農政局

との事前協議が必要でございまして、現在その作業を行っており、時間を要しておりますが、最終的な文言修正等を行った上で、順調にまいりましたら、来年1月に垂水市バイオマスタウン構想として農林水産省のホームページ上で公表される予定でございます。

○森 正勝議員 一問一答方式で再質問をいたします。

垂水中央中学校についてでございますけれども、ハード面では、大体工事の進捗状況が45%ということで理解いたします。ソフト面では、5月に窓ガラスを割るような問題があったそうでございますけれども、現在は落ちついているということで理解をいたします。今後とも十分注意をされて、少し厳しく指導をしていただきたいというふうをお願いをいたしておきます。

スクールバスについてお聞きしたいんですが、スクールバスが契約解除となる場合はどのような場合なのか、お聞きしたいというふうに思います。

○教育総務課長（三浦敬志） スクールバスの運行契約につきましては、平成21年度の一般会計補正予算（第7号）において可決していただきました債務負担行為に基づき、3カ年契約で行っております。

その運行契約であります垂水中央中学校スクールバス運行委託契約書によりまして、一般的な条文として、「この契約に定めのない事項が生じた場合は、その都度協議する」という条文はありますが、契約解除に関する条文はありませんので、このスクールバス運行委託契約書によほどの違反がない限り、契約解除はできないと思われまます。

以上です。

○森 正勝議員 契約解除になるというようなことはあったらいけないと思うんですけれども、一応その運行委託契約書の中に「この契約に定めのない事項が生じた場合、その都度協議する」

という条文があるようでございますので、これで何かあった場合は対応するというところでございますので、理解をいたしたいというふうに思っています。

10月の初旬に、牛根からのスクールバスが30分ぐらいおくれたということがございました。これについては当然把握されているというふうに思いますけれども、どのように対処されたのか、お聞きいたします。

○教育総務課長（三浦敬志） 垂水中央中学校に確認いたしましたところ、確かに10月7日にスクールバスのトラブルが起きたとのことでありまます。

トラブルの概要であります。出校途中の7時20分ごろ牛根麓中浜停留所付近において、走行中のスクールバスにエンジントラブルが発生し、走行できなくなったとのことでありまます。運転手は、直ちに代車の手配を依頼し、代車が急行し、生徒を乗りかえさせ、学校へ向かいました。トラブルの原因は、ラジエーターの破損によることがわかりました。

通常のバスの到着時刻は7時45分で、1時限目の開始が8時40分でありまます。バスがおくれて到着した日は、8時15分に着いて、30分ほどおくれたようですが、生徒たちが授業におくれるなどの影響はありませんでした。

この後、バス業者から校長へ、遅刻に対する謝罪と、再発防止に向けて今後万全を期す旨の謝罪があり、教育委員会は再発防止に関する文書を業者からとっております。

以上です。

○森 正勝議員 大きなおくれにはならなかったということでございます。ただ、ラジエーターの欠陥でストップしたということでございますので、ぜひ今後このようなことがないように、十分注意していただきたいというふうに思いまます。

最後の質問になりますけれども、教育長に、

やはり子供たちが今後、伸び伸びと学習できる環境づくりをしなければならぬと思うんですけども、その辺のところを教育長の決意といえますか、そういったことを一言、よろしく願いいたします。

○教育長（肥後昌幸） 中央中学校が開校しまして8カ月がたちました。現況につきましては、先ほど教育総務課長と学校教育課長のほうからあったとおりでございます。

今、市内唯一の中学校ということで、学校長を中心に、生徒、それから教師、保護者が一体となって、すばらしい学校にするんだという意気込みで頑張っているようでございまして、私も大変うれしく思っております。

まだしかし、十分だと、これでということでは決してありませんで、一番心配をしていますのは、不登校の子供が何人かおります。こういう子供たちがすべて元気で登校できるように我々としても努力をしてまいりたいと思います。

また、施設等につきましては、先ほど教育総務課長のほうからありましたように、大規模改造の今、工事中でございます。これから先、いろんなまた、ことが、しなければならぬことはたくさんございます。そういうのもまた学校とも連携を密にしながら、統合してよかったと言ってくるように、そういう学校を目指して頑張っていきたいというふうに思っています。

○森 正勝議員 よろしく願いをいたしておきます。

次に、バイオマスタウン構想についてでございますけれども、来年1月に農林水産省のホームページ上で公表される予定とのことでございますけれども、このタウン構想を策定した場合にどのようなメリットがあるのか、ちょっと教えていただきたいと思うんですが。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 2回目の御質問にお答えいたします。

バイオマスタウン構想を策定することのメリ

ットでございますが、バイオマスタウン構想は、本市に存在するバイオマスについて、現在どのように利用しているか、将来的にどのような利活用をしていくのかを将来に向けた構想として示したものでございます。

そこで、バイオマスタウン構想のメリットでございますが、1つ目に、市民に対して環境問題やエネルギー問題に関する啓発効果、また、環境保全に努力している市として内外に情報発信できるというPR効果がございます。2つ目には、バイオマスタウン構想の実現に向けた事業を公共や民間が行う場合に、バイオマスタウン構想があることで補助金などの支援を受けることが大変スムーズになるというメリットがございます。

○森 正勝議員 メリットとしては、啓発効果、PR効果、それと、構想に向けた事業を行う場合、補助金が受けられるというようなことがあるようでございます。

以前のNEDOのフィールドテスト事業でも、初め、市の持ち出しはないと市長もおっしゃいましたけれども、私も、それなら進められたかどうかということ市長にも申し上げましたけれども、実際始めたらいろんなことがございまして、また結果的には、大きな持ち出しはございませんけれども、数百万円というような持ち出しがございました。やっぱり今後、焼酎かすとかいろいろ事業をされると思いますが、やはり、BバイCというんですか、費用対効果、それからコスト意識を持っているんな事業に取り組むべきだと思うんですけども、その辺の決意をちょっと商工観光課長、よろしく願いします。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 3回目の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、前回のバイオマスフィールドテスト事業は、実証実験終了後の施設を市が引き取った場合の維持管理費が後年度負担にな

るといふことも、施設を引き取らなかった理由の1つでございました。今後、何かの事業を実施するとした場合には、建設整備費もそうでございますが、その後のランニングコストなど、費用対効果の検証には十分配慮する必要があると思っております。

○森 正勝議員 最後になりましたけれども、市長に、今後の構想についてちょっと市長のお考えを一言お願いいたします。

○市長（水迫順一）今、商工観光課長から答弁したとおりなんですが、ただ、私が強い、後でまたいろんな質問にもこのことは答えていかなければいけないと思うんですが、今後やはり環境問題をしっかりと取り組んでいくことが、市の運営においても非常に大事になってくるというふうに思っております。ですから、バイオマスタウン構想も核にしながらか、環境問題に本当に一つ一つ取り組んでいくことが非常に大事な時代だろうと思っておりますので、そういう意味では、ほかの市町村に先んじてやはりやっていく必要があるとそのように思っております。

○森 正勝議員 これで終わります。ありがとうございました。

○議長（川尻達志）次に、10番持留良一議員の質問を許可します。

〔持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 それでは、議長の許可が出ましたので質問に入ります。

今議会は市長にとっては最後の議会になります。そこで、私は、この8年間を総括する観点と、残っていた課題について方向性を明らかにする立場で質問をします。

最初は、地域経済と地方自治の危機の認識について伺います。

この数年間、地方は、住民の暮らしと地域経済をどうやって立て直し、地方自治を拡充するかが問われ続けています。それは今、地域経済と地方自治は深刻な危機のもとにあるからです。

1つは、長年の自民党政治の行き詰まりと、構造改革の名による新自由主義の経済政策が、垂水市でもそうであるように、住民の福祉と暮らしを破壊し、地域経済の担い手である地場産業、農林水産業に大きな打撃を与え、地域間格差を拡大し、地域経済の衰退を加速させていることです。

2つ目は、そうした事態のもとで、自治体が住民の福祉と暮らしを守る大事な仕事を果たさなければならぬにもかかわらず、進められてきた地方分権改革が地方自治体の機能を壊しつつあるということです。三位一体改革による地方交付税の一方的な削減、その後、財源の手直しはありましたが、地方の疲弊を回復することはできていません。

私は、これらの危機に際し、憲法と地方自治の精神に立って、社会保障や教育など、最低基準は国が責任を持って定め、財源を国が保障することを確立させ、そして住民の福祉機関としての地方自治の機能と役割を保障させることだと考えます。

さらに、地域社会と文化の担い手ともなっている地場産業、農林水産業を根幹に据えた経済政策の根本的な転換を求めていくことが重要だと考えます。

これら2つの地域経済と地方自治の危機認識について、そしてまた今後の市長のこれらについての対策について、現段階での市長の見解をお聞かせいただきます。

合併問題は、半強制的な合併の推進によって、住民サービスの低下、災害時等の緊急対応の困難など、自治体の機能があらゆる面で打撃を受けています。九州経済調査協会の結果では、「目的が見えにくい合併」とあらわしています。市長の見解と評価をお聞かせください。

次に、TPP（環太平洋戦略経済連携協定）への参加協議問題について伺います。

これは、自由化の例外を一切認めず、関税の

撤廃を参加国に迫るものです。参加することになれば、農業大国からの輸入も完全自由化されるのは避けられません。農水省の試算でも、農業生産額の減少は4兆1,000億円、食料自給率は40%から14%へ、340万人の雇用が失われるとされています。このことから、日本の農業が壊滅的打撃を受けるのは明らかです。

輸出大企業のもうけのために国民の食料を犠牲にし、農業と農村を切り捨てることは絶対許せません。自由化一本やりではなく、食料主権を確立し、農業の多面的な発展に政府は力を注ぐべきです。

そこで伺いますが、本市の農林水産業や関連産業及び雇用、地域経済への影響はどのように試算されているか、伺います。

上記のような影響や懸念がある中、農業や地域産業を守るために、またTPP参加という歴史的な誤りを許さないために、行政としてどのように対応や対策を検討されているか、伺います。

次に、雇用失業対策と経済対策について伺います。

政府は、今日の経済状況を「一時的に消費は伸びたが、景気は足踏み状態である」とコメントしています。また、失業率も悪化し、大学生や高校生の就職難から、若者は9%と特に高い状況になってきています。

今、景気対策としては、賃金をふやし、中小企業を支え、地域経済を守って、家計を温める政策への抜本的転換が求められると言われていきます。垂水市としても、状況に応じた経済対策や雇用対策は市民の暮らしを守る立場から求められています。

そこで、市内の経済状況の認識と対策について、またその必要性について伺います。

さらに、提案されている一般会計補正予算で景気対策はどうなっているか、伺います。

私はこの間、景気刺激策を幾つか提案をして

きましたが、今、全国でも不況対策の抜群の効果があると、実績も含めて広がっている住宅リフォーム制度の実施を改めて提案をいたします。

全国で175の自治体、4月以降でも県下の曾於市を含めて43の自治体に取り組んでいます。この提案のもう1つの観点として、災害での再建支援としても効果的な政策と考えます。現在の生活再建支援法では半壊や浸水等は補償されません。それを住宅リフォーム制度で補うことが可能になります。山口県山陽小野田市では、制度が生活再建への大きな役割を發揮しました。

そこで伺います。

1年前にも提案しましたが、回答として「調査・研究を行う」というものでした。その経過、結果、どのようになっているのでしょうか。さらに、この間の全国の取り組み状況はどのようになっているか、教えてください。

県として実施しているのは秋田県と群馬県だけですが、秋田県は、実施している16の自治体をさまざまな角度から分析を行っています。その結果がどのように報告されているか、教えてください。

私は、動向や結果から考えても、このような景気刺激策は垂水市でも必要なときと考えます。今後の取り組み方についてどのように整理されたのか、教えてください。

次に、雇用問題で本市の若者を取り巻く雇用状況はどのように把握されているか、伺います。

地元新聞でも、「若者が希望の持てない社会の未来は暗い。関係者を全力で支援を」と訴えています。鹿児島市は奨励金制度など創設して促進を図っていますが、このような対策も含めて、取り組む必要はないのか、伺います。

また、雇用相談体制の充実も必要と考えますが、見解を伺います。

次に、子育て支援と暮らしを守る観点から、失業や生活苦等での保育料の減免制度について質問いたします。

保育料の滞納の事由はどうなっているか。

次に、平成7年、失業等での収入減収への対応として、費用徴収制度の取り扱いに関する通知が出されていますが、内容はどうなっているか。本市としても、子育て支援や暮らしを守る立場から、本市の収入取り扱い規則等でこれらをしっかりと明記していく必要があると考えますが、見解をお聞かせください。

次に、障害児・障害者対策について伺います。

1点目は、特別支援学級の施設・設備問題です。

特別支援教育体制が発足して一定の期間を経た今日、障害のある子供たちの教育環境条件は問題ないのか、検討する必要があるのか、その点について伺います。

今日、障害の状態が多様になっている中、条件に合った教育を願う保護者の期待にかなっているか、また、子供の成長、発達に関する権利を保障する政治の責任が果たされているか、検証する必要があります。

1つは、障害の多様化に見合った条件整備になっているか、現状の認識と対策について伺います。

2つ目は、保護者の声や要望などどのように把握されているか、伺います。

2点目は、障害者自立支援法で、地域生活支援事業の基本的な点について質問いたします。

去る3日の国会で、障害者の願いを踏みにじて、自立支援法のいわゆる延命法案が可決されました。

地域支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施すると、市が実施主体となって事業を行います。実態は、限定された国庫負担や自治体の予算の範囲で事業の実施が行われ、応益負担により、必要なときに必要なサービスが受けられない状況にあります。さらに、実施主体が自治体になっていることで、行政の姿勢、

財政状況等でさまざまな不足と格差が生まれています。

自立支援法の目的は、障害者が自立した生活を営むことができるように支援を行うこととなっています。

そこで伺います。

障害者の実態や要望を的確に把握し、自立を支える施策の政策目標や取り組みになっているか。

2点目は、制度アクセスへの保障、利用料の減免など、拡充や適正な支給決定の仕組みはできているか。

障害者計画と障害者福祉計画との整合性は図られているか。以上伺います。

最後に、消防の広域化の問題について伺います。

先般、任意の大隅消防広域運営協議会設立についての報告説明がありました。今後、広域に関する協議がされていくわけですが、参加・不参加は自治体の自主的な判断です。今後、議会として問題点をただし、広域化で市民の安全、身体、財産を災害等から守るための消防体制は何かを、市民の皆さんに呼びかけながら検証もしていきたいと思います。

今回は、広域化のねらいと、協議する上での問題意識について伺います。

1つは、当初の広域化を進める理由として、「消防無線のデジタル化を自治体で進めるには財政的に厳しいから広域化で」との理由でしたが、過疎計画で設置する方針に変わりました。今回の協議参加との整合性はどうなっているか、伺います。

2つ目は、現状の消防力60数%の消防本部が合併しても、地域の消防力は60数%に変わりはありません。消防体制の強化となるという提起には疑問を持たざるを得ません。例えば私の調査では、大隅地域の消防ポンプ車は、広域になった場合、整備方針に示されている台数は12台

です。調査で、ほぼ同数を現状でも大隅地域の消防は保有しています。これでは現状維持であり、強化されるとは到底考えられません。

私は、火災等の災害から住民の生命、財産を守るため、自治体消防を守り、消防体制を充実させることが大切だと考えます。

そこで、この事例からも、広域化は住民の安全とそのための消防体制の基盤強化になるか、見解を伺います。

以上、1回目の質問を終わりますけれども、理解できない点がありましたら再質問を行います。

○市長（水迫順一） 持留議員にお答えをいたします。

まず、任期8年間の危機の認識であります。私が市長就任の平成15年1月の時期は、構造改革、三位一体改革、地方分権改革など、小泉内閣が推し進めてきました諸政策と重なり、「聖域なき改革」「官から民へ」などのスローガンで国が大きく変わろうとしておりました。

この小泉構造改革内閣の政策の背景には、小さな政府を目指し、なるべく国の関与を減らし、政府の規制を緩和・撤廃して、民間の自由な活動に任せて成長を促そうとする経済理念、つまり新自由主義の考えに基づいて行われ、その評価や功罪につきましてはさまざまな立場から論じられております。

三位一体改革による地方交付税の削減や国庫負担率の引き下げ、地方分権改革も、裏づけとなる財政基盤の強化や財源移譲がなかなか進まないなど、垂水市にとっても厳しい影響があったと考えております。

しかしながら、その影響に手をこまねいたり、異を唱えるだけでは垂水市民の福祉の向上につながるものではありません。その対策としまして、私の8年間の在任期間において繰り返し述べてきましたことは、地域の力をつけるということであり、そのため、市民と役所が協

働で痛みを分かち合いながら、行財政改革や地域経済の活性化に努めてきたと思っております。その結果として、農林水産業や商工業の振興、そして福祉の向上に、微力ではありますが、寄与できたのではないかとこのように思っております。

時代は今、民主党政権となり、その経済政策も重厚長大型から知的集約型への産業構造の転換として進められており、過去にだけ目を向けるのではなく、新たな時代に対応した地域の力が必要とされており、市民を第一に考えた市政運営が図られると信じております。

議員おっしゃるとおり、この政策によりましてかなり垂水市も大きな影響を受けておるのは、今申したとおりでございます。それと一方では、やはりどうしても地域間の格差が生じたということは、私も考えております。

次に、合併問題でございますが、合併の見解と評価についてでございますが、確かに国が推進してまいりましたが、取り組みに対しましては、各市町村が自主的でなければならぬとこのように思っております。

垂水市は、御存じのとおり、地域住民の声を聞くために座談会等も実施しました。合併をするかどうかの住民の意見聴取等の行動、方法が重要でありましょう。また、合併がよいか、単独がいいのか、その市町村の事後の取り組み、対策が重要であると、このように思っております。

垂水市は合併できなかったわけですが、合併したところが大体もう4～5年を経過してまいりました。そのメリット・デメリットもだんだん出てきたとこのように思っております。本市は、合併できなかった中で、やはり利点もあったんじゃないかとこのように思っておりますし、あえて3つほど挙げさせていただきますと、より、やはり市民に近い場所で行政ができたということでございますし、やはり市民のニーズを

把握しやすいということとか、やはり小回りがきくという点ではよかったんじゃないかと。

そしてまた2番目には、市民も積極的に協力しやすい、広域であるがゆえになかなかその辺が難しい、合併したところにとっては難しい面があるんじゃないかというふうな気がしております。このことでやはり協働のまちづくりをやりやすいし、一体感をとりやすいんだということもあったと思っております。

それと、伝統や文化の継承、それからコミュニケーションをとりやすいと、そういう面もプラスとして考えられるんじゃないか、そのように思っております。

○農林課長（森下利行） 持留議員のTPP参加への問題につきまして、お答えいたします。

日本がTPPに参加した場合に、本市の農業や関連産業と雇用、地域経済への影響試算額はどうかということですが、国の影響額の算出につきましては、試算全体としまして、関税率10%以上でかつ生産額が10億円以上である33品目につきまして、全世界を対象に直ちに完全撤廃し、何の方策も講じない場合におきまして、影響額を打ち出しており、県も国の算定の考え方を参考に、国の33品目のうち農産物の19品目の中から、本県に該当する9品目について試算しているところであります。

本市におきましても、県の試算を参考にし、県が試算しました農産物9品目のうち、さらに本市に該当するサツマイモ、牛肉、豚肉、鶏卵、米、茶の7品目に対しまして試算しております。

ただし、県の試算とは厳密に条件等が違ふことから、変動があることを前提に試算しました推定額であることを御了承願いたいと思います。

垂水市における平成20年度の7品目の農業産出額は約53億3,000万円で、県が試算しました数値から損失額を推定しますと、農業生産額で約31億1,000万円、関連産業への影響につきましては、でん粉製造業、肉製品製造業等を対象に算

出しました結果、約31億7,000万円で、本市における合計損失額は約62億8,000万円となっております。

また、地域経済への影響額につきましては、まことに申しわけありませんが、本市における物流関係や雇用等に関する金額を把握することが困難であったことから、算出できておりません。

なお、今回のこの農業生産額の損失額や関連産業への影響額は7品目に限られたものでありますことから、本市のすべての農産物を対象にした場合、まだまだ相当な金額に上るものと考えております。

以上でございます。

○水産課長（塚田光春） TPP参加問題における水産業界の動きと漁業に与える影響について、お答えいたします。

国がTPPへ参加検討を表明しましたところ、その反発は農林漁業者にとどまらず、商工業者、地方議会、消費者などまで広がっており、先月10日には東京都内で、「TPP交渉への参加に反対し、日本の食を守る緊急集会」が各業界代表者等出席のもと、開催されております。この集会には全国漁連会長も参加し、活動をされておられますが、鹿児島県漁連としましては、今のところ特別な動きはしておりません。ただし、方向性は全国漁連に従っていくとのことでございます。

次に、水産業に与える影響についてでございますが、先ほど農林課長の答弁にもありましたように、農林水産省では、水産物等生産への影響試算額を漁船漁業の中の影響のある主な魚種について試算がなされております。また、鹿児島県の場合、農産物への影響試算額はしておりますが、水産物への影響試算は算定されていないとのことでございます。鹿児島県の水産業は、漁船漁業と養殖漁業の両方がありまして、特に養殖漁業の場合、与える影響がプラス面、マイ

ナス面の両方があることから、その影響も見えにくい部分が多いため、試算はしておらず、現在のところ、国の動きを見守っているとのことでございます。

したがって、本市におきましても、養殖漁業が中心であることから、養殖漁業に与える影響は、餌飼料の購入やブリ・カンパチ等の輸出などを考慮した場合、逆にプラス面もあると思いますが、全体的な水産物への波及がはっきり見えにくく、県も試算していないことから、水産物や関連産業などへの影響額については試算ができない状況でございます。

以上でございます。

○市長（水迫順一） TPPは、完全撤廃を原則とした例外措置を認めない完全な自由貿易化を目指した協定であり、TPPが締結されますと、本市におきましても、先ほど農林課長が答弁しましたとおり、農業や関連産業への影響額だけでも62億8,000万円に及ぶと予想されております。毎年このような影響があるとすれば、本市のみでなく地方経済は壊滅的な打撃を受けることは必至でございます。ひいては税収の減収にもつながり、行政運営もままならないものになってくるのが考えられます。

このようなことから、本市ではこれまで、JAグループが主催しておりました県内5カ所で行われました「TPP参加を阻止するための緊急決起大会」への参加や、大隅地域の4市5町で構成しております大隅総合開発期成会におきまして、TPP交渉への参加については安易に行わないよう農林水産政務官に要望するなど、取り組みを行ってきたところでございます。

次に、経済対策の市内の経済状況の認識及び一般会計補正予算の対策については、関連がある質問でございますので、一括してお答えをしたいと思います。

本市の経済状況は、議員も御承知のとおり、日本経済の低迷に引きずられる形で厳しい状況

が続いております。基幹産業の水産業におきましては、カンパチの値段が若干回復しているものの、需要は活発に動いているとは言いがたく、これまでの価格や需要の低迷が重くのしかかり、個々の状況に差はあるようですが、経営は相変わらず厳しい状況でございます。

一方の農業は、桜島降灰等の影響による果樹、野菜の生産量の減少や品質低下、口蹄疫の影響による子牛価格の低迷など、農業経営も厳しい状況にあります。

また、商工業は、堅調に推移している業種もございますが、全般的には景気の動向の影響を受け、経営にゆとりがない状況が続いているように見受けられます。

経済状況が明るくないことは本市だけの兆候ではございませんが、それぞれ最大限の努力をしておられることを察しいたすところはありますものの、全般的には本市の経済は回復兆しにないと見ております。

このような状況に対しまして、市におきましては、各分野において、限りある予算の中でそれぞれに施策を講じて支援などを行っているところでございます。また、各施策を講じるに当たっての財源対策は、国・県の施策の導入や起債の充当など、一般財源からの支出の抑制を図りながら、実施に結びつけております。

今回の補正予算におきましても、直接的な経済対策ではありませんが、緊急雇用創出事業の予算計上をしており、これまでの具体例を申し上げれば、9月補正で今般の口蹄疫という特殊事情に配慮したプレミアム商品券発行に関する補助金を予算計上しております。プレミアム商品券の発行については販売も順調で、消費の拡大や前倒しに効果を発揮しているようでございます。

○土木課長（深港 渉） 次に、経済対策問題の中の景気刺激対策としての住宅リフォーム制度につきましては、土木課でお答えいたします。

経済対策という観点からは、御指摘のとおり、昨年9月議会において、橋梁長寿命化工事における小規模工事登録制度を議員のほうから質問されており、調査・研究を図ると確かに答弁しております。また、議会外におきましても、今回質問であります住宅リフォーム助成制度も御教示いただいているところでございます。

しかしながら、その後、本市独自で行おうとする経済対策の施策として実施する方向性での財政計画等まで及んだような本格調整は、実施していないのが実情でございます。

2点目の全国の進捗状況ということでございますけれども、住宅リフォーム助成制度の進捗状況ということから申しますと、数値的に申しますと、取り組んでいる地方公共団体の数が、全国建設労働組合総連合の調べでは、本年5月時点で1つの県と158の市町村が実施しているようでございます。議員のほうからは群馬県も取り組んでいるというような話もございましたけれども、私のデータでは認識がないところでございました。

取り組まれた効果ということでは、本制度によります中小企業の仕事確保でありますとか経済波及効果、雇用対策など、地域の景気浮揚に大きく貢献している状況にもつながっているようでございます。

なお、近傍の実施地方公共団体となりますと、最新データが見出せなく、昨年の5月時点では県内ではまだ未実施のようでございます。

次に、秋田県の状況についてお答えいたします。

先ほどのデータの中で、全国の実施自治体の中で県が1つということでもございましたけれども、それが秋田県でございまして、住宅リフォーム緊急支援事業という名称で運用されているようでございます。内容は、住宅の増改築やリフォームに対し、工事費の10%で最大20万円の補助を1件につき1回限り行うもので、本年3月

1日から来年3月31日までの時限支援という形で運用されているようでございます。また、この秋田県の8月の臨時議会におきましては追加予算が認められ、現在、補助の対象予定戸数を1万5,000戸としております。

御案内のとおり、この結果の分析といいますか、公表されておりますけれども、10月末時点の申請状況でございますが、3月から10月までの8カ月間で、申請戸数が一月当たり1,460件余りで、総数1万1,697戸に達している状況のようでございます。

次に、4点目の災害支援対策としても、ということについてお答えいたします。

御指摘のとおり、山口県山陽小野田市におきましては、住宅リフォーム助成制度とは別に、本年7月の大雨災害により床上浸水または半壊以上の被災を受けた住宅の改修工事に限り、大雨災害被災住宅リフォーム資金助成事業として3万円から7万円の助成を行っているようでございます。

このような特定した災害時におきます市独自の支援ということにつきましては、本市におきましても、平成17年の牛根麓辺田地区におきます土砂埋塞の災害で、非常に甚大であったために、特例措置的に宅地内の重機による土砂除去でありますとか、家屋解体を市事業として行った経緯がございまして、今後において発生する災害でも参考事例になろうかと考えておるところでございます。

また、恒久的な助成制度ということでは検討はしておりません。

最後に、今後の方向性でございますけれども、この住宅リフォーム助成制度につきましては、その経済波及効果など、地域の景気刺激対策として効能があらわれているのは御案内のとおりでございます。現在の厳しい社会経済情勢の中、国もさまざまな施策を示しており、本市も独自に取り組むべき喫緊の課題であることは重々承

知はしておるところでございます。

しかしながら、本市の財政状況をかんがみした場合、果たして長期的な事業として行えるのか、または時限的にしかできないのか、あるいは断念せざるを得ないのか、真の方向性を見出すべく、近傍の動向も踏まえ、検討させていただきたいと思っております。

また、この制度とは違いますけれども、今年度は住宅耐震のための改修促進計画策定を進めておりまして、来年度以降にはこの計画に基づく改修に国等の補助が受けられることとなります。

住宅に関するこのような国や県による補助制度などの情報収集にも努め、景気対策につながるさまざまな、でき得る施策を探ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 雇用対策についての御質問にお答えいたします。

議員御提案の鹿児島市の制度につきましては、国が行っておりますトライアル雇用支援制度に該当した企業を対象に、国の奨励金に鹿児島市が上乘せして支給する制度で、昨年から実施されているようでございます。

本市においては、国のトライアル雇用支援制度事業の事業実績が現在のところ、ないように聞いております。

この制度は、職業経験、技能、知識等により就業が困難な求職者を試行的に原則3カ月間という短期間雇用する場合に奨励金が支給される制度でありまして、本市の企業者数や企業規模においてはなじみにくい点があるのではないかと考えております。

なお、事業所への支援制度は、国においていろいろな制度がございますので、商工会とも連携して相談に応じてまいりたいと思っております。

次に、雇用相談体制の対応及び充実の必要性

につきましては、国や県の施設として、ハローワークやワークプラザ、若者就職サポートセンター等の相談窓口があり、市外ではありますが、充実した公共の施設でございます。

市においては、市のホームページで鹿屋や霧島の求人情報の掲載をしておりますほか、例年垂水高校における就職状況の把握を行っておりますことや、市内企業の紹介などした事例もございます。

御指摘の雇用相談体制の対応及び充実につきましては、市民サービスの向上につながることはと思いますが、例えば鹿児島市の例のように相談室を設置して幅広く対応することは、現下の職員体制では難しく、今のところ、市や商工会において就労相談等を直接持ち込まれる事例はほとんどないことなど勘案しましても、現段階で特に相談室などを設置する予定にはしておりませんが、今後も、相談事を受けることがありましたら、各専門窓口を紹介するなど個々に対応してまいりたいと考えております。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 持留議員の保育料関連の御質問について、お答えいたします。

保育料滞納等の理由でございますが、御指摘のように、失業、生活困窮など幾つかの理由が考えられるわけですが、中には減収によるもの等もあると思われれます。調査いたしました滞納世帯では、遊興費を含めた日常生活費の支払いの後、保育料のほか公共料金の支払いを考えると、という世帯が多いため、滞納が生じるというのが実態ではないかと感じております。

平成7年3月の厚労省の「保育所の費用徴収制度の取扱いについて」の内容でございますが、御承知かとは思いますが、前年の所得により決定されました階層区分を、前年に比べ収入が著しく減少した場合は、例外措置として当該年の課税額を推定して階層区分の変更を行って差し支えないというものでございます。

以上の観点も踏まえ、階層区分の変更ができ

るよう例規整備を行う必要があるのではないかと御質問でございますが、垂水市税減免の基準に関する規則の第2条の規定に該当する世帯であれば、垂水市保育費用徴収規則第8条で、災害を受けたときのほか、その他市長が必要と認めた場合、減免が可能であるとの規定がございますので、これによりまして階層区分の変更は可能かと思えます。生活困窮者と生活保護者の均衡を図りながら、対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○教育長（肥後昌幸） 持留議員の特別支援学級の施設・設備の整備についての御質問にお答えをいたします。

現在、本市の特別支援学級については、垂水小学校に知的障害学級が1学級、2名が在籍し、また、情緒学級が1学級で1名在籍しております。

次に、協和小学校は、知的障害学級が1学級で2名が在籍、垂水中央中学校は、知的障害学級が1学級で3名が在籍しております。

特別支援学級の教育課程の編成及び実施につきましては、学校教育法施行規則第138条に、「特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は特別の教育課程によることができる」と規定されていることから、各小・中学校におきましては、児童生徒の状態に応じた教育課程を編成しております。

小学校におきましては、日常生活の指導、生活単元学習、教科別の指導教科学習を中心に教育課程を編成し、実施しております。また、中学校では、生活単元学習、作業学習、教科別の指導教科学習、自立学習を中心に教育課程を編成し、実施しております。

特別支援学級において、児童生徒の状態に応じた教育課程を実施する際、施設・設備、備品を充実させることが重要となります。本市では、特別支援学級のための教室に畳やカーペットを

設置するなど、よりよい教育環境を整える努力をしております。また、教材としては、絵カード、文字カード、パソコン、テレビ、ビデオデッキ等を設置し、指導等に活用しております。

必要な教材等については、例年学校から予算要望をとり、予算措置に努力しております。保護者の声や要望の把握につきましては、必要に応じて保護者のお話をお聞きする機会も設けております。通常は各学校において保護者と連絡をとり合い、要望等の把握に努めております。

子供さんの状況によっては、新たな教材等が必要になることも予想されます。学校では定期的に教育相談を行い、校内委員会で検討し、その上で市教育委員会でも専門家による教育相談を行うなど、子供と保護者の支援をしているところでございます。

以上でございます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 障害者自立支援法、地域生活支援事業についてお答えいたします。

地域生活支援事業は、地域での生活を支えるために市及び県が主体となって取り組むさまざまな事業の総称であり、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行っております。

本市におきましては、現在、障害者相談支援事業、コミュニケーション支援事業、障害者日常生活用具給付事業、障害者移動支援事業、地域活動支援センター事業、障害者日中一時支援事業、更生訓練費給付事業等を実施しており、利用者負担につきましては、障害者相談支援事業、コミュニケーション支援事業、障害者移動支援事業、障害者日中一時支援事業については無料としております。

制度アクセスへの保障、利用軽減などの拡充や適正な仕組みができていくかについて、お答えいたします。

制度の周知につきましては、現在は主に手帳

の交付時や窓口の相談業務の際に行っておりますが、より多くの方々に制度の周知を図れるよう努めたいと考えております。

今後も、障害のある人の実態、ニーズ等を踏まえ、事業の誘致に努め、障害者等の福祉の増進を図っていきたいと考えております。

最後に、障害者計画と障害者福祉計画の整合性は図られているのかについて、お答えいたします。

本市では、平成18年に、障害者施策全般の基本的な施策を定める中長期の障害者計画、及び障害者計画に基づき、障害者福祉サービスなどの事業について、必要なサービス見込み量等の数値目標や見込み量確保のための方策などを掲げる実施計画としての障害福祉計画を策定しております。

障害福祉計画は、平成18年度から平成20年度を計画期間として第1期計画を策定しており、平成20年度中に、計画期間平成21年度から平成23年度の第2期計画の策定を予定しておりましたが、自立支援法の改正で、法改正内容次第では大幅な見直し作業が発生することから、第1期障害福祉計画を1年間延長して第2期障害福祉計画として位置づけ、また、第1期計画時に策定した第2期分である平成21年、22年のサービス見込み量及び目標数値や見込み量に対する評価、推計値を別添で添付し、暫定計画としております。

昨年、法改正の内容に沿った第2期計画を策定することとしておりましたが、平成21年度においても同法改正案の国会提出の先行きが不透明であったことなどから、平成20年度に策定した障害福祉計画と第1期計画を合わせて、第2期障害福祉計画として扱うこととしております。

なお、平成23年度に、計画期間を平成24年度から平成26年度の第3期計画の策定を予定しておりますが、根拠法である障害者自立支援法の廃止が予想され、平成25年8月から新たに、仮

称ではございますが、障害者総合福祉法の施行が見込まれております。新法施行までは現行法に基づいて計画を策定する必要があるため、障害者計画との整合を図りつつ、また国の動向等を注視し、第3期障害福祉計画の策定に当たりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○消防長（宮迫義秀） 1点目の消防の広域化の理由、財政的問題との今日的参加理由との整合性の御質問にお答えいたします。

消防広域化につきましては、初日の本会議終了後に全員協議会におきまして、経緯、目的、今後の取り組み、スケジュール等を説明させていただいたところであります。

また、消防救急デジタル無線につきましても9月議会で答弁したとおりであります。平成19年3月の整備計画では、単独で整備するには高額な費用がかかるために、広域化エリア内での整備が計画されていたところであります。その後、鹿児島県消防救急デジタル協議会が設置され、検討がなされてきましたが、広域化の進捗状況、整備体制に大きな違いが生じてきたために、平成22年6月の推進協議会において、広域化エリア内での整備は不可能であると承認がなされ、今後のデジタル化に向けた整備は各消防本部で対応することになりました。現在、消防広域化が協議されておりますが、現段階では、広域化とデジタル無線の整備につきましては個々に検討していくこととなります。

本市を含め、県内ほとんどの消防本部が平成23年度に電波伝搬調査、及び伝搬調査をもとに基本構想計画を作成し、平成27年度までの整備を計画しております。また、消防広域化が決定いたしましても、整備費につきましては本市の負担になると思われま。

財政支援措置であります。防災基盤整備事業がございまして、現時点では過疎債が有利でありますので、過疎地域自立促進計画に計上し

ているところであります。整備費用につきましても、デジタル無線研修会等で協議・検討がなされているところでありますが、当初計画より安価で整備ができるのではないかと考えられます。また、本市単独での整備になりますので、電波伝搬調査をもとに検討しまして、本市にとって安価で効率のよい整備をしたいと考えております。

2点目のメリットの検証、消防体制の基盤強化となるかという御質問にお答えいたします。

市町村の消防広域化の必要であります。消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも、住民の生命、身体及び財産を守る責任を全うする必要があります。

しかしながら、小規模消防本部におきましては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面では厳しさがあるなど、消防体制は必ずしも十分でなく、これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上のさまざまなスケールメリットを実現することが極めて有効であります。

具体的には、広域化によって、1点目、災害発生時における初動体制の強化、2点目、本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強、3点目、救急業務や予防業務の高度化及び専任化、4点目、財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備、5点目、消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮などが可能になり、消防力が総合的に強化されることにより、住民サービスの向上、消防に関する行財政運営の効率化及び基盤の強化が期待されると思われれます。

今回の広域化であります。消防署、出張所及び車両につきましては、消防力の整備指針に基づき、市街地の人口規模に応じて整備されているために、広域化されても市街地が変化しな

い限り、基本的には減少しません。

広域化の推進の目的は、今ある人的・物的資源をより有効に活用し、市町村の消防防災体制の一層の強化を目指すものであり、各市町村におきましては、引き続き消防体制の充実・強化が必要であります。

ちなみに、3消防本部の消防ポンプ自動車の保有台数でございますが、大隅肝属地区消防組合11台、大隅曾於地区消防組合4台、垂水市消防本部5台であります。

議員御指摘の消防力は、現有消防力60数%の消防本部が合併しても、今後の地域の消防力は60数%に変わりはないと言われているとのことでございますが、この60%という数字でございますが、職員数の整備指針でございます。今回、広域化することで、本部機能統合によりまして、現場活動要員の増強を図ることができ、住民サービスの向上につながりますので、現場の消防力は高くなると思えます。

また、広域化することで、人口26万人、消防ポンプ自動車12台でいいのではないかとのことでございますが、広域化で消防力の整備指針から見ても、人口26万人で消防ポンプ車は12台ということでございますが、市街地の人口が26万人であれば、確かに12台で結構でございます。3本部の管轄区域には、それぞれ市街地、準市街地、その他の地域と、地域の実情に応じて現在、消防ポンプ車等整備がされております。消防自動車等につきましては、どこの消防本部におきましても100%近くの整備がなされているところでございます。

今後、運営協議会が設置されますと、幹事会、専門部会、分科会などの組織体制の中で、消防の現状と多岐にわたる課題等を分析・検討していくこととなります。今の段階での検証は難しいと思われれます。

広域化によって消防本部の対応力が現状より強化され、住民サービスの向上が達成できるよ

うに、協議会の中でしっかり協議していきたいと思っております。

以上でございます。

○持留良一議員 ちょっと簡潔に回答を求めたんですけど、非常に質問以外のところが多面的に出てきまして、私の持ち時間がもうほとんどなくなったという状況の中で、私自身も苦慮するんですけども、今後、それぞれまた委員会等も含めてこの問題についてはいろいろ、きょう取り上げた問題については議論もさせていただきたいというふうに思います。

最初の問題については、今後、改めて市町村の役割、自治体の役割が、こういう危機的な状況の中で改めて認識されたのではないかなというふうに思います。一問一答方式ということですが、この問題についてはもう結構だと思えます。

それから、雇用失業問題、経済対策なんですけれども、この問題についても、やはり調査・研究をされると言われましたので、今後、実際、具体的な数字を持って調査・研究をしていただきたい。この問題については、ちょうど1年前も提案をさせてもらっているんですよ。その間の経過も含めて、私は非常に雇用問題を真剣に、経済問題を本当に真剣に考えているんだろうかと疑わざるを得ない点がありますので、この点についてはしっかりと、調査・研究というのはどういうことなのか、そういう観点も含めてぜひもう一度、雇用と経済対策は本市にとって今どういうことが必要なのか、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

それとあと、子育て支援、保育料の軽減の問題ですけれども、これは先ほど徴収規則の第8条第2項を活用すると言われましたけれども、私は、やっぱり他の税との関係も含めて整合性を持たせるためには、きちっとここに失業等も含めて明記することが大事だと思いますが、この点について見解をいただきます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） ただいま御指摘のございました垂水市保育料徴収規則でございます。この8条第1号に、火災、風水害等の災害、第2項に、その他市長が必要と認める理由、この御指摘かと思えます。これにつきましては、再度検討させていただくということをお願いしたいと思います。

○持留良一議員 ぜひこの点についてはそういう形で、他の税との整合性も含めて、他の税等も含めて、失業、倒産等を明記されていますので、ぜひこの点については、ここだけ、こういう不明な点、ないというのは整合性がないので、検討をぜひしていただきたいと思えます。

それから、自立支援教育の問題に移りますけれども、これについては、保護者の方々からシャワーの設備が必要だということをお聞きをしているところです。この点については、鹿屋も調べましたら、シャワーの設備がついていました。

それはなぜかという、先ほど言いましたとおり、障害の多様な問題等を含めて、やはり先ほど教育長が言われたとおり、そういう施設としての機能を持たせるという観点から、やっぱり学校施設を教育の場として好ましい状況につくっていくという点があるんですけれども、こういう点についてきちっと今後、調査もしていただいて、検討もしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

障害者自立支援法の問題ですけれども、これについては先ほどいろいろ出ましたんですが、私は地域間格差と不足の問題があるというふうに思うんです。

そこで、私のほうに相談がありました。身体障害者自動車改造助成事業がもう廃止になっていると、これでは自立支援にならないじゃないかということで調べてみましたら、去年かおと

としかに廃止になっているわけなんですよ、この点が。

私はやっぱり大事なのは、障害者の方々が自立していくためにどうしていくのかという点で、このことが出てきたわけです。そしてその趣旨、目的も、この本市の要綱にも書いてあります。そうであるならば、やはりこういう地域間格差を埋めていくためにも、再度これはきっちりと取り上げて生活支援事業の中に入れていくということが大事だと思いますが、見解を聞きます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 御指摘の障害者の方への自動車改造助成事業につきましては、自立支援法の施行に伴い、地域生活支援事業の任意事業として位置づけられ、その実施については市町村が地域の実情に応じて判断することができることから、平成18年10月に垂水市身体障害者用自動車改造助成事業実施要綱を廃止しております。

御指摘のございましたこの件につきましては、県内でのバランス等を考えながら、今後、障害のある方々の要望やニーズ等を調べまして、導入に向け、検討していきたいというふうに考えております。

○持留良一議員 残り時間も少なくなりましたが、この障害者問題というのは、やはり自立支援が目的なんですよ。1人であろうが、0人であろうがやっぱりそういう体制をつくっておくと。そのことによって、いつ何時、そういう障害になるかという方々もいらっしゃるわけなんです。この方も、やはりそういう病気で、そういう事態になったわけなんです。そうしたようなときに、やっぱり頑張っていこうとなったとき、そういう制度がもう廃止されていると。ところが、鹿屋はちゃんとありますよ。そのやっぱり地域間格差をどういう形で埋めてくのかとなった場合、やっぱりきちっと、本市でもいつでもそういう対応ができるように制度の整備をやっていく、これが私は大原則、政治の責

任だと思います。ぜひそういう方向でしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、これはもう要望も含めてなんですが、消防の広域化の問題です。今るる、いろいろ言われましたけれども、今後いろいろな点で協議をしていくということはもうそれは当然だろうし、これも当然、市民の皆さんとも私たちはいろいろ連携しながら、この広域化で住民の生命、財産が本当に守れるのか、こういうことを議論していきたいし、特に消防車が最初に駆けつける、この時間の問題ですね、このことがやっぱり1つの大きな問題点になるかと思っています。

そういう意味では、やっぱり住民の安全にとってどうなのかということを含めながらやっていきますし、また、原則消防は自治体消防だということを、ぜひ問題意識を持って取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（川尻達志） ここで、暫時休憩します。

次は、1時30分から再開します。

午後0時11分休憩

午後1時30分開議

○議長（川尻達志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番川畑三郎議員の質問を許可します。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 ことしも残すところ20日余りとなりました。全国的に猛暑が続き、鹿児島県でも、35度以上の猛暑日はなかったものの、25度を超える熱帯夜が近年にない多くの日数であったようであります。世界全体が異常気象となっているのではないのでしょうか。10月20日には奄美地方が記録的な大雨で甚大な被害に遭っております。垂水市も17年、18年、19年と、3年続きの災害で大きな被害に遭いました。

先日、総務文教委員会で兵庫県佐用町に所管

事項調査に行きました。平成21年8月9日に発生した台風9号により、死者18名、行方不明2名の人的被害に遭っていて、災害の大きさに驚いたところでもあります。この研修の中で、地域の方が地域を知ることが大事であると私は痛感したところでした。

市長も2期8年を終えようとされております。その間、何回となく垂水市も災害に遭いました。そのたびに現場にいち早く駆けつけられ、頑張っている姿を見てまいりました。長い8年間の中では、厳しい財政の中、一生懸命頑張ってきたと私は思います。

初当選後の2市2町の合併協議会からの離脱を初めとして、苦しい財政事情の立て直しに努力された4年間ではなかったのではないかと思います。そして、2期目を目指した4年前は、「あなたと創る キラリ輝く 元気な垂水」とのキャッチフレーズで再選されました。この4年間はそれとおおり、元気な垂水をつくっていただいたと考えます。「真っ正直に、真っすぐに」をモットーに最後の4年間を終えられようとしております。

私は、市長を支持してきた1人として、もう1期の思いが今でも頭から離れません。あとは新市長にバトンを渡されます。市長の後を引き継ごうとして、2人の議員が市長選出馬の意向で議員を辞職されました。これからの垂水をつくっていくとの強い気持ちでの表明であり、同じ議員として、議場でともにした意欲あるお二人に私は頑張れコールをするものであります。

市長は、この8年間を振り返り、どういった気持ちで市政運営をやってこられたのか、誇れる仕事もあり、やり残した仕事もたくさんあるかと思えます。この最後の一般質問の中で、特に思いの深いもの、残してきたものについてお伺いし、1回目の質問を終わります。

○市長（水迫順一）川畑議員にお答えをしたいと思えます。

この8年間を振り返ってみまして、本当に長い8年であったなという思いと、本当に短かったなという思いが交差をしております。全く行政に対して素人であった私でございました。議員の経験もないし、1期目からすべてが勉強で、本当に多くの、先ほども申し上げましたように、多くのことを議員の皆さんにも教えていただきましたし、大変ありがたい8年間であったなと、そういうふうに思っております。

特に、平成15年の1月、就任させていただきました。当時、振り返ってみますと、合併協議会で一生懸命なときでございました。合併協議会に対しての職員の対応も、一生懸命対応してくれましたし、市は鹿屋市と垂水市、あとは町でありましたので、市としての意見をしっかりと言おうという形での協議会に対応したということ覚えております。

しかしながら、大変多くの方々の合併しようという思いの中で、合併を果たせなかったということは、私にも本当に大きな責任があったとそういうふうに思っておりますし、果たせなかった直後の市民の気持ちも、今でも時々思い出すわけですが、本当に垂水はこれでやっていけるのかと、大丈夫かという思いと、できなかったという歯がゆい思いとが市民感情として感じました。非常に責任を痛感したときでございました。

しかし、やはりここが垂水市民だなという思いは、一体感をとって、この歯がゆい思いをバネに何とかしようという気持ちがだんだんだんだん芽生えてきたということであったらうというふうに思っております。このことは、市役所職員も大変な努力をしてくれました。そして、そういうような努力の重ねの中で、やはり市民と一緒に、協働のまちづくりに向かっていかなければならないという考え方もだんだん濃くなってきたと、そういうふうに思っております。

結果としまして、本当に財政も危機的な状況の中から、とりあえずは何とかやっけていける、曲がりなりにも何とか市政を運営していけるようなところまで改善ができたこと、このことはまた議会や市民の大きな協力があつたということにほかなりません。

8年間の思いの中には、災害が続いたことや、もういろんなことが重なってまいりました。しかし、その中でいろんな努力をみんなですべていただいたと、そういうふうには思っておりませんし、その水迫市政の成果や業績はいかにというふうなお話でもあろうかと思いますが、このことは当然、議会の皆さんや市民の皆さんが評価していただくことでありますので、私からは差し控えさせていただきたい、そのように思っております。

時代が激変しております。大きく時代が変わる中でその変化に対応しながら、適正で効率的な市政運営をこなし、それから結果として市民サービス、福祉の向上に、今、4名の立候補されている市長候補がいらっしゃるんですが、どの市長がなられてもそのことには新しい市長として取り組んでいただけるものと、そういうふうには思っております。

これから垂水がどうあつてほしいのか、8年間の経験を踏まえての考えはないかというような要素も質問にはありそうですので、ちょっと私なりに長期的な観点から次のことをちょっと申し上げたいと、4つほど申し上げてみたいと、そのように思います。

まず、これは桜島架橋、あるいはトンネルの早期実現の問題です。

これは、議会でも特別委員会をつくられ、大変な努力を、森委員長を初めとして議会も取り組んでいただいております。14～15年前から私はこのことに非常に興味を持っておりまして、そして垂水経済同友クラブの大きな努力目標の1つにさせていただきましたし、そのことが結

果として鹿屋の経済同友クラブと、鹿屋の3つを入れまして4つの経済団体が一緒になって、垂水の経済同友クラブと結果的に5つ一緒になって民間の行動を起こそうということで、これもまた大変な努力をしていただきました。15万余りの署名を集めて政府へ陳情されましたし、国土交通省の整備局はもとより、本省にも陳情を重ねてこられました。私も一緒に同行させていただいたり、いろんな努力をさせていただいた、そのように考えております。

特に気になったのは、県知事が誕生の直後に、やはり桜島架橋を否定的な見解を述べられました。これは、地元の長としての賛成がないとなかなかこのことは進まないという思いの中、知事にもいろんな要望を、いろんな形で、いろんな場所でこのことの要望をさせていただきました。

そしてまた、先ほどの民間団体のほかにも、議会ももちろんですが、その他の団体も、この必要性、大隅半島がやはりいつまでも大隅半島であるということは、海を隔ててやはりフェリーで、あるいは船で渡らなければならない。その本当に経費的なもの、時間的なものを考えるとなかなか大隅が身近に考えられないと、県都鹿児島から見てそういうような意見もたくさんございまして、現に大隅半島への観光客、あるいは経済的な行動の入り込み客を考えましても、やはりこのことがネックとなっていると考えておりました。

このことは、御案内のとおり、2年前から、去年からですか、県のほうも調査費をつけていただきまして、2年、それぞれ2,000万円あるいは二千数百万円の調査費をつけていただいて、今年度の3月がその結果の発表になろうと思っておりますが、ここに来まして、一歩進んでPFI、民間を活用したトンネルというようなこと等も話が進みつつあるというような話も聞こえてまいりました。非常にこれは皆さんの努力の結果

であるし、このことは、やはり玄関口としての垂水がより脚光を浴びるし、本当に垂水から鹿児島中央駅まで30分か35分ぐらいで行けるようになりますと、鹿児島市のベッドタウンとしての垂水のあり方が、垂水がそういう形での発展があるんじゃないかと、人口増がなかなかままならない今日、このことは垂水に大きなインパクトを与えるし、垂水が大きく変わるということにつながるという思いでございまして、結果として大きな活性化につながるわけですから、このことは今後もぜひ議員の皆様がさらに取り組んでいただきますように、私のほうからもお願いをしたい、そのように思います。

2番目でございますが、大隅横断道路、高隈トンネルの件でございます。

東九州自動車道路がやはり着々と整備される中で、東九州自動車道を活用するには、垂水からはちょっと問題がございます。そしてまた、東九州自動車道路から垂水への入り込みも非常に問題があります。それを解決するには、やはり高隈トンネルが非常にこれは大きな効果をもたらすということを考えております。

志布志港の発展が南九州の発展に大きく効果が出ると、大きな影響を与えるという意味でも、やはり志布志から鹿児島市へのアクセスが3時間弱という非常に大きな時間を要しておる現状からしまして、やはり東九州自動車道を通じて高隈トンネルから猿ヶ城へ出て、そして垂水から袴腰へ、そしてトンネルあるいは橋で渡るといことになりますと、1時間10分ぐらいで志布志から県都の鹿児島へ行けるとい志布志港の立地条件がまたうんと変わってくるということにつながります。

その中にある垂水が本当に東九州自動車道路を非常に使いやすいという高速道路になりますし、それからまた、鹿児島市へ行くには東九州自動車道をそのまま、やはり国分経由、霧島経由で渡るより、垂水に下ってきたほうが、桜島

へ渡ったほうがうんと短縮されるということになりますと、やはり東九州自動車道路の利用客、鹿児島市へ行かれる方々が垂水経由で袴腰へ行かれるということになりますと、垂水市に大量の車両を初め、多くの方々が経由で行かれるということにつながります。

そうなりますと、やっぱり一たん消えました臨港道路とか湾岸道路、この辺の再開発もやはり考えて、この機会に考えていかなければいけないんじゃないかと。大量の車両が鹿児島市へ向かう、東九州自動車道路の車両が垂水経由で来まして、それをそのまま220号線に渡しますと、大変ふくそうしてきます。それをやはり臨港道路へつなぐというのが垂水の、やはり元垂水方面の開発の問題とか、それから防災の問題とか、いろんな面でこの道路の必要性が再度話題になるんじゃないかと、そのことを、これをつないでいくことが非常に大事だと、そういうふうに思っておるところでございます。

3番目に、環境問題への取り組みでございます。

午前中、森議員のほうからもバイオマスタウン構想への質問がございました。これから先、やはり環境問題を真剣に、より真剣に取り組んでいく自治体が、ほかより先に取り組むことが非常に大事であると、そのように考えております。

民間企業が本当にグローバルな活動の中で、今、本当に一流の大手企業はもとより、環境問題をビジネスの、自分のビジネスの中で取り組んで、そのことへの対応の仕方を真剣に考えている企業が、今後やはりそういう企業しか残れないというような言い方までされております。自治体も全くそのとおりでございますし、環境問題、今までいろんな議員の皆さんからも意見をいただきました。そういうものももちろんでございますが、やはりバイオマスタウン構想を核にしなが、垂水の環境問題を一歩、ほかの

自治体より先んじて行うこと、取り組むことが非常に大事であると、そのように思っております。このことも、議員の皆様によろしく、取り組みにつきましてもよろしくお願いを申し上げます、そのように思います。

それから、4番目でございますが、持続可能な垂水市への取り組みをお願いしたいということでございます。

これは、合併問題の話在先ほどさせていただきました。あれで垂水市が本当に冷えずに今日まで来られたことは、結果として、垂水市として平成20年度に50周年を迎えられたということも非常にありがたかったというふうに思っておりますし、これからもやはり垂水市は、本当に大隅半島の中でも歴史と文化のあるまちでございます。位置的にも、先ほど来申し上げますように、本当に大隅の玄関口としてさらに名実ともに大隅をリードする自治体でなければいけませんし、そのことを意識しながら、今後は大隅全体の中での取り組みを考えていかなければならないし、垂水市自体を本当に永遠に、長く、より長く存続させること、この努力をみんなでこれは取り組んでいかなければならない、そのように思っております。

複雑ないろんな思いもたくさん、まだこれから、これもこれもというような気持ちもあるんですが、新しい市長さんが真剣に新たな気持ちで取り組んでいただけるし、議会の皆さんがまた新たな気持ちで、より住みやすい垂水、それを目指して頑張っただけのものと思っておりますので、あえて4つほど拾ってみましたのでございます。

議員の皆様にも再度お礼を申し上げます、私の気持ちの披露の一端という受けとめ方をお願いをしたいと、そのように思います。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。

2期8年を振り返ってということで大まかに、私も市長はどんなことを言われるのかなと思っ

たんですけれども、本当に今、市長がおっしゃったように、いろんな事業も取り組んでこられて、自慢するものもたくさんあったと思うんですけれども、一つ一つ挙げるのもなかなかでしょうし、自分のまた自慢をするのもなかなかだろうかと思います。これはもうおやめになってからの、みんなが評価するものであってですね、8年間、本当によく頑張っただけだと私は思います。

この8年間、いろいろ垂水市もありましたけれども、市民総親和ということで、みんなが争いのない垂水市をつくろうというような私は意欲を感じてきたわけですから、今現在に至って、本当にそういう状況がつけられている垂水市ではないかと思っているところです。

今後またどういう方が市長になってこられるかわかりませんけれども、こういう気持ちは引き継いで、垂水市が一緒になって前に進むと、足を引っ張らずにみんなでやって、意見は大事ですけれども、そういう気持ちでトップの方もやっていただきたいなとは思っているところです。

たくさん言いたいこともありましたけれども、市長がそれぞれ、今、今後の思いも語っていただきました。桜島架橋についても後ほど伺いしようと思ったんですけれども、これも市長がおっしゃったように、県のほうも予算を上げていただきまして、調査費として現在、前向きに進んでいるという話をこの前の会議の中でも市長がお話しされまして、大変うれしく思っているところです。架橋でしょうが、トンネルというような状況ですけれども、それが早く実現すれば、ますます垂水市も活性化していくのではないかなと感じているところです。

1つの議題でしたけれども、最後で市長の声を聞きたいということで質問いたしました、まだ私の後にも池之上議員、池山議員、北方議員もいらっしゃいますので、またそれぞれの方々

が市長についての最後のお褒めの言葉があるのじゃないかと思しますので、私はこの辺できょうは終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川尻達志）次に、8番池山節夫議員の質問を許可します。

〔池山節夫議員登壇〕

○池山節夫議員 水迫市長最後の定例会となりました。私にとりましては、平成11年の初当選以来、連続で47回目の一般質問となります。

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、さきの通告順に従いまして、一括方式で質問をいたします。市長、教育長、並びに関係課長の御答弁をよろしくお願いいたします。

まず、市民の負託を受けられまして水迫市長が担当されました2期8年の市政運営を伺う、そういうことでありますが、今、川畑議員のほうの質問に、それぞれ4つ挙げてお答えをいただきました。次の市政については差し控えるというようなことでありましたが、まだちょっと答えるのがまだほかにもあったというような思いがあれば、お答えをください。

学校教育について。

ニューズペーパー・イン・エデュケーションの略称でありますNIE活動について伺います。

「教育に新聞を」活動とも呼ばれ、学校の授業で新聞を活用する取り組みが全国で広がっております。ゆとり教育路線を修正し、約30年ぶりに授業時間数をふやした新学習指導要領は、小学校が来年度から、中学校が2012年度から導入されます。新たに国語で新聞の活用が明記をされ、教科書でも新聞記事の読み比べなどを通じて読解力を向上する記述がふえているようです。

授業で新聞を使いこなすには、教える側、教えられる側ともにどんな準備をすればいいのか、NIE活動の内容について教えてください。

教育に新聞を活用するのは学校だけではあり

ません。家庭で行うNIEをファミリーフォーカス、家庭NIEと言いますが、親子のコミュニケーションを深めるツールとして活用した上で、子供の読解力を高めることにも役立つのではないかと考えますが、学校教育の面から見た家庭NIEについて伺います。

市内小・中学校でのNIE取り組みについてもお聞かせください。

さいたま市は、小・中学生が市民ボランティアに教わりながら自主学習に取り組む土曜チャレンジスクールを導入し、学校週5日制での土曜日活用法として注目をされています。来年度以降、新学習指導要領の完全実施で小・中学校の学習量がふえることに伴い、土曜日を活用する動きは各地で見られ、東京都ではことし1月、学校が土曜日に授業を行うことを促す方針を決めております。このような土曜日の活用について、見解を伺います。

観光について。

先日、鹿屋市の友人から、森の駅たるみずに宿泊してみたいのだが、テレビで宣伝もしているし、当分は満室なんだろうと思って電話をしていないと、そういう話を聞きました。森の駅たるみずと猿ヶ城溪谷について、現状をお聞かせください。

最近では、若い女性がファッションを楽しみながら、身近な山で登山をするのが流行しております。刀剣山は、整備によってはこのような山ガールを呼び込めるのではないかと思います。登山者の現状と整備状況について教えてください。

地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業について、市道、集落道の観点から、事業の内容と進捗状況について、さらに、この事業で整備された地域住民の反応をお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（水迫順一）池山議員にお答えをしたいと思います。

私の水迫市政について川畑さんにお答えをしましたので、それがすべてでございます。

○学校教育課長（有馬勝広） それでは、池山議員の学校教育のN I E活動についての御質問にお答えします。

N I Eにつきましては、学校などで新聞を教材として活用していくことでございます。1930年代にアメリカで始まり、日本では1985年、静岡で開かれた新聞大会で提唱されました。その後、教育現場と新聞社が協力しまして、社会性豊かな青少年の育成や、活字文化と民主主義社会の発展などを目的に、全国で展開されています。

N I E事業は、現在、日本新聞教育文化財団が行っており、N I E実践指定校として47都道府県、533校を認定しています。鹿児島県内では、小学校3校、中学校5校、小中併設校1校、高等学校4校の合わせて13校が指定されております。

垂水市では、昨年度まで、平成19年度から平成21年度の3年間は協和中学校がN I Eの実践の指定校として活動をしておりました。これは、当時、平成19年に鹿児島県のN I Eの推進協議会という自主的な研究組織から、当時の校長先生に取り組み依頼があったということが始まりだと聞いております。その間、協和中学校におきましては、一日に最大4紙の新聞が無償で提供されまして、学校では新聞の閲覧コーナーを設けて、いじめ問題を取り扱った新聞記事を使って心の教育を行ったりの授業を行ったり、社会化の授業の資料などで活用しておりました。

では、2番目の家庭N I Eについてでございますが、先般の南日本新聞記事におきまして、新聞を通して親子の会話をふやすファミリーフォーカスという取り組みが紹介されておりました。新聞財団が2004年に実施しました保護者に対するN I E調査によりますと、子供が新聞を使った授業を受けていることについてどう思う

かという問いに、保護者の約9割が、よいことだと回答しています。その理由としまして、社会に関心を向けるきっかけとなるということが最も多く、新聞を読むことでコミュニケーションがふえたり、視野が広がったりするのを期待していることがうかがえます。

子供が新聞を読んだことについて親に話す内容は、スポーツに関する記事が最も多く、テレビニュースなどで話題になっている記事や戦争など、社会の出来事に関する記事などがあるそうです。家庭内のコミュニケーションを深めるためにも、学級P T Aもしくは子ども会等でも、ファミリーフォーカスの取り組みというものはすぐれた、有効なものであると考えております。

続いて、N I Eの取り組み、市内での小・中学校の取り組みということでございますが、先ほど協和中学校の取り組みを紹介いたしましたが、授業の中で新聞を活用する学習というのは、思考力、判断力などを育成する上で非常に有意義だと考えております。

南日本新聞社では、新聞の読み方や活用法を学ぶ「よむのび教室」を行っています。本市でも、本年10月に協和小学校で実施されました。そこでは、新聞を読むことで考える力を高めることをねらいに、南日本新聞社の記者の方を講師に招きまして、6年生が新聞記者の役割や新聞のつくり方などについて学びました。松ヶ崎小学校では、4年生の国語の学習において、「新聞記者になろう」という単元で、実際の新聞を使いまして、新聞記事の内容の特徴や新聞紙面の構成などについて学習しました。

また、各学校では、「こども新聞」の内容を掲示したり、新聞記事を活用した1分間スピーチなどを実施したりしています。それ以外にも、理科や社会、道徳、総合的な学習の時間など、新聞記事を活用する場面は教育活動の中でも多くあり、各学校において多様な実践に取り組んでおまして、多くの教員が日々の授業で活用

しております。

N I Eのよさは、先ほど申し上げましたとおり、思考力、判断力、表現力を育て、子供たちが社会に興味・関心を持つきっかけになるものと考えます。今後も、各学校において積極的にN I Eの趣旨に沿った取り組みが充実するよう、指導してまいりたいと考えております。

では、4番目の土曜チャレンジスクールについての御質問にお答えします。

土曜チャレンジスクールの実践につきましては、さいたま市での実践がございましたが、ここでは、ボランティアや学生などが小・中学生の基礎学力の向上や学習習慣の定着を図ることを目的に、実施しているようでございます。また、尼崎市でも実践しているようでございますが、ここでは、学習のやり方や家庭の学習習慣などについての、そういう内容を中心に指導をしているようでございます。

鹿児島県内で土曜チャレンジスクールということで実施している市町村は、正確に把握はしておりませんが、このような取り組みを実際するとなると、実施組織の整備が必要となります。例えば、実行委員会、安全管理者、学習アドバイザーなど、教員経験者や学生、地域住民が積極的に関与する必要がございます。次に、また予算の確保も必要となります。そのほかに、週休日である土曜日の学校管理の問題や人員確保などの課題がございます。

学力向上につきましては、日々、学校における毎時間のわかる授業を確実に行うことが肝要であると考えております。現在は、土曜日は授業がございませんので、金曜日までの毎時間の授業を充実するということが、そして教員の資質向上に努力するということが大切であると考えております。

また、本市教育委員会で作成している「垂水家庭学習キラリプラン」によりまして、家庭学習をしっかりと行うよう、保護者の理解と協力を

をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○商工観光課長（倉岡孝昌）観光についてに関する森の駅たるみずについての御質問にお答えいたします。

まず、森の駅たるみずのコテージの利用状況でございますが、11月末までの稼働率は、天候の悪かった6月が13.3%と一番低く、8月が86.3%と、夏休み期間中でもありまして予想以上の高い割合になっております。11月までの平均の稼働率が33.8%でございますが、今のところ、当初想定しておりました運営計画に沿った形で推移いたしております。

なお、7月から9月は利用者の多い時期でありましたが、10月以降は、当初予想のとおり、土曜日や連休時が中心で、平日の利用者は少なく、あいている日の割合のほうが多く、平日の利用はリタイヤメント層などが中心になっているところでございます。

次に、森の駅たるみずのテレビコマーシャルであります。これまで、5月から6月と、10月から11月の2回に分けて、それぞれ15秒のスポット広告を34本ずつ放送いたしましたことと、7月から9月の3カ月間、毎週火曜日の朝、天気予報で60秒の背面映像のコマーシャルをいたしたところでございます。

ただいま御指摘いただきましたコマーシャルを見ての反応でございますが、いろいろな反応があるということで参考にさせていただきたいというふうに思います。

次に、刀剣山登山についてでございますが、刀剣山への登山者は正確には把握できておりませんが、土日などの利用者から推測いたしますと、年間2,000人前後の愛好者が登山されているのではないかと思います。最近の傾向として、中高年者の登山者がふえているようで、登山者の半数以上を女性が占めているのが現状であります。

登山道の整備につきましては、愛好者の方々の御尽力により、はしごが設置されておりますが、今のところ、特に登山者からの苦情など聞いておりません。

なお、今回、はしごが設置されてから7年ほどたち、点検や補修をしたいとの話を受けておりますので、市や観光協会においての支援などしたいと考えているところでございます。

刀剣山登山は、標高のそれほど高い山ではありませんが、道中に傾斜のきついところもあり、ハイキング感覚で登るには安全面から心配があるように思われます。簡易ではありましてもそれなりの準備をして臨むことが、安全に登山を楽しむことに必要なことではないかと思っております。

猿ヶ城溪谷の整備につきましては、昨年整備いたしました鉄山つり橋の延長で、三姉妹の滝や白磁の床など、上流側へ通ずる遊歩道の整備も行い、これらのルートを使ったハイキングコースの設定なども考えておりますので、登山コースとハイキングコースに分けた楽しみ方を利用者の方にも提案したいと考えており、このようなことでもっと利用者をふやしたいと考えているところでございます。

○土木課長（深港 渉） 4点目の市道、集落道等における地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業について、土木課のほうで答えいたします。

本事業における土木課所管の事業としましては、現在まで18件を発注済み、または完了の状況でございます。今後、年度末までに4～5件程度計画しておるところでございます。

事業箇所の選定につきましては、事業の趣旨にありますとおり、地区を限定することなく、市内全域が均等にできるだけできるように対象としておりまして、基本的には、行政連絡会等におきます振興会からの要望箇所をメインに、その他、土木課独自の判断により選定している

ところでございます。

また、御指摘のとおり、その事業箇所は、管理所管でございます市道及び集落道を対象としているわけでございます。

また、その事業成果でございますけれども、施行箇所における地域住民からは、もとより住民の要望であった箇所の整備ということから、ほとんどはおおむね良好の、評価できる声を聞いているところでございます。

しかしながら、一方では、工事着手前の住民への説明不足でありますとか、工事中における住民からの要望への不的確な対応などへの苦情でありますとか、あるいは完成後の仕上がり等への不満もあることは事実でございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 2期8年のことについては、言い尽くしたというようなことでございます。合併問題が一番大きかったと思うんですね。私も、以前関西にいたときにも、今、副市長とも話をしたりしたんですけど、やっぱり合併できなくて結果としてよかったんじゃないかなという思いがあるんですよ。一生懸命合併しようとしたけど、できなくて、輝北とか、鹿屋と合併した輝北、その鹿屋の周辺のところはみんな、しないほうがよかったんじゃないかというような意見もあるというのも聞きますし、そういう意味からも、しなくて、財政的にも水迫市長、努力されて、ここまで来て、そういう意味でも市民の皆さんも、合併しなくてよかったんじゃないかなという思いはあると思うんですよ。ですから、そういう意味でもよく努力された。合併に関しては、できなくてよかったんじゃないかなという評価で、市民もそう認めてくれるんじゃないかと思えますね。

その辺に、合併しなかった後、大変そういう市民の歯がゆい思いとかいうのを感じたということでもありますけど、その辺については私のほうからも、よかったんじゃないかなと、市民も

そう思っているんじゃないかなということ、川畑議員が言われたように、1つだけ、お褒めの言葉でもないですけど、一応言っておきます。褒めるわけでもないですけどね。

次に、次期市長に託すことというようなことで、後継者不擁立の真意とか池之上議員が聞いて、次にまた北方議員も聞かれますから、その辺については聞かないんですけど、4つ、長期的な展望から挙げられました。一番、高隈トンネルを今、言われていますけど、市長が桜島架橋を言われた当時、15年ぐらい前はだれも言わなかったんですよ。それは政治的に、市長に立候補したり県議に立候補したりする人は、いろんなしがらみがあって言えなかったと思うんですよ、私。それを最初に言ったというところで私は常々評価はしているんですけど、それがここへ来て、15年経過して現実味を帯びてきたと、そういうことでも評価申し上げます。ということで、よく頑張ってくださいました。あとは池之上議員と北方議員の質問に答えられるところがあったら、お答えください。

あと、NIEについてですけど、私は、今回は大体そういうところでいいでしょう。

土曜チャレンジスクールについてだけ、これは、やるところとやらないところとで、やっぱりこれから新学習指導要領で土曜日を、東京都なんかは学校でなるべくしなさいというような方向ですよ。そういうところがまちまちなるとやっぱり、さっき差はないように、学力向上については、差は出ないように家庭学習とか学校の授業をしっかりとやっていく、指導していくというような答弁だったんですけど、その辺についてやっぱりちょっと心配を持つんですよ。

ですから、その辺について、さっきの答弁の繰り返しになるかもしれませんが、もう1回、考えをちょっとだけ聞かせていただきます。

刀剣山については、もうちょっと整備すれば

何とか楽にもっと登れるようになるんじゃないかと思いますが、それもいいです。

あと、4番目の地域活性化のこの件についてなんですけど、やっぱり完成後にいろいろ苦情も来ていると思うんですよ。その辺のことを、ここではもう言いませんけど、きめ細かな交付金事業ですので、きめ細かく対応していただきたいということで、要望にとどめておきます。

土曜チャレンジスクールについてだけ、もう1回お願いします。

○学校教育課長（有馬勝広）では、お答えいたします。

土曜チャレンジスクールという実践がございませけれども、議員から御質問いただいて私も調べてきましたが、さいたま市と、そしてまた尼崎市にしましても、それぞれの市、そしてまた教育委員会の行っている施策のようございませます。ですから、やはり1つの教育の大きな施策ということで打ち出してやっていることだと思います。

鹿児島県内で例えば実施したときに、それを行う学校と行わない学校ということで、またその地域、子供に差があってはならないわけございませ、それを垂水市の場合は今現在行っはおりませけれども、やはり学習の根本は、さいたま市にしましても、尼崎市にしましても、復習とか家庭学習の定着とかそういうのがメインだと思いますので、基本はやはり学校教育の充実だというふうに思っております。

来年度から小学校はやはり授業時数がふえますので、小学校1年生も5時間授業がふえますし、小学校2年生も6時間の授業というときもあります。ですから、子供たちの学習というもの、また教科書も厚くなりますので、45分間、中学校は50分の授業というのが非常に来年、また学校の大きな課題になってくると思うんですけど、学力向上というのはやはり永遠のテーマでございませますので、やはり学校教育、教員の専門

性というのを高めるとというのが一番また根本ではないかなということ再認識しているところでございます。また、そのように一生懸命、教育委員会でも頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○池山節夫議員 それでは、私のことし最後の一般質問を終わります。

○議長（川尻達志） 次に、5番池之上誠議員の質問を許可します。

[池之上 誠登壇]

○池之上 誠議員 皆さん、お疲れさまでございます。予定では、私がきょう最後の予定でしたけれども、ちょっとまだ早うございます。3時前の休憩前の時間として今しばらくおつき合いたいと思います。

日本国を見ますと、尖閣諸島問題、北方領土問題、また北朝鮮の問題、民主党の外交政策は弱腰ではなくて柳腰だと申されておりますが、本当にこれで日本は大丈夫なのかと思っている1人でございます。

また、財源なき諸政策の手詰まり感も際立ってきておまして、菅内閣の支持率は急落しており、あと3年間も政権を任せられるのか、これもまた非常に心配をしております。

さて、議長より許可をいただいております。早速、通告に従い、順次質問してまいります。

まず最初に、今回勇退を表明されました水迫市長の2期8年間の成果と垂水市の今後についてお伺いするつもりでしたが、川畑議員の質問と大部分に重複しており、質問はこの点については割愛したいと思います。

そしてまた、先ほど池山議員から私の質問を1つ残していただきましたが、これも市長の考えを聞きますと、真っ正直に、真っすぐに、そしてまた公平な思いで勇退されるということだろうと推察いたしました。せっかくでございます、池山議員の思いを酌みまして、この点について、1点だけお聞かせいただきたいと思います。

ます。

次に、学童保育についてお伺いします。

11月15日に、政府の子ども・子育て新システム検討会議は、放課後児童クラブ、学童保育を市町村に義務化する素案を発表しております。また、保育園等の待機児童解消対策にも200億円計上し、待機児童解消についての整備を行うことなどもあわせて発表しております。

ばらまき政策と批判の多い子ども手当を含む民主党政策の目玉でもあります子育て支援策ですが、これらの新政策の内容と、学童保育が義務化になった場合、本市の方向性はどのようになるのか、お伺いいたします。

最後に、垂水高校存続問題についてお伺いいたします。

鹿児島県教育委員会の活力ある高校づくりは、平成8年度の整理統合基準、その後、再編整備指針に基づき、これまでも統合・再編が実施されてきております。これまでは、離島同様に、1校しかない場合は地元と十分協議するというところで、垂水高校もその言葉の庇護のもとにあったかのようなのですが、今回の新基準では、離島以外では原則廃止の答申が出されております。このことを思いますと、垂水高校も非常に厳しい局面を迎えていると思っております。

今回出されました新基準の内容と、垂水高校存続への考えられる影響について、まずお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（水迫順一） 池之上議員にお答えをしたいと思います。

後継者をどうして擁立しないのかということだろうと思っておりますが、常々申しておりましたことは、やはりわずか1万8,000人弱の市が、割れて派閥ができて、派閥の悪い点が出るということはもう極力避けるべきだという話をいたしました。全くそのことと関連がございまして、擁立することによってまた新たな派閥が発生す

る可能性があるんじゃないかと、そういうような思いから、そういうことを申しておるところでございます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 池之上議員の子ども・子育て新システムの概要について、お答えいたします。

このシステムは、国が昨年から、現在の子育て支援や幼稚園、保育園のあり方にかわる新たな子供施策として検討しているのが、子ども・子育て新システムでございます。このシステムの目的は、すべての子どもへの良質な生育環境を保障し、出産・子育て・就労の希望がかなう社会、そして仕事と家庭の両立支援で充実した生活ができ、新しい雇用の創出と女性の就業促進で活力ある社会を築くというものでございます。

そのために、現在、子供の施策について、文部科学省、厚生労働省に分かれているものを一元化して、子ども家庭省のような役所に統一し、包括的な制度をつくるということも検討されているようでございます。

この新システムの目玉とされておりますのが、4つほどございます。

1つ目が幼稚園、保育園の一元化、2つ目が異業種からの保育事業への参入促進、3つ目が育児サービスへの集中投資による環境整備、4つ目が保育サービスメニューを多様化するというものでございます。

これに伴います財源につきましても、子育て関連の国庫負担金・補助金、事業主体等からの拠出金を一本化し、交付金として交付し、市町村の裁量で子ども手当等の現金給付と保育、幼児教育等の現物給付に分配できるとしているところでございます。

また、このシステムでの学童保育の位置づけでございますが、従来の小学校3年までの預かり保育を小学校6年までとすることや、受け入れ児童の数に応じた費用の配分、市町村の責任

の明確化等を打ち出しておりますが、まだ具体的には示されておられません。現在、新システム検討会議において審議中でございますので、今後どのような形になるか、まだ不透明な状況でございます。

国は、平成23年に法案を提出、平成25年度からの施行を目指しているようでございますが、省庁再編の絡み等もあり、今後の紆余曲折も予想されると思われまます。

市といたしましては、以上のことなどから、国の検討会議の審議結果等を見据え、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○教育長（肥後昌幸） 池之上議員の垂水高校についての御質問にお答えいたします。

鹿児島県教育委員会は、平成22年10月4日付で公立高校の振興方針の骨子を公表いたしました。その中での県立高等学校の廃止に関する基準では、学級数が全学年で6学級の学校で、次のいずれかの場合に該当する全日制課程の学校は廃止するとして、3つが規定されました。

まず1つ目は、5月1日現在の全学年の在籍者数が募集定員の3分の2以下の状態が2年続いた場合です。これは今までの基準でございます。

2つ目は新しく規定されたもので、2学科設置校で5月1日現在の同一学科における全学年の在籍者数が、当該学科の募集定員の3分の2以下の状態が2年間続いた場合です。これが、垂水高校が一番問題であると考えているところでございます。

3つ目も新しい基準でございますが、当該校が所在する市町村の中学校から入学者数が、当該校の全入学者数の2分の1以下の状態が2年間続いた場合です。これは垂高には該当いたしません。

垂水高校には現在、7学級ありますけれども、来年度は6学級になりますので、基準に該当す

ることになります。新しい3つの基準について、いずれかの条件が2年間続いた場合、翌年度からの生徒募集を停止し、2年後には学校を廃止するとなっております。これらの基準は垂水高校にとっては極めて厳しいものであると考えております。

以上でございます。

○池之上 誠議員 1番目の市長への質問は、また一番最後にお褒めの言葉と一緒にしたいと思います。

2番目の子ども・子育て新システムですね、学童保育。実際、少し前、報道されたばかりで、今から多分詰められていくんだろうと思います。そういう中で、努力義務から、何でしたかね、努力のほうから義務化になるということ、そうならば各校に、小学校8校ですか、今のところ、そこに全部そういう学童保育の施設をつくらないといけないということになると思います。

そこで、今、垂水の場合も垂水小学校がもう数年やっておりまして、おかげさまで水之上小学校のほうもことしから学童保育という形でやっております。そういった流れが何年か先になりますと全市に広がっていくだろうと、いかなければいけないだろうと、義務化になればですね。

そういうふうになっておりますが、今、そこでちょっと質問したいと思いますが、垂水小学校、水之上小学校、それぞれの学童保育の現状というのはどういうものなのか、少しだけ教えていただきたいと思います。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 2回目の御質問にお答えいたします。

児童クラブについてでございますが、現在、垂水小学校と水之上小学校の2校で児童クラブを運営しております。垂小児童クラブは56名の登録があり、毎日40人程度の利用があるようでございます。また、水之上児童クラブは14名の

登録で、毎日大体11名が利用しておるようでございます。

おかげさまで両クラブとも、指導員の方々の御努力もありまして、父兄の皆様からも好評を得て運営されているようでございます。

ただ、水之上児童クラブにおきましては、今年度からの開設となり、指導者の方も手探り状態でのスタートとなりましたが、長時間お子さんを預かることとなります夏休みを乗り越えられ、運営に自信を持たれたようでございます。

ただ、現行制度での国・県の補助対象クラブは、一日の平均利用者数が10名以上となっておりますことから、小規模校での運営は非常に厳しいものとなっているのが現状でございます。単身世帯、共働き世帯にとりましてはどうしても必要な施設でございます。今後も引き続き魅力ある児童クラブを目指し、運営助成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池之上 誠議員 ありがとうございます。

さっき詰まりました、法的というんですね、法律に縛られるということです。それも、今、課長言われましたけど、少人数の学校はと言われましたけれども、多分そこも、少人数の学校もしないといけないだろうというふうになってくると思いますね。となると、本当に非常に厳しい面が出てくるだろうと思っております。

水之上小学校をことしつくっていただきまして、定住の住宅に入っている方も、親御さんも本当に喜んでいらっしゃるだろうと。私はこれを言いましたときに、水之上をモデルケースとして、牛根方面、新城方面ですね、そういうところにこういうのを展開できればなという思いでした思いもあります。それを受けて、市長も英断を下していただいたと思っております。

そうした場合に、やはり北、牛根の3校、南の2校ですか、その辺の小学校の統合ということも必然的に、あと何年かすれば考えないといけ

ないだろうとっております。それも、垂水市、執行部あるいは議会に残された課題だろうなとっております。それは、この話が動き出し、またいろんな方面で後々動いていくだろうと思っておりますので、そういう方向も考えていかないといけないなということで、これは答弁は求めませんけれども、学童保育、子育て支援のためには必要な支援でございます。

今後とも、今、行っている垂水小学校、水之上小学校、御尽力いただきたいと思っております。よろしく願いいたします、この問題は終わりたいと思っております。

続きまして、垂水高校再編ですが、新基準ですね、本当にちょっと厳しい内容で、「離島を除き」という言葉が、文言が入ってきております。それを考えますと、地元でどれだけ一生懸命運動をしても、県教委の方針は、適正規模でない学校は廃止して、再編していくんだらうというふうに私は思っております。

垂高の場合は、生活デザイン科が今でも半数に満たない、3分の2を優に切っているという状態でございます。全学年の3分の2から学科の3分の2になったということは非常に大きな問題だと思っております。高山高校にしても、いろんな存続運動をされまして、旧高山町以外ですね、そこ以外から半数以上の入学者がいるというふうに聞いております。

そういうところで、この基準は厳し過ぎるというようなことで県の教育長にまた要望とか、そういう活動をされていると思っておりますが、我が垂水市ではどういうふうなことを考えてやっていかないといけないのか、あるいは今やっているのか、その辺をちょっとお聞きいたします。

○総務課長（今井文弘）池之上議員の「高校再編基準の見直しによる垂水高校の今後」の2番目の、今後の垂水市としての取り組みについての御質問にお答えいたします。

新廃止基準につきましては、先ほど教育長のほうからも説明があったとおりでありまして、議員も御承知のとおりであります。

その廃止基準が県教育委員会から示されたことで、去る11月10日に「地方高校切り捨て反対緊急県民集会」が開催され、本市からも5名の参加をしたところであります。その際、各ブロック別の分散会で、当面の取り組みとしまして、存続協議会等による県への要請活動の必要性について協議をされたところであります。

本市にとっては、今回追加されました廃止基準が実施されていくこととなりますと、垂水高校の存続が一層厳しくなっております。また、高校がなくなることで本市の過疎化や疲弊、衰退に拍車をかけないように、また、垂水市内の中学生の進路選択や通学等において不利にならないためにも、廃止基準の削除等について、県教育委員会への要請を強く実施していく必要があると考えております。

そこで、垂水市としましては12月9日、あさってですかね、に県教育長に対し、公立高校の振興方針に関する要請文を提出することにしたところであります。また、その件に関して、あした、垂水高等学校振興対策協議会、これも開催されて、そこで了承されるということになっております。

そして、要請でございますが、垂水高等学校振興対策協議会会長であります垂水市長ほか垂水市議会議員、それから垂水高等学校PTA会長、垂水PTA連絡協議会会長、それと垂水高等学校同窓会会長、それと本市選出の県議会議員、一緒に同行しまして、要請を行うこととしているところでございます。

以上です。

○池之上 誠議員 存続に対してのその動きですね、非常に大事だろうと思っております。地元としては、やはり子供たちの通学とか、あるいは親御さんの経済的な面とか、いろんな要素

がこの高校進学というのにはかかわってくるだろうと思っております。そういうときに、やはり地元には高校がないということは非常に大きな問題になるだろうと。その点に関しましては、今できることは、存続に向けて頑張ることだろうと思っております。常々教育長が、だれの責任でもないんだと、みんなで頑張らないかんといいことを言われております。そのとおりでらうと思っております。ここが正念場だろうと思っております。

ぜひ垂高存続のために頑張ってもらいたいという気持ちは変わりませんが、仮定の話として、垂高が存続するという確信も、市長、教育長あるいは振興対策協議会の皆さん、多分持たないだろうと、今の段階ではですね、思います。そうしたときに、いつも言っていることですが、もし、垂高が廃止になったとき、仮定の話ですけども、それも考えておかなければいけないだろうと思っております。そういうところの話も、動きも少しずつはしていかなければいけないだろうと思っております。

今の学区制というのは、昔の交通事情の非常に悪い、自転車か徒歩でしか行けないようなときの学区制がそのまま残っておりまして、鹿児島県のほうもそれに準じて、今、学区制、7学区ですかね、来年ですか、からなると思っておりますが、若干広がったなという思いがしておりますけれども、ほかの大都市ではもうこの学区制というのはなくそうと、通学の問題はないだろうということで大分緩和されてきております。

そういうところで、私はいつも言うんですけども、垂水も、鹿屋学区、大隅学区に縛られることなく、鹿児島にも行けると、始良にも行ける、大隅にも行ける、そういう垂水の立地状況でございますので、例えば旧牛根中学校は始良学区ですかね、国分高校とかそういうところには行けたわけですよ。それで、そこが今度、学区、始良・伊佐ですか、になりまして、今度

は牛根中の場合は大口高校まで行けるといふような改正になっております。非常に通学区域からすると矛盾する決定がなされていると思うわけですよ。

そういうところを考えると、やはり垂水が、もし垂高がなくなった場合、垂水の子供たちがどこにでも行けるといふような環境をつくるのは、やはり県教委の決定ではなくて、そこに市長、あるいは執行部、あるいは議会、その辺の動きが非常に大切になるんじゃないかと思っております。これは持論ですが、そういうのをこの前の議会でも質問した経緯がありますが、市長の答弁は、県教委の考えを待つということをおっしゃられたと思います。

再度質問しますが、そういうことについて、もし垂高がなくなると現実味を帯びた場合、垂水の子供たちがどこでも行けるような環境をつくるためにそういう動きをできないものか、その点についてひとつお聞かせいただきたいと思っております。

○教育長（肥後昌幸） 市長が申されても同じだと思いますけれども、今、池之上議員のおっしゃったとおりでらうと思っております。しかし、垂水高校はもうこれであきらめたというわけでは決してございませんで、最後まで全力を尽くしてまいります。

しかし、もしということ、仮定の話ということでございまして、そのときには私はまず、垂水市内の中学生の子供たちに絶対に不利にならないようにしてやるということが最小限の義務であろうというふうに思っております。その1つが、全県区にしてどこにでも行けるといふことだろうと思っておりますけれども、それにつきましてはまた私も全力を、もしそうなったときは全力を尽くしたいと思います。

以上でございます。

○池之上 誠議員 もしの、仮定の話でどうも失礼いたしましたけれども、そういうことも思

いながら進めていかないといけないというふう
に思います。

絶対存続するんだという気概は大切ですが、世の流れ、県教委の流れ、そういうのが多分底流には流れているんだろうと
思っています。高く垂水市を売っていただきたい。垂水市の子供たちを高い環境に上らせてあげたい。そういう思いは一緒でございますので、よろしく要望としてお願いをしておきます。

まだ30分たっておりません。私が質問をして30分で終わるのは本当に珍しい、初めてだと思います。

きょうは一番バッテリーが1時間されたもんですから、ちょっと圧倒されまして、これで話を終わっていかうかなと思っておりますが、先ほど市長が言われました、こんな小さなまちでと、派閥をなくすいかなんということは、私も前回、前々回、市長とは選挙では戦ってきた身分でございました。それを今思うと懐かしくというか、おうと思いがらいるところですが、8年間つき合う中でそういう話をされて、そしてまたいろんなところで私の意見も、私の意見だったのか、皆さんの意見だったのかわかりませんが、意識を共有してできた政策もございました。そういうところで、市長の後継者を立てないということ、派閥をなくそうという思い、これは私も本当に大賛成でございます。賛同するところでございます。

次の4名立たれておりますが、それぞれに垂水を思う気持ちは一緒だろうと思っております。水迫市長のその思いを胸に刻みながら、今度の1月、そしてまた私も4月、ありますが、もし市政に携わることがあれば、水迫市長のその思いを胸に刻んで市政に携わりたいと思っております。

少し早いですが、これで終わりたいと思っております。

○議長（川尻達志） 本日は、以上で終了しま

す。

△日程報告

○議長（川尻達志） 次は、明日午前9時30分から本会議を開き、質問を続行します。

△散会

○議長（川尻達志） 本日は、これにて散会します。

午後2時47分散会

平成 22 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 22 年 12 月 8 日

本会議第3号(12月8日)(水曜)

出席議員 11名

1番	(欠員)	10番	持留良一
2番	大 藪 藤 幸	11番	宮 迫 泰 倫
3番	(欠員)	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	(欠員)
6番	田 平 輝 也	14番	(欠員)
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 靜 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎
9番	森 正 勝		

欠席議員 1名

4番 堀 添 國 尚

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	小 島 憲 男	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	深 港 涉
企 画 課 長	山 口 親 志	会 計 課 長	尾 迫 逸 郎
財 政 課 長	北 迫 睦 男	水 道 課 長	白 木 修 文
税 務 課 長	川井田 志 郎	監査事務局長	磯 脇 正 道
市 民 課 長	葛 迫 隆 博	消 防 長	宮 迫 義 秀
市 民 相 談			
サービスク長	前木場 強 也	教 育 長	肥 後 昌 幸
保健福祉課長	城ノ下 剛	教育総務課長	三 浦 敬 志
生活環境課長	感王寺 八 郎	学校教育課長	有 馬 勝 広
農 林 課 長	森 下 利 行	社会教育課長	瀬 角 龍 平

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	篠 原 輝 義
		書 記	有 馬 英 朗

平成22年12月8日午前9時30分開議

△開 議

○議長（川尻達志）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、きのうに引き続き一般質問であります。

△一般質問

○議長（川尻達志）それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、7番北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 皆さん、おはようございます。それでは、早速質問いたします。

私は、水迫市長2期8年に対して、市長に、市民に対して誇れること、次期市長に託すことについて質問する予定にしておりましたけれども、昨日、川畑議員、池山議員、池之上議員が私と同様に2期8年のことを質問いたし、川畑議員の質問に対し、市長が丁寧にわかりやすく説明されましたので、十分理解しましたので、この質問は割愛させていただきますが、これから質問いたすことで理解、納得いかないことがあったときは市長にお聞きいたしますので、そのときはよろしく願いいたします。

私はこの8年間、いろいろな分野で質問してまいりました。執行部の方も前向きに問題を解決していただき、感謝しているところでありますが、これから質問いたす点で、これまで質問した中でいま一つ納得いかない、また改善、取り組んでいただきたいことについて質問いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、農林水産について。

水産においては、垂水漁協のカンパチは生産高日本一を誇り、また、牛根漁協のブリは県内

で先駆けて養殖を行った県内有数の産地です。これらの養殖漁業は、垂水カンパチ「海の桜勘」や牛根ブリ「ぶり大将」の名で「かごしまのさかな」としてブランド認定を受けております。

農産物において、インゲン、キヌサヤは、日本一、第4位の生産高を誇りながら、ブランド化が進んでいないのが残念でなりません。ブランド化への方向性はどのようになっているか、お聞かせください。

次に、鹿児島県では修学旅行等の誘致を推進し、垂水市でも漁協と連携し、平成21年度から修学旅行生の漁業体験の誘致を行っています。先月は広島の中学校在、漁協を中心に、農業など体験学習で垂水に来ております。来年度は4月から6月にかけて8校、10月、11月に2校、関西方面から予約がありますが、受け入れ体制は万全なのか、また、問題点、改善点があればお聞かせください。

次に、教育関係について。

図書館の年末の休館についてお尋ねいたします。

私は平成16年、図書館の冬休み期間、年末年始の休館が10日間は長過ぎるのではないかと質問いたしました。そのときの答弁で、図書館使用規則では年末年始8日間であるが、この年は電算システムの変更のため10日となったというお答えでした。しかし、規則の8日間の休館が妥当か疑問に思うという答弁でありました。その後、検討していただき、年末年始の休館が6日間となり、また平日の閉館が5時から6時まで延長となり、改善されたことには感謝しているところです。

しかし、年末年始6日間の休館は、向学心に燃える中学・高校生の受験生に対しても、また一般利用者に対しても長いのではないかと思います。開放することはできないか、お聞かせください。

また、年末年始開放している県内の市町村が

あればお聞かせください。

財政問題について。

財政調整基金等を含め、財政の現状と課題についてお聞かせください。

また、9月議会で滞納の件を質問いたしましたが、平成16年に城山団地の不法造成に対して、災害防止のため市では行政代執行を行い、約1,500万円ほどが使われていると思うが、この点に関して9月議会では説明がなかったのはなぜか。この件を加えると、滞納未収金は4億円を超えるのではないかと、お聞かせください。

次に、生活環境について。

まず、臨港道路について。

この件については、私を初め、多くの議員がこれまで質問しています。その中で、答弁として、元垂水地区の防災の面から早期の着工を県・国に要望していく、また、カツオ船の寄港ができるように新港の条件整備に、着手へ向けていくと、市長の1期目の4年間は前向きでありましたが、「臨港道路について、2期目の施政方針では一言も触れていないが」との質問に対し、非常に困難な事態に陥ったとの答弁がありました。今は完全に断念したのか、お聞かせください。

公道上のガソリンスタンドについて。

浜平のガソリンスタンドについて、事業側とははっきりと覚え書き書を交わすとのことであったが、どのようになっているのか、覚え書き書を交わしたのならその内容をお聞かせください。

これで、1回目の質問を終わります。

○農林課長（森下利行） 北方議員のインゲン等のブランド化についての質問にお答えいたします。

鹿児島県では、消費者の本物・健康・安全志向等の多様なニーズに対応するとともに、市場から信頼される産地づくりを目指し、品質のよいものや量をまとめて安定的に出荷できる産地づくりを進めるため、県内産地のモデルとなる

15品目、23産地をかごしまブランド産地に指定しております。

県のブランド産地の指定を受けるためには、農協系統共販率の70%以上の指定要件は緩和されたものの、共販金額が1品目3億円以上でなければ指定を受けられないこととなっております。

本市の主要作物でありますインゲンの平成21年度の総生産額は約12億円で、そのうち農協共販の実績金額は約1億7,000万円であり、指定要件であります3億円をクリアすることができず、ブランド産地の指定を受けられない状況にあるところであります。

議員も御存じのとおり、本市におきましては、公設市場を初め、青果業者も数業者あることから、現時点ではブランド産地の指定を受けることは難しいものと考えております。

以上でございます。

○水産課長（塚田光春） 修学旅行生の民泊の問題点について、まず、私のほうからは漁業関係の民泊についてお答えいたします。

本市にとって、水産業の中でも養殖漁業は後継者が育っている唯一の重要な基幹産業でございますが、長引く魚価低迷や不況による消費の落ち込み等により、厳しい経営環境が続いています。

そこで、漁協では、観光漁業を行い、カンパチのおいしさのPRと漁協や漁業者の収入の確保を図ることと地域の活性化を兼ねて、昨年度より観光漁業に取り組んでいるところでございます。

その観光の中で、かんぱち祭りや修学旅行生の受け入れ、2つの観光漁業に取り組んでいるところですが、これまでの修学旅行生の受け入れは日帰りでの体験でしたが、来年度からはいよいよ本格的に民泊型の修学旅行生に取り組むように、市と漁協と連携して準備を進めているところでございます。

しかしながら、民泊をさせるには最低でも150名程度の生徒の受け入れが必要で、それには最低でも50戸以上の民泊受け入れ戸数を必要とします。その受け入れ戸数を確保するために、今後、牛根漁協とも連携した受け入れの協力依頼をお願いしてまいります。それでも漁家だけの確保は難しいと思います。つきましては、昨年度設置しました垂水市ツーリズム推進協議会を中心にして、農家と漁家と連携した受け入れ体制に努めてまいりたいと思います。そして、県外の修学旅行生にもう1回行ってみたいと思われるように、万全な受け入れ体制に努めるように、市でもできることは支援してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○商工観光課長（倉岡孝昌）「修学旅行生民泊、今後の問題点は」との御質問にお答えいたします。

今後の観光振興による地域活性化の重点施策の1つが、グリーン・ツーリズムの推進だと思っております。御承知のとおり、垂水市漁協でのカンパチえさやり体験は非常に好評で、グリーン・ツーリズムのお手本となっております。

修学旅行生の民泊受け入れ第1号は、ただいまの御質問にもありましたように、11月10日から11日にかけて広島市から来てもらった広島市立長東中学校の2年生で、市報でも御紹介しましたとおり、鹿児島市桜島地区の9世帯と垂水市の31世帯の農漁家などで受け入れをしてもらいました。

10日の夕方、垂水市に到着した生徒たちは、それぞれの家庭で民泊し、翌日は漁業や農業などいろいろな体験を楽しんでおりました。後日、今後の情報収集のため担当者が長東中学校や旅行代理店を訪問し、感想や要望などお聞きしており、今回の民泊受け入れに関しては満足していただき、受け入れ家庭に対する感謝の言葉などお聞きしております。

また、これまでの修学旅行の形態から民泊体験などを含んだ修学旅行に変わってきている、行政が関与することで安心感を持てるなどの意見もございました。

そこで、今後の課題でございますが、ただいまの水産課長の答弁にもありましたように、受け入れ家庭の充実・拡充や安全対策など、受け入れ体制の充実に努める必要がありますほか、リーダーの育成も欠かせません。

このようなことへの対策として、受け入れ家庭やリーダー育成のための研修会の開催、学校への誘致活動など進めてまいる予定で、来年3月には九州新幹線開業というチャンスもやっておりますので、このようなことに関係先とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○社会教育課長（瀬角龍平）北方議員の「図書館の年末年始の休館の改善は」という御質問にお答えいたします。

垂水市立図書館は、平成3年11月の開館以降、垂水市図書館条例に基づいて運営をされ、蔵書数約7万冊、ここ数年の年間利用者数は平均して約2万4,000人でございます。多くの市民の方々が図書への貸し出しや閲覧、資料調査、また学習室などを利用されてきております。

垂水市図書館利用規則によりますと、第3条に、休館日は、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの6日間のほか、毎週月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する祝日、そして蔵書点検の特別整理期間となっております。

北方議員御指摘のとおり、これまで図書館も改善に向けた改正を行ってきておりますけれども、ここで、去る11月13日に開催をされました県下の図書館長等が集まる会議がございました。そのときに、資料がございますけれども、県下の30の図書館の年末年始の状況が報告をされておりますので紹介をいたしますと、薩摩川内市の中央図書館1館が年末年始に開館をしている

とのことであり、その他の29館は、垂水市と同じく休館の措置をとっております。

なお、薩摩川内市のこの図書館ですけれども、この図書館につきましては、まちづくり公社に管理委託を行い、公社職員4名で運営をいたしておるようでございます。

本市の図書館では、現在のところ、市民の方々、そして学校側からの冬休み期間中の開館の要望は上がってきておらない状況です。また、垂水市立図書館の昨年平成21年度の中高生の利用を調べてみますと、12月25日が4名、26日が4名、27日が15名、1月5日が6名、6日が19名、7日が19名ですけれども、月の利用者数の中で特に際立った増加は見られないと思われまます。先ほど、県内の図書館の状況を申し上げましたけれども、同じ敷地内にある、図書館の隣にあるキララメッセの利用との兼ね合いもあるのではないかと考えております。

以上、申し上げてまいりましたことから、当面は現状の運営を行いながら、推移を見守りたいと存じます。

以上です。

○財政課長（北迫睦男） 財政関係の財政調整基金の御質問にお答えします。

バブル崩壊後の本市の財政は、国の経済対策に合わせ、施設整備や道路新設改良事業などの普通建設事業に重点的に財源を配分する積極的な財政運営を行ってまいりました。その結果、水迫市長が就任された平成14年度当時の本市の財政は、市債の残高が124億円に達し、平成14年経常収支比率が100%を超えるなど、非常に硬直した状況になっておりました。

また、当時の小泉内閣のもとで進められていた三位一体改革により、それまで右肩上がりであった地方交付税などの地方の財源が大幅に削減されたこともあり、本市の財政は特段の措置を講じなければ財政再建団体に陥るおそれもある危機的な状況に置かれておりました。

そのような状況の中、水迫市長の財政再建への強い決意のもと、平成16年には財政改革プログラムを策定し、危機的な状況にあった本市財政の破綻を回避し、本市の重要課題に適切に対応できる弾力的で足腰の強い健全な財政構造の構築に向け、きょうまで市民や議会の皆様の御協力のもと取り組んできたところでございます。

その結果、財政調整基金の積立額は、最も少なかった平成17年度末の2億3,000万円から、今回の補正額を加えた積立額は7億1,000万円になります。4億8,000万円の増となります。

また、市債の発行残高では、通常債の発行額に上限を設けるなどの努力により、ピーク時から20億円の減、標準財政規模に対する公債費の割合を示す公債費比率については、ピークであった平成15年度の17.1%から平成21年度は13.6%と、3.5%の改善を果たしております。

しかしながら、経常収支比率や将来負担比率は依然として県内他市町村より高い水準にあることから、引き続き、人件費などの義務的経費削減の取り組みと、市債の新規発行抑制はもちろんのこと、その他、将来負担比率に影響を与える債務保証、損失補償等についても今後、対策を講じる必要があると考えております。

また、本市は、依存財源の占める割合が高い脆弱な財政構造に変わりがないことから、今後も、地方財政に大きな影響を与える国の動向には留意しながら、健全財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○副市長（小島憲男） 4番目の質問の中でありました、以前、城山団地での違法造成工事に対し、市が行政代執行により防災工事を施し、施工業者へ行政代執行による工事総額を請求したと思うが、あの件は前回9月議会で発表された市の滞納総額に入っているのかどうかということにつきまして、私のほうからお答え申し上げます。

まず、平成17年5月、市が、城山団地におい

て違法な工事を施工した民間人にかわりまして、周辺住民等の要望により市が実施しました安全対策工事、行政代執行工事に係る費用、つまり違法工事をした民間人へ請求しました代執行費用につきましては、さきの9月議会で発表いたしました市の滞納総額3億8,100万円には入っておりません。

その滞納総額に入っていない理由と、その後の城山団地の行政代執行の費用の件でございますが、工事に要した費用、つまり行政代執行費用が1,354万円であったわけでございますけれども、平成17年、工事終了後から違法工事施工業者へ対し、平成19年2月まで4回にわたり配達証明書つき郵便で請求をしたわけでございますけれども、ただの1円の支払いもありませんでした。

その後、当事者も体調を崩され、病院入院等をされるようになったため、平成19年12月には資産調査等をした結果、請求相手には資力がないうということから、当初請求額に延滞金を加算した金額、総額1,740万9,832円が滞納額としてありましたけれども、市では行政代執行費用に係る滞納処分の執行停止を決定し、文書により本人へ通知しております。つまり、請求を断念したところでございます。その後、本人は、本年平成22年5月、死亡されております。

以上でございます。

○土木課長（深港 渉） 次に、臨港道路整備の方向性についてお答えいたします。

元垂水地区への湾岸道路あるいは臨港道路につきましては、御指摘のとおり議会でも幾度も論議されており、推進すべき事業であることは十分認識しているところでございます。

特に、元垂水地区の現状道路網につきましては、そのほとんどが交互交通も困難な幅員の狭い形態でありますことから、住民生活の不便でありますとか防災、あるいは将来における新港を拠点とした円滑な物流などの観点から、幹線

的な道路構築を必要とする是非論でございます。

しかしながら、これを市事業での実施となりますと、その規模及び将来に及ぶ財政的見地からも非常に厳しいと言わざるを得なく、長期計画にも記載していないところでございます。

幸い、御案内のとおり、新港荷揚げ場の活用が図られれば、県営事業、臨港道路での整備も可能性があることから、まずは引き続きこの方向性を探ってまいります。

その方策としまして、以前計画調整しましたカツオ船寄港も含め、垂水港でのあらゆる利活用の調査・研究を推進するとともに、新港周辺の都市計画、用途地域の変更も計画しておりますので、これに伴う物流を精査するなど、臨港道路として実現のための本格的な要望が図れるよう努めてまいります。

一方では、さきの川畑議員への市長答弁にもありました、市長提案でもあり、大隅総合開発期成会の要望事項としても上位に掲げてあります大隅横断道路との連携も視野に入れた構想も推進してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、浜平のガソリンスタンドについてでございますけれども、本件につきましては、昨年の12月及び本年3月議会で質問され、御指摘のとおり、現経営者への文書による公衆用道路の存在等について通知等を図るよう答弁しており、また、本年3月に消防本部と合同で実施しました住民説明会におきましても、同様の話をしているところでございます。

その後、文書送達前に、現状の相互認識という観点から、現経営者に2度にわたりまして電話をいたしました。その電話での現経営者の趣旨でございますけれども、ガソリンスタンドそのものは代々正当な許可のもとに運営されており、今になっていずれの行政等の指導を受けるものではない。住民等の通行についても妨害や阻害しているような現状もなく、公衆用道路の

認識云々であるとか、今後一切の協議は拒否する。ましてや、いかなる文書についても断固として受理しないというものでございまして、実情としましては、八方ふさがり状態となりまして、公道認識などの文書通知も行っていないのが現状でございます。

公衆用道路の存在につきましては、地籍調査におきましても確定しており、行政として指導すべき案件でございますので、今後におきましては、関連する部署と連携しながら、経営者の変更時でありますとか、大規模改修等の折、計画段階から協議するなど、絶えず動向を探ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

農業関係でそのブランド化なんですけれども、3億円に達していないからブランド化はできないという状況なんですけれども、今、1億7,000万円ですか、現在の取引高が、JAさんと。そういうことで、まだ半分ちょっとなんですけれども、何しろ自分のところの垂水の基幹産業のインゲンですから、前向きにJAさんと取り組んでいただきたいと思っております。この問題は、皆さんが本腰を入れないことにはとてもできる問題じゃありませんので、農林課長を初め、皆さんで一生懸命取り組んでいってほしいと要望しておきます。

次、水産関係の民泊のことなんですけれども、私も今回の中学生の民泊を3名、引き受けたわけなんですけれども、私もいろんな経験をさせていただき、また生徒からいろんなことを学ばせていただきました。そういうことで、今、ここで50戸ほどの民泊が現在あると。50戸ということは、150人来れば3人体制なんですけれども、これだけでは十分じゃないと思っております。答弁でも前向きにそれをふやすということでしたけれども、できるだけすそ野を広げて余裕のあ

る体制で臨んでほしいと思っております。

そういう中で、私も1カ月前ですけど、預かったわけなんですけれども、中にはこんなに言うておる声が聞こえてきました。漁協と連携しておるわけなんですけれども、「いつ銭のくいやったろかいな」と、1カ月あるいは2カ月というような説明が当初あったらしいですけども、「こげん遅ければ、やっぱり次は考ゆらいなあ」と言う人もいます。だから、受け入れたら、またそれだけ民泊の方々は経費を使われておるわけですから、早目に支払うべきところは支払っていただきたいと思っております。

これは、やはりNPOのその方々と協議してなさらなければいけないと思っておりますけれども、これから来年ですか、5月、6月に民泊が集中するわけですから、1カ月に何回も受けないかん家庭が、今までのこの状態でいけば、何回も受けならん家庭が出てくるわけですから、それにはやはりその泊めた回数だけ経費がかかるわけですから、この辺を早目に解決していただきたい。その辺をまず1つお願いいたします。1つ、それだけ、今のところはそれだけです。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 各受け入れ家庭からの話は聞いておりましたけれども、その料金の納入が遅いということは、申しわけございません、ちょっと初めてお聞きしたところです。宿泊料の代金の支払いが遅いというのは、済みません、ちょっと初めて聞いたところでございますが、このことは計画的に進めてきたはずでございますので、再度調査と申しますか、事情を聞きまして、早く対応できるように調整したいと思っております。

○北方貞明議員 この事業は、垂水市もですけど、漁協が大方中心になってきて進めてきた事業と私は認識していますが、それは間違いないですよ。その中で、厳しい経営環境の中、漁協と漁業者の収入確保という形でうたっておるわけなんですけれども、そういう目標でやって

こられたと思うんですけれども、聞くところによると、今回の修学旅行では漁協さんは一銭も入らないシステムになっておるといふふうに聞いているんですけど、それは間違いないですかね。

○水産課長（塚田光春） 要は、今まで日帰り体験の分につきましては漁協の収入になっているかと思うんですけれども、この民泊に関しては直接漁家に入りますので、漁協のほうには今、入らないような状況でございます。

しかしながら、今、議員がおっしゃいましたように、漁協のほうで漁家の民泊等のあっせんもしておりますので、今後は漁協のほうの手数を少しは取って、漁家のほうへ配分していくというの必要ではないかというふうに思っております。そのことを来年度、民泊に向けて、今後、観光課やツーリズム推進協議会が中心になって検討していきたいというふうに考えております。

○北方貞明議員 この件にしては最後ですね。

そうしたら、前向きに今回はしていただくということで、今、水産課長から答弁をいただきました。ありがとうございます。

水産関係ということで1つずつ、今度は項目が違うんですけど、質問させていただきます。民泊ではないんですけど。

身代湾のことなんですけど、身代湾の件は予算がついておると思うんですけれども、先般、海運業者、工事関係者の方々に、一応不正があったということで指名停止がなされておるわけなんですけれども、この件に対して発注がまだ、指名停止がある関係上、発注はできないのか、発注したのか、その辺のことを一言、身代湾について教えてください。

○水産課長（塚田光春） 今、身代湾の工事のおくれについての質問でございますけれども、この件に関しては、海上工事の談合問題による公取委による排除命令が出たことは確かなんで

すけれども、これによる工事のおくれではございませんで、今の実際、今回の今年度の予算で執行しているんですけれども、ただ、以下の関係でおくれているのは事実でございます。

この工事に関しましては、今年度完成させる予定で、設計完了後、法手続をしているところでございますけれども、法手続が大きく分けて4つございまして、その中で、霧島屋久国立公園の特別保護地区内に当箇所が入っている関係で、ここを整備するには環境省の許可が必要でございます。

そこで、当初、申請から許可まで2カ月間見とおったんですけれども、予想以上に許可がおくれまして、11月22日に再度環境省へ、12月中に工事を発注しないことには工事が完成しないということを再度強く申し上げましたところ、12月26日付で許可証を送付するという旨の内諾をいただきましたので、今週末には入札できるように、今、準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 身代湾のことは理解いたしました。

そうしたら、次の関係に入ります。

教育関係、図書館のことなんですけれども、現在、県下では薩摩川内が年末年始を開放しているということで、教育長、川内市ができて、やっておって、我が垂水市はできないのか、検討されないのか。それを1つお願いします。

○教育長（肥後昌幸） 先ほど社会教育課長のほうから回答をいたしましたけれども、薩摩川内市のほうと垂水市のほうでは運営自体が違うわけですね。向こうは公社職員4名でやっているということでございます。本市の場合には臨時職員だけで3名でやっております。そういう関係で、本市の場合には今のところ難しいというふうに思っております。

○社会教育課長（瀬角龍平） 2回目の質問に

お答えしますけれども、薩摩川内市立中央図書館というのを垂水市立図書館と一概に比較をしながら議論するというはできませんけれども、蔵書数とか利用者数、それぞれ大きく違っております。

ただ、垂水市の図書館と違うのが、やはり薩摩川内市の中央図書館が正規職員が7名おります。そして嘱託職員が2名、そして臨時職員が2名、それでまちづくり公社職員が4名、合計15名で運営をしておるようであります。そしてさらに、開館時間が8時45分開館、そして21時閉館というふうになっておるようです。

そして、今申し上げましたけれども、今、垂水市立図書館は臨時職員3名で、平日、土曜を行っております。日曜日は同じく臨時職員2名で対応をしておりますけれども、薩摩川内市並みにできないかという御質問でしたけれども、そういう場合は、どうしても経費、勤務体系、その他条件整備の協議が必要ではないかというふうに思います。

ただ、一番大きな問題は、やっぱりそういう市民からの御要望がなかなか今のところは上がってきてないというのがございます。

しかし、今、議員のおっしゃいましたように、改善という面からは、市民の方々にやはり気持ちよく利用していただくということで、まずは今議会にお願いをしております図書館の雨漏り防止、そして内装工事、そして職員の接遇の向上、そしてやはり図書館が本をやっぱり読む、そういう快適な雰囲気づくりと、そういう市民の方々にとって使い勝手のよい図書館の改善に向けて努力を傾注するということが一番ではないかと存じております。

したがって、最初答弁で申し上げましたとおり、当面は現状の運営を行いながら推移を見守っていきたい、そういうことでございます。

以上です。

○北方貞明議員　すぐ、市民からの要望、市民

からの要望と何遍も聞くわけなんですけれども、やはり要望があつてからというんじゃないで、積極的にそういうふうに向きに取り組んでいくような環境づくりをつくらないかんじゃないですかね。教育長もその辺をちょっと検討していただけないでしょうか。

それで、薩摩川内市とのその運営方法が違うと言っておられます。そしてまた経費の面が違うと、経費のことも言われましたけれども、今、臨時職員の中にも司書さんもおられるわけなんですけれども、その3人で十分やって、運営されております。そして、以前は職員の方が2人おられたわけですよ。経費のことを云々と言われましたから、今、私はざっと計算してみたんです。

3人の臨時職員が5,700円でしたかね、そして司書さんが6,000円でしたかね、たしかそうと聞いておるんですけど。その人たちが20日働いた場合、そして年間が417万円ほどだと思ふんですけれども、これ3人で。それで、以前は職員が2人おったわけですよ。1人、職員はどれぐらいかかりますか。この3人分ぐらいかかると思ふんですよ。そして、今かなり3分の1ぐらいに軽減されておると思ふんですよ。だから、それだったら、経費がとかというのはちょっと、答え自体がちょっとおかしいんじゃないでしょうか。かなり安い金額で今、運営をされておるわけですよ。

それで、年末年始開放し、そしてまた祝日を開放しても、そうかかるものじゃないと思ふんですよ。今のこの3人の経費から言ったら。祝日は年間15日ほどあると思ふんですけれども、3人が一日の経費が1万7,400円ほどなんですよ。これに15を掛けたら26万円ほどなると思ふんですけれども、これを足しても500万円ほどと思ふんですけれども。だから、こういう計算をしていけば、経費云々というのはちょっとおかしいような気が私はいたしますけれども、その辺

を1つお願いします。

それで、「要望が、要望が」と言われますけれども、祝日はみんなが、親子連れ、一般の方々、一番使いやすい日だと思うんですけれども。だから、できたら祝日を開放しても、先ほど言いましたように26万円、27万円ぐらいしかかからんわけですから、年間。祝日の開放を教育長、前向きに考えていただけないでしょうか。

それと、閉館時間ですけれども、薩摩川内は9時までです。閉館時間も以前は5時までだったんですけれども、今、6時になって改善されておるわけなんですけれども、夏時間・冬時間と仮に設定していただければ、夏だったら7時まででも十分図書館をあけていることができるんじゃないかと思うんですけれど、その辺を1つお願いします。

○教育長（肥後昌幸） 先ほど申し上げたとおりなんですけれども、先ほど社会教育課長が、図書館長会があったと、その中で30館の図書館が来て、その中の1館だけがいわゆるそういうようなことをしていると。それで、あとの29館はもう垂水市とほとんど同じ運営でやっているということでございます。

何回も申し上げますけれども、やはりどのぐらいの利用率があるのかというのも非常にこれは大事なことなんです。ですから、12月の末、それから1月の初め、先ほど人数を申し上げました。そのような状況の中で、またどうしてもこのときに開いてくれないかというようなのがたくさん上がってくれば、また何らか考えないといけないと思うんですけれども、今の状況では、これで十分とは言いませんけれども、我慢していただきたいというふうに思っております。

○北方貞明議員 経費の面は、経費についてはどう思われるか。

○社会教育課長（瀬角龍平） 経費については、確かに正規職員がおったときと臨時職員がおったときとは、随分軽減されているというふうに

思いますけれども、ただ、やはり臨時職員のみでの対応では、今度は青少年の健全育成ということも含めて、私たちもそのことについて少し問題も、別な問題もあるのではないかというふうに思いますし、そしてまた、その経費の面についてはまた関係課と協議もしなければならぬので、なかなかここでそうしますと、そうしませんと言うわけにはちょっといかないというふうに思います。

以上です。

○北方貞明議員 日曜の開放はどう考えておるのか、祝日の開放。

○社会教育課長（瀬角龍平） 祝日、日曜の開放ですけれども、そのことについても、やはり健全育成という面からも含めてですけれども、これについても当面は現状の取り扱いということで推移を見守りたい、そういうことでございます。

○北方貞明議員 ちょっと僕は意味がわからんですけど、祝日の開放について、健全育成の面と、その健全育成というのはどういう問題なのか。とにかく私は、祝日ですよ、15日、これを入れても経費面では26~27万円しか出費はないわけですけれども、まずはこの祝日の開放を要望します。

そしてまたもう1点、今さっきも言いました、健全育成との関係、祝日と。そこは健全育成というその意味が私はわかりませんので、ちょっとそれだけ。

○社会教育課長（瀬角龍平） 済みません。健全育成というのはちょっと私、あれでしたけれども、私は勤務延長とちょっと間違っていました。時間延長とちょっと間違っておりました。時間延長につきましては、例えば6時を過ぎれば今も暗くなりますし、どうしても青少年の健全育成という面も検討しなければならない、そういうふうに思っておりましたけれども、そのことを少し混同しておりましたので、訂正をさ

せていただきたいと思います。

その祝日の問題につきましては、ほかの館の状況、そういうのも含めて推移を見守りたい、そういうことでございます。

○北方貞明議員 わかりました。

次の財政のほうなんですけれども、危機的状況から脱し、回復し、今回、財調もふえたということをお聞きしました。これからも、その点等を十分考慮していただいて、財政のほうをよろしく願いいたします。

次、城山のその代執行に対して質問いたします。

代執行をしたときは1,300万円、そして利息含めて1,790万円が、行政代執行を停止したということなんですけれども、この停止されるのはそちらが停止されたんですけれども、私たちはこの停止したということを議会人として聞いたかなと思うんですけれども、報告はあったのだろうか。その辺をちょっと教えてください。

○副市長（小島憲男） 議会への報告については、後もって調査をして北方議員にまた御報告申し上げたいと思います。今ちょっと、議会へ報告したのかどうか、委員会等でも報告がされてきたのか、その辺ちょっとまだわかりませんので、後もって御連絡いたしたいと思います。

○北方貞明議員 その報告のほうはまたよろしく願いいたします。私だけじゃなくして、議員の皆さんにも報告してください。

それから、今、こうして代執行を停止されたということなんですけれども、資力がない、払う能力がないからもういいですよと役所から言われた。この件はそれで一応そういう手続をとられたということはわかるんですけれども、給食横領費を今、何年も、とられた方が、使われた方が納めていないんですけれども、こういう2,300万円相当あるわけなんですけれども、この方も、調査した結果、資力がないということが判明すれば、これもそのような処置をとられる

のか、これはどちらに聞いたらいいかわかりませんが、よろしく申し上げます。

○副市長（小島憲男） 給食費横領事件の未収金についても、城山団地の行政代執行の執行停止と同じような取り扱いをとるのかどうかということでございますけれども、給食費の横領事件の当事者は、先ほど言われましたとおり、返還総額約2,313万円のうち、今まで平成12年に1回、それから平成18年に1回、計2回で5万6,792円返還されてきておりますが、その後、生活苦で返せないのか、返還しないことになってしまったのか、これまで何ら返還されておられませんか、また、市からも返還のお願いや本人との折衝もしてきておりません。

結論でございますが、本人から、病気、失業等により働けなくなり、収入が途絶え、さらには生活苦により生活保護になったというような申し立てが本人からなされ、そして、こちらも資産調査等もした結果、資力がないと認められない限り、滞納処分の執行停止は考えておりません。

今後の市の対応策でございますが、市の弁護士とも相談をしたわけでございますけれども、働いてそれなりの所得があるのであれば、年間少しずつでも返還してもらうよう改めて本人と直接会ってお願いするようということ、それから、時効にならないよう注意しなさいということ、それから、何ら返還する誠意がない場合は、現在の勤め先の給与等の差し押さえも場合によっては考えていくよう、指導もあったところでございます。このため、早速関係担当課に指示したところでございます。

以上です。

○北方貞明議員 この問題を、教育委員会が関係する問題なんですけれども、今、副市長がお答えいただきました。今のようにやはり、今のようというか、こういう金銭的なのは、学校関係は教育をする場所ですから、今この管轄

でお金を請求とかされるのは今のところでしょうけれども、学校関係者の人は教育のほうに専念していただき、この問題はやはりこちらのほうで取り扱って作業を進めていけばなと私は思うんですけれども、そのように今後は取り計らっていただきたいと要望しておきます。

次、生活環境問題ですけど、臨港道路については、きのうの一般質問の答弁の中にも、大隅のトンネルあるいはまた桜島架橋・隧道のことが前面に出てくれば、それに付随して進めていくというふうな市長の答弁でしたけれども、これは、将来大変長いスパンで考えないかんと思うんですけれども、地元垂水、足元から、早いことしていただかなくては、防災道路とかそういうのは地区の、元垂水の住民に対してはですよ。桜島架橋、大隅横断道路ですか、それより先に望んでいると思っておるんですけれども。だから、できるだけこっち、足元、地元のことからまず取り組んでいってもらいたいと思っていますので、よろしくその辺はお願いいたします。

浜平の公道のガソリンスタンドのことですけども、覚え書き書をまだ交わしていないということですよ。この問題は、しょっぱな、工事にかかるとき、消防署なりそういうような手続がまずかったからこのようなふうになったと思っています。消防のほうでは、こういう申請ができたから、その図面上に乗ってただやっただけだと。ただやっただけだと、物すごく寂しい、私は答えのような気がします。垂水全体のことを考えたら、あらゆるところと接触して問題点はないかと、やはりそういうふうに心配り、目配りをちゃんとしていかないといけないんじゃないかなかなと思っております。だから、こういうような問題に発展したと思っています。

今後、各課、そういうふうな横の連絡をよろしくお願いいたします。

そういうことで、この問題がずるずるずると、

何も手を打たなければ取得時効というような、そういうような法律的な面もありますよね。皆さんは御存じだと思いますけれども、取得時効について私はちょっと読ませていただきますけれども、1つ、所有の意思を持って占有していること、平穏かつ公然の占有、他人のものを占有すること、20年間の占有、この4つの条件がそろったら自分のものになると、こういう法律があるわけなんですけど、これを怠っていけば、いずれは公道がその業者さんに行くことになってきますけど、その辺はどのように対応され、考えておられますか。

○土木課長（深港 渉） 既得権に係るようなことを言われたわけでございますけれども、先ほどの答弁にもありましたとおり、事実論としては、いわゆる法的にも上位にあります国土調査、地籍調査によりまして、明確な幅員といいますか、境界線は決定しているものでございますので、今言われるような形での現所有者への所有権移転というようなことはちょっと考えにくいと考えております。

また、事実論としてといいますか、その中身のある云々の認識ということについては、さきの議会でも答弁しましたとおり、現場の所長としましては、びょうもあるのを確認しておるし、公道があるというのも認識しておるという言葉も確実に聞いているところでございまして、要は経営者の考え方といいますか、想像すれば、その辺の認識もあろうかとは考えておりますけれども、いずれにしましても、前経営者との協定書みたいな約束事の文書を持っているということで、それはお示しできないものの、そのことについて粛々と運営していくというような文言もございましたので、緊急に通行を妨害するとか、あるいは通らないような手だてをすとかいうのは全く考えていないということもございましたので、現状におきましてはそれを進めていかれるのかなと認識しているところでござ

います。

以上でございます。

○北方貞明議員 これが公道ですから、皆さんの自分らの財産ですからね、これが今言うたように業者のものにならないように、これから年度ごとといいますか、節目の変わるごとに内容証明なり送り、こちらの主張を通してほしいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

私のこれで質問をその件については終わりますけれども、市長の思いをひとつ。

○市長（水迫順一） 北方議員の港湾道路について、港湾道路ですか、湾岸道路、これについてちょっと触れさせていただきたいと思ひます。

これは、議員御承知のとおり、議会が反対したという経緯もあって、これを県なり国なりに、このままの状態であそこから先にやってくれというのは現状ではできないんですよ。ですから、何かひっかけてあそこを考えていかなければいけないということが1つと、それともう1つは、その前にやろうとしたことは、港湾道路としてあそこにカツオ船を寄せて、日南にも何回も行って、テストまでしようという努力をしました。ところが、カツオがとれなくなり、価格が下がってきたということで、寄港することができなくなったということで、先ほど言われたような答弁になったわけです。

それじゃ、そういうことがだめであれば、本当に、少々時間はかかっても、あそこの重要性はわかるだけに、そういう大隅横断道路にひっかけてはどうかというような考え方も新たに加えておるといふことですので、その辺、誤解のないようにしていただきたい。

○北方貞明議員 終わります。ありがとうございました。

○議長（川尻達志） ここで、暫時休憩します。

次は、10時40分から再開します。

午前10時33分休憩

午前10時40分開議

○議長（川尻達志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番宮迫泰倫議員の質問を許可します。

[宮迫泰倫議員登壇]

○宮迫泰倫議員 おはようございます。

きょうは水迫市長が32回目の最後の答弁の、議会の最後の日です。トリです、とりもなおさずうまくいけば。

先日は88号議案で私は非常にホエールズになりましたので、きょうはジョーズバージョンでいきますので、よろしくお願ひいたします。

じゃ、いきます。

地域の連帯が薄くなったと指摘されている昨今、昔の地域の姿を取り戻そうと、県内外各地でさまざまな取り組みがなされております。安心・安全なまちづくりのため、手段は異なるかもしれませんが、垂水市でも、防犯パトロール隊、防火・防犯パトロール隊、スクールガード隊と、その1つのあらわれではないでしょうか。

悪いことが起こると、こんなことは初めてだ、ここまでひどいとはと、つまり自分にとって都合の悪い情報を見たり、過小評価したりしてしまう人間の特性だそうです。これを正常化の偏見と言うそうです。備えあれば憂いなし、よく耳にしますが、実はこの備えあれば憂いなしのために、まだ2つのことをなさなければならぬそうです。安泰のときには危うきを思い、思えば備えなければならぬ。備えがあれば災いなしということになるそうです。県の地域予防推進員研修や地域防災スキルアップ研修で学んだことです。

今、各課内に張り出してあります「市民第一、現場第一、行動第一」、それから「ホウ・レン・ソウ」、報告・連絡・相談と同様なことではないでしょうか。

今、前語りしたことを踏まえて、安心・安全

なまちづくりについてお伺いいたします。

自主防災組織づくりについて。

自主防災組織達成率の状況は。市長として努力したことは。まだやり遂げていないことは。

2番、垂水市自主防災連合会組織が結成されたことについて。

1、連合会組織に期待すること。今後、危機管理監は必要かどうか。

3番、臨時職員の着服について。事後策はということについてお伺いしますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

これで、1回目を終わります。

○市長（水迫順一）私にとりまして最後の議会の最終の答弁になりました。よろしくお願いをしたいと思います。

宮迫議員は、今までも安心・安全について数多い質疑をされてまいりました。思いが安心・安全なまちづくりをしたいという気持ちから、また多くの示唆もいただいたわけでございまして、改めまして御礼を申し上げたいと、そのように思います。

自主防災組織につきましても、いつも申しておりますように、平成17年から3年続きの大きな災害を受けた本市にとりましては非常に必要性を感じたわけでございまして、平成17年のあの災害のときに10.3%でございました。やはり、自分の命は自分で守るという大原則があるんですけど、そこができない方々にやはり周りと一緒に取り組んでいくと、避難かれこれをみんなが支えながら取り組んでいくという自助と共助の部分、これは非常に大事だと思いますし、自助と共助ができない部分を公助、我々やはり行政が手を差し伸べていくんだという基本的な考え方がないと、そのように思います。

特に共助、みんなでみんなの命を守るんだという部分は非常に大事でございますので、ゆえに自主防災組織の組織率を上げることが大事だということにつながると、そういうふうと思っ

ております。

先ほど申しましたように、平成17年に10.3%であったものが、いろんな経過を踏まえ、いろんな方々の努力によって、今では83.2%という状況になってまいりました。中には、自治体によりまして、100%の自主防災組織の組織率を誇っておられる自治体もあるわけですが、私はやっぱり、この自主防災組織の組織率を上げることはもちろん大事ですが、その中で、本当にその組織の中の訓練等を通じたスキルアップ、リーダーをひっくるめて、そういうような面の育成が非常に大事だと、そういうふうに思っておるところでございます。

ですから、自主防災組織につきましても今後も努力をして、災害の多いまちであるがゆえに今後も努力をしていかなければならない、そのように思っております。

そして、市長としてしたことというようなお話でございしますが、これは私自身がしたわけじゃなくて、いろんな関係者、市の職員を初め、それから振興会長初め、それから自主防災組織のリーダーを初め、いろんな方の努力でこういうことが成り立ったわけでございまして、そしてまた災害に対しましては、やはり市民への啓発、市民の意識の向上が非常に大事であると。災害が起きてしばらくは、あの大きな災害の教訓が残りますので、しばらくは本当に自主的に避難していただいたりするわけですが、やはり何年か経過しますと風化していきます。そのことを防ぐためにも自主防災組織が必要であるし、その他の努力が必要だというふうに思っております。

その他の努力の中で強いて挙げさせていただきますと、土砂災害の警戒区域を県下でも最初に本市を指定していただいて、全区域をマップをつくって、防災マップをつくっていただきました。全区域23に分けた防災マップをつくり上げて、各戸にこれはお渡しをしました。マップ

の中には、自分の家の位置がわかるだけに、この山が崩れたらここまで影響しますよと、イエローゾーンやレッドゾーンも入っております。そういう中で、自分の家の危険性を前もって知っていただいて、それから避難その他に、危機に対応するという意味でも、このハザードマップが非常にいい効果をもたらすんじゃないかと、そういうふうに思っております。

それから、自主防災組織の中の訓練、これも必要でございますが、やはり市全体の組織としての年に1回やっております防災訓練、それから桜島の災害対策の訓練、これ等も関係者の努力によりまして、県の総合防災対策の訓練に次ぐような大がかりな訓練になってきました。前回あたりは18団体が参加しての総合訓練となりましたし、このことも内容が充実してきましたが、さらに多くの方々に参加していただいた上での総合訓練に仕上げていかなければいけない、そのように思っております。

まだやり足りないこともあるんじゃないかというようにお話でございました。

気になるのは、やはり83%の組織率、自主防災組織の組織率を上げましたが、中央地区の一部がまだ組織が立ち上がっておりません。このことは、かねて、がけ下でもない、山崩れも余り関係ないような地域でございますので、自主防災組織の立ち上げがその分、幾らかおくらしているんだろうと、そういうふうに思っております。

しかし、18年の災害のときに本城川が5カ所、上流でもって、水之上地区でもって越水をしました。土手を水が越してしまいました。あれがもうちょっと雨が多かたら決壊をしているだろうと、そういうふうに思っておりますし、本城川が決壊しますと、中央地区も全域が本当に大変な災害につながるというふうに思っております。

そういうこと等を踏まえて、中央地区も自主

防災組織を早く立ち上げて、そういうような危険から本当に自主的な防御態勢ができる方策を考えていく必要があります、このことはもうちょっと努力を急がなければいけなかったなど、そういうふうに思っております。

それと、垂水市の自主防災連合会が組織されたということでございまして、この連合会に期待することはというようにお話でございました。

自主防災組織がそれぞれ立ち上がった中でも、その組織が個々にはどうしても温度差がございます。ですから、リーダーのスキルの問題もございましょうし、その組織自体の住民の意識の差もございましょう。ですから、やはり連合会をつくることで、やはり連携して情報を共有することとか、それから市との連合会を通じてのいろんな情報の交換、それからまた、市と連携をさらに強化していく意味から、やはり連合会組織が立ち上がったということは非常にいいことだと、そういうふうに思っております。

ですから、この連合会組織の中でも、やはりリーダー的に訓練その他をしておられるところの状況を、連合会を通じて学ばせていただくというようなこと等もできると思いますので、そういう意味では、今後、連合会の活動がさらに本市の防災に対して大きな役割を果たしてくれると、そのように思っております。

それから、危機管理監についての、必要であるかというように質問でございました。

危機管理監が今まで果たしてくれた役割は非常に大きいものがあると、私は思っております。どうしても、危機管理を専門にやってこられた方でございますので、我々、市役所内で持っているやはり技術では到底できないようなことまでやっていただきました。いろんな防災訓練初め、それから災害対策本部のあり方、それから国民保護法への対応の仕方、それから地域防災計画のやり直し、これ等とか、またそのほかの

ことになりまして、やはり自衛隊出身でございますので、海上自衛隊、陸上自衛隊をひっくるめて連携をとっていただきやすい環境になってきたということでございます。

いざ災害が始まった場合に、自然災害の中でも台風とか雨だけの災害じゃございません。桜島の噴火の災害が、いつ大きな噴火があるかわかりませんし、いつまた地震が来るかわかりません。また、国民保護法の問題も、本当に近隣諸国が緊迫した状態でありますので、本当にこのことへの対応も今後しっかりしていかなければいけません。

数々の本当に業績を残してくれておりますし、これからもそういう意味では、本市が災害が多いだけに、本当に危機管理監の必要性というのは私は感じておるところでございます。

1年1年契約の対応をしておりますので、また次の市長等がどのようにお考えになるかによって決まってくることだろうと思っておりますけど、かなりな影響を受けた意味から、私としましては、必要であったし、必要であると、そういうふうに思っております。

あと課長のほうから答えさせます。

○総務課長（今井文弘） 次に、3番目の臨時職員の着服についての御質問にお答えいたします。

臨時職員数は、平成22年4月1日現在、市長部局で75名、教育委員会で35名雇用しております。

これまで、行財政改革の一環として人件費抑制を目的に、新定員適正化計画に基づき職員削減をしてきておりますが、基本的に、その職員削減をしてきたところを対象に臨時職員を補充して、住民サービスの低下を招かないように対策をとってきております。

臨時職員の職務についてですが、正規職員の事務補助員として雇用されるものであり、正規職員の指示のもと、業務に携わることになりま

す。

今回の公金着服の事案につきましては、臨時職員を収納業務全般にわたり従事させていたこと、また、そのチェック体制がとっていなかったことが原因と考えております。

現在、税務課では、収納業務を正規職員のみで処理することとしており、また、チェック及び会計課への公金持ち込みについても複数の正規職員で行うことにしております。

全庁的に見ますと、臨時職員が長期化することで、中には職員と同等の業務をこなすようになり、所管課では職員と同じく担当として業務を任せってしまうというケースもあり、今回の事件も含んで、このことに大きな問題があります。

市職員の場合、全体の奉仕者として全力を挙げて職務に専念しなければならないことが法律に記されており、また、その職責は重いものでございます。臨時職員の場合は、職員の補助員として雇用するもので、責任の度合いも違いますし、補助員ということを十分配慮の上、業務に従事させなければなりません。

総務課としましては、この正規職員と臨時職員の違いを職員自体が再認識してもらい、業務分担により責任の所在を明確にするように、今後さらに周知徹底していくつもりでございます。

一方で、臨時職員の業務従事へのあり方について、課によって臨時職員の業務も違うことから、課長会等で全庁的な意見を交換等をしていきたいというふうに考えております。

○税務課長（川井田志郎） 宮迫議員の御質問の臨時職員の着服について、「事後策は」についてお答えいたします。

今回、税務課で発生しました臨時職員による市税等の公金着服横領事件につきましては、市民の皆様方に大変御迷惑をおかけいたしました。管理体制の不備が大きな要因と深く反省をいたしております。市民の皆様にはおわびを申し上げますとともに、再発防止に全力を尽くし、税務

課職員一丸となり市役所の信頼回復に邁進する所存でございます。

今回の事件が発覚した経緯を申しますと、9月に、税務課窓口で納税をされた市民の方へ督促状が届きまして、市役所への苦情の電話をされたことが発端であり、早速内部調査に取りかかったところでございます。

内容としまして、職員、臨時職員を問わず、事情聴取及び納付書等管理書類の確認を二月ほど行った結果、確証はとれなかったものの、臨時職員による嫌疑が鮮明になりましたので、9月末の臨時職員雇用期間満了をもって当人を解雇いたしました。

その後も内部調査及び当人からの事情聴取を進め、今後の手続について、市長、副市長及び顧問弁護士等もあわせまして協議をいたしまして、11月2日に横領を認める発言がありまして、結果、横領件数37件、金額で109万7,700円ということが判明いたしました。

また、当人に横領の嫌疑があると知りながら、納付書の再発行や内部調査の伝達を行っていた臨時職員も、11月末をもって解雇いたしております。

次に、再発防止でございますが、今回の事件を真摯に受けとめることはもちろん、現状、要因、課題、解決策を早急に整理して、万全を期す対策としまして、とりあえず次の4項目を対策として講じたところでございます。

1点目としまして、納付書への領収印につきましては、各職員に職員の名前の領収印を持たせ、領収印に対する責任を明確にいたしましたこと。2点目としまして、全職員が確認できる位置にレジスターを移動し、職員2名での入金チェックをするようにいたしました。3点目としまして、納付一覧表の改善を行い、職員2名で入金チェックをするようにいたしました。4点目としまして、会計課への入金の際、複数職員による収納照合の実施をいたすようにいたし

ました。

以上ですが、先ほども申し上げましたが、あくまでも事件発生後の応急措置であります。今後も引き続き、より安全確実な収納金確保対策に全力を期してまいる所存でございます。

公金を取り扱う職務の責任の重大性と、地方自治法を初めとする関係法令の遵守につきまして周知徹底を行い、垂水市役所としての責務を全うしていく所存でございます。

以上でございます。

○宮迫泰倫議員 市長になられて、自主防災組織が10.3%から、ことしの11月で83.2%に上がっております。これは努力の関係、それからまた市民の意識だと思います。

しかし、これは83.2%というのは、県の目標を3.2ポイント上がっているんです。しかし、100%まだ持っていないんです。さっき言われたこの中央地区の人たちですね。そういう方々への啓発とか、そういう方への意識は、今後、そういう努力の仕方があれば、担当課長でもいいですから教えてください。

それから、それがまだやり遂げていないこと、市長でも結構です。

○市長（水迫順一） 中央地区の自主防災組織率を上げる方法の1つとしまして、要は、先ほど例に挙げましたように、本城川のはんらんなんです。今、県のほうにお願いをしまして、本城川がはんらんした場合に、浸水区域がどこまでどうなるんだというようなことを検討していただいております。ですから、このマップといましようか、こういうものができ上がってきますと、ああ、うちもこの本城川に大きな影響を受けるなということを実感していただけるだろうと、そういうふうになっておりますので、そういうもの等をもって意識をちょっと上げていきたい、そのように思います。

○総務課長（今井文弘） 今、市長のほうからもうございましたが、最終的には100%を目指して

いかなければいけないわけですが、今言われます83%、そのあと17%、その辺が、市街地部分ですね、洪水関係、本城川がはらんしたときの、そういう場合の危機感、そういうものが余りないというふうに言っているんじゃないかと思いますが、今まで土砂災害が本市は起きておりますけれども、山手側に対して危機感が薄いということも言えるんじゃないかかと思っています。

そこで、あと100%に向けた取り組みとして、私どもは市街地の今こういう大きな振興会がございしますが、そういうところへ今、出向きながら、やはり自主防災の組織の必要性、そういうものをどんどん今、訴えておりますが、そういうことを今どんどん、防災意識も向上してきました、御理解をいただいてきて、今、組織をつくらうじゃないかというところもどんどん出てきているところでございます。

そういうことで、一気に100%ということにはいかないんですが、徐々にそれに向けた取り組みを今、しているところでございますので、御了解いただきたいと思えます。

○宮迫泰倫議員 100%にさせていただきたいと思えます。結局は、自助、公助、それから共助とあります。例えば、私のところは安全だからいいんじゃないかと、同じ市民であってもですね。しかし、山手の方がもし災害に遭われたら、自分たちのそういう炊き出しもできないんです。だから、こういう中央地区の、そういう新しく、そこところいうふうにすればできるんじゃないかと、自分たちの地区も皆さんも同じ市民ですから、それはできないかと、そういうことを今後、考えていただければ、またできるんじゃないか。

だから、自分たちもなんですけれども、今度は同じ市民であれば、あそこの集落にも行けると、御飯を持っていったり、ポカリスエットでもいいんです。それが本当の皆さんと、市民で

あるべき本来の姿だと思うんですよ。ただ、できっせえ、おいげえばっかいじゃなくて、お互いみんなでするのがこの安心・安全のまちづくりのもとだと思うんです。

それから、地域担当職員制度とあります。そういうまだできていない集落にもあると思うんですよ。これは、自主防災組織というのはまず市役所が段取りしてされたんですから、そういう地域担当職員をまた利用されたら、市の商品を買ってもらえるんです、その地域はどういうことがあるか。だから、そういうこれから努力の仕方、意識の啓発とか、市民への啓発とか、市民の意識の変え方をそういうふうにはできないのかどうか、もう1回お伺いします。

○市長（水迫順一） 地域担当職員のあり方、これは1年ちょっと前に立ち上がったんですが、まだまだ不十分でございます。ですから、今、公民館組織を中心に、運動会その他の行事に積極的に参加を始めてくれてはおりますが、まだ最終的なところは、その地域の防災はもとより、地域の振興にまでかかわることまで職員がその地区の人たちと一緒に考えて、一緒になって汗を流すというのが最終目的でございますので、議員おっしゃるとおり、防災に関しても情報を職員は持っておりますので、そういうものを生かしていくという意味からも、職員がさらに関与していくことが必要だと、そのように思っています。

○宮迫泰倫議員 今度は2番目の垂水市自主防災連合会組織が結成されたことについてお聞きします。

この新しい連合会組織に期待されることは本当はどういうことなのか。もう1回、担当課長でもよろしいですけれども、よろしく願いいたします。

○総務課長（今井文弘） それじゃ、先ほど市長も答弁を申し上げましたが、私のほうから答弁させていただきます。

宮迫議員も御承知のとおり、11月27日に自主防災組織のリーダー等を対象にしました地域防災スキルアップ研修会、その後でしたけれども、設立のための総会を引き続き開催し、皆さんの承認を得まして、設立の運びとなったわけであります。

本連合会の目的であります、各自主防災組織の相互の連携及び親睦を図り、共通の問題を協議し、市行政とも連携を密にしながら、市民防災意識の高揚及び地域社会の発展に寄与するという事となっております。

現在、市内で組織していただいております中には、高齢化に伴って、独自での活動、1つの組織としての活動ですね、こういう訓練が本当に非常に厳しくなっているところもあるようでございます。また、今後もそのような組織がふえていくことも予想されます。

そこで、1つのまとまった連合会組織となりますと、先ほど目的のところでも言ったんですが、活動や訓練についても情報の共有もできます。そしてまた、県や市の防災訓練、そういうのにも連合会組織としてのまた参加もできていくというふうに思っております。

また、いつも市長も申し上げておりますが、同時多発的な災害が発生しますと、行政側の支援となります公助については対応が十分にできないということが予想をされます。そのような際に重要となってまいりますのが、各自治防災組織での対応でありまして、各地域で自助、互助、この部分がしっかりできていくことが災害犠牲者ゼロにつながるものと考えております。

今申し上げましたようなことから、今後、連合会組織の中で、情報の共有、また各自主防での連携を密にした活動とあわせて、さらなる防災意識を高めてもらいまして、いざというときにしっかりと動ける、地域に根差した自主防災組織となつていただくという、こういうことが連合会への期待をしているというところでござ

います。

○宮迫泰倫議員 今、課長からありましたけれども、自主防災組織の目的は、ここにちょっとピックアップしてきましたけれども、「本会は、加入している自主防災組織相互の連携及び親睦を図り、共通の問題を協議し、市行政に協力するとともに、市民防災意識の高揚及び地域社会の発展に寄与することを目的とする」とあります。

私は、この総会の後で市の各課担当者が来られて、市の行政に協力してもらうように何かお願いがあると思ったんですよ。ただ、この設立だけの会だったと。また会長さんたちは来なければいけません。なぜかといいますとね、出席の方は大体各集落の振興会長さんがこの自主防災組織の会長さんなんですよ、多かったです。また翌日の28日も市民館で垂水市地域公民館研究発表会があり、またあしたも来なければいけないと言われた方もおられました。

やっぱり目的と達成には、短時間でしなければ、来年のものはまた6月の台風前とやっても意味がないと思うんですよ。例えば保健福祉課であれば、寝たきりの方へはどうしていただきとか、薬がないときはもう薬をとりに行かなくても、薬局がわかっておれば、そこでとれますからとか、いろんな情報があると思うんですよ。ただ、設立しました。だから、1つをやるには、すべてが皆さんがいいようにしなければ、そちらの常識とこちらの常識をぴしゃっ合わせないかんと思うんです、これから先、何事も。そちらはただこれをつくるだけの常識かもわかりません。しかし、こちらの常識は、あとは担当者がこういうのができましたので今後とも私のところはこうです、お願いしますというのがあってもよかったと思うんですよ。こういう目的の達成のためにはどういうことを行政として希望されますか、そこを2つお願いします。

○総務課長（今井文弘） そのときに連合会の

組織ができて、市のほうでの協力をするというようなところでの、言われたんですけれども、まず、今回の設立なんですけれども、スキルアップ研修会、わざわざ設立のための会はまた開かないというところで、スキルアップ研修会の後に開催をさせていただきました。

そして今回は、まずは設立、この趣旨を御理解いただいて、まず設立をして、そしてその中の役員をまず決めていただいて、体制をまずとっていただくというところで、それで連合会の中での、先ほど申し上げましたが、目的であります、市の行政とも連携を密にしながらというところがうたってありますが、連合会で活動すべき、そういうことを皆さんが認識をした中で、また話をした中で市のほうに協力をしていただくことがあれば、市と連携しながら取り組んでいく。当然、連合会組織に対しては、市は当然支援はしてまいります。で、これはまたその連合会組織が活動し始めてからの支援と、支援といいますか、協力ということになるかと思っておりますので、この前は、とにかく設立のための会と、まずは設立ということでしたので、各課からのいろんなそういうお願いといいますか、そういうことまではしなかったというところでございます。

○宮迫泰倫議員 目的の達成には、どういうことを行政として希望されますか。

○議長（川尻達志） 宮迫議員、もう1回。

○宮迫泰倫議員 聞いとってくださいね。目的達成のために、どういうことを行政としてこの会に希望されますか。

○総務課長（今井文弘） 先ほど、期待するということで申し上げましたとおりなんですけれども、やはり連合会組織の中で情報をまずは共有をしていただく。そして、各、そういうような、先ほども申し上げましたが、高齢化、そういうのによって活動がしにくい、今現在、なかなかできにくい、そういう組織については、

例えば、こことここを統合してやったらどうかと、地区のここがまとまった自主防災組織にしたらどうかと、そういったようなやはり活動しやすい、できやすい、そういう組織をつくっていいんじゃないかと。

それには、今、市木自主防災あるいは新城、そういうふうによい例がございますので、そういうところの例もいろいろ情報を共有できるという点では、そういうことが連合会組織をつくった、ここにまた意味があるんじゃないかというふうに思っております。

そういうことで、徐々にそういう活動できる、いざというときに活動できやすい、そういう本当の組織に持っていくために、連合会としてのそういう活動、そういうものをしていただきたい。それには、もちろん市は関係課、協力をさせていただきたいというふうに考えております。

○宮迫泰倫議員 まだ雲の中みたいな話だもんですから、ちょっと早く、これはもう事故が、私が言うのは、例えばブロック塀、塀ってわかりますか、隣との境界のそういう塀です、我が家とひとげえの境、それを塀と言います。そういうのの調査もあったと思うんですよ。それを各集落に言っていますか、どどこ集落はこういうのが危ないですからとか。それを早くしなければ、いつ災害が起こってもおかしくない状態なんですよ。だから、そういうときにこういうことをされてもよかったと思うんです。

だから、時は待っておりません。いつ起こってもおかしくない状態なんです、災害というのはですね。だから、そういう、のほほんじゃ困りますので、これは市民の安心・安全ですから、もう少し担当はしっかりして、全職員もそうなんですけれども、できていないところがあれば、そういうところに一刻でも早く、「振興会長さん、これをつくらないかんよ」とか言って、それが本当だと思うんですけど、もう1回お答え

ください。

○**総務課長（今井文弘）** ブロック塀調査の件が出ましたが、これは確かにもう以前から私どもも振興会長さんにもお願いしながら、担当が現場を回らして、そういう箇所を事前に一応教えていただいて、そういう箇所を実際に行って、調査をしております。

そういう中で、振興会長さんの見る見方によっても、どの程度までという差はございますけれども、私どもが見ましてこれは本当に危険であるというようなところについては、我々は今、幾つか出てきた中でこれを拾い上げて、ここだけはお願いして、修復なり、そういうことをしていただかないと危ないよなというところは、今現在、そういうところの段階でございます。それで、どうしてもというところについては、行政側からそのようなお願いはさせていただきたいというふうに考えております。

それと、その辺の情報につきまして、どこが危ない、ここが危ない、ここは危険ということに対しては、本人の所有地の問題もございまして、ここのブロックがこうこうということは、まあここはちょっと言えないのかなというところで、前も申し上げましたとおりに、公表といえますか、それはできないのではないかとこのように考えております。

ただ、先ほども申し上げましたとおりに、こちらでは本人に会って、その辺は大変、公道を往来する人々には、何かそういうのがあれば、地震とかそういうのは危ないということであれば、これからお願いをしていきたいというふうにしております。

○**宮迫泰倫議員** 今度はまた別の質問になりますね。

今、連合会組織ができて、市長にお伺いしました危機管理監は必要かどうか。

○**議長（川尻達志）** ぜひ。

○**宮迫泰倫議員** はい。今のところ危機管理監

は必要だと言われました。それはそうだと思います。しかし、庁舎内からの登用はできないか。なぜかと申しますと、消防署が広域化されますと、垂水市の消防署はなくなります。その人間もそれだけ要らないんですよ。その人を今、この対策監にやって、それは正規の職員ですから、臨時じゃありませんから、こういう県警とかいろんな方が来られて、臨時の方がいるよりはやっぱりこういう正職員がやったほうが、また違うと思います。

それからもう1つは、今、危機管理監の給与になりますと、25万円の12カ月、300万円もらっていらっしゃる。そして消防署がなくなりますと、第一線で働くのは、活躍されるのは消防団員の方です。情報をとったりですね。そういう方の待遇措置とかに利用できないかと思っておりますけど、そういう考えはあるのかどうか。

○**市長（水迫順一）** 私が答えていいのかわかりませんが、今の時点での私の考えからしますと、消防の広域化がある、そこから人員が余るということは確かだろうと、そういうふうに思っております。ですから、ただ、今までかなりな仕事をこなしてくれた危機管理監がスムーズにバトンタッチできる体制もそのときは必要になろうと、そういうふうに思っております。ですから、その辺は次の市長がお考えになることだろうと思っておりますし、その辺をうまく使っていくということが必要だろうと思っておりますので。

ただ、非常に職員にないところのいろんな専門知識を駆使していただいたということは、ありがたく受けとめております。

○**宮迫泰倫議員** 垂水市危機管理監設置要綱とあります。「市民の生命や財産に被害を及ぼす、あるいは及ぼすおそれのある危機発生時」とあります。これは発生しなければだめなんです。例えば、どこかの山の道路が、途中まで側溝がなくて、それからまた側溝があって、その水は全部オーバーフローしているんですよ。実際

あります。そういうときは危機管理監はどうするのか、把握しているのかどうか。そこら辺もこれから、ここの危機管理監設置要綱は「危機発生時に迅速かつ的確な」とありますので、そこら辺をまた改めて御検討願えば、垂水市の安心・安全がまたいくんじゃないかと、これでもいいかもしれませんけれども、そういう抜けているのがある。

それから、やっぱり危機管理監というのは市内に住むのが一番いいんです。そこもあわせてお願いしておきます。これで終わります。

次、臨時職員の着服について、またお伺いします。

事後策はさっき言われましたけど、本当に調査・研究されたことをもう1回教えてください。ただ調査・研究と言えば、法務大臣の答弁じゃ、これございませんので、垂水市としてやっぱり威厳がありますので、法務大臣みたいなレベルではなくて、本当の調査・研究の結果をお知らせください。

○副市長（小島憲男） 今回の税務課の横領事件の反省事項といたしまして、関係各課、公金を取り扱う課につきましては、臨時職員、正規職員にかかわらず、担当課につきましては防止策、横領事件が今後発生しないとも限らない要素を含んでいるわけですので、発生しないような対策を講じなさいということで、今、関係各課に検討させております。現況とその改善策につきましてですね、現況はどうしているということと。

それからもう1つは、専門家といいますか、そういう会計課や税務課や財政課や、そういう公金等の取り扱いに詳しい人を選抜いたしまして、そういう小委員会をつくりまして、市役所の公金管理のあり方、取り扱いのあり方等について調査・研究をして、近いうちにその会を立ち上げて、関係課から出されてきた分についての検討をしたいと考えているところでございま

す。

○宮迫泰倫議員 皆さんは市の職員です。選考試験に合格されて、市長は辞令を出されて、「報告・連絡・相談」や「市民第一、現場第一、行動第一」の活躍をして、今現在あると思うんです。臨時職員というのはどんなもんですか。違うでしょう、全然。臨時職員は、私をぜひ雇ってくださいというそれが臨時職員ですよ。そういう人に公金を持たせていいのか。しかも、一番フロントでですね。そこら辺の答えがないもんですから、もう1回お聞きします。

本当に臨時職員は、そういう朝晩扱うお金を使っていいのか、場所的には違うと思うんです。しかも、今度の場合は現金ですから、そこら辺をびしゃっとして、市として調査・研究されたことをもう1回。

○総務課長（今井文弘） 公金を取り扱うことができる職員についてですけれども、正規職員の中でも、出納員、分任出納員、それから現金取扱員等の辞令を受けている職員に限定がされているということとでございます。原則、臨時職員については、公金の取り扱いはできないものでございます。しかし、課によっては、一時的な公金の受領は臨時職員にもさせなければならぬ場合もあるものと思っております。その場合、あくまでも職員の補助者として公金の取り扱いをさせて、最終的には正規職員の確認及び処理が必要と考えております。

臨時職員の雇用に当たっては、原則、公金を扱わせないような業務の体制をとるように各課に指示はしてきておりますが、今後はさらに厳格に取り扱うこととしまして、どうしても臨時職員に公金の取り扱いをさせざるを得ないというような場合は、その都度、総務課と協議により、各課の業務に応じて対策を講じていくように考えているところでございます。

○宮迫泰倫議員 まだあいまいな、ほんのこちびしゃっと線を引いて、こうであることをはっ

きり言ってもらえばもう全部済むと思うんですけども、もう1回、庁舎内で検討していただいて、一番いい方法は何かということをもう1回、言ってください。

最後に、要望になりますけれども、今後とも、正常化の偏見を捨てて、マイナスの思考じゃなくて、やっぱり悪いことは悪いと認めてください。こんなことじゃなかったとか、こんなにひどいとは思わなかったと、それはやめてください。

それから、やっぱり安泰のときに、さっき言いましたように、危うきを思って、思えば何かを備えなきゃいけません。もう起こってからではだめです。てげてげなことになりますから。備えがあればそういうことも起こりません。ということ念頭に置いて、要領のいい人間にならなくてもいいんです。感じのいい人間になってください。それが安心・安全な垂水のまちづくりになると思います。努力してください。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（川尻達志）本日の日程は、全部終了しました。

△日程報告

○議長（川尻達志）明9日から16日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、17日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（川尻達志）本日は、これにて散会します。

午前11時30分散会

平成 22 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 22 年 12 月 17 日

本会議第4号(12月17日)(金曜)

出席議員 12名

1番	(欠 員)	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	(欠 員)	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	(欠 員)
6番	田 平 輝 也	14番	(欠 員)
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	小 島 憲 男	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	深 港 涉
企 画 課 長	山 口 親 志	会 計 課 長	尾 迫 逸 郎
財 政 課 長	北 迫 睦 男	水 道 課 長	白 木 修 文
税 務 課 長	川井田 志 郎	監 査 事 務 局 長	磯 脇 正 道
市 民 課 長	葛 迫 隆 博	消 防 長	宮 迫 義 秀
市 民 相 談			
サービスク長	前木場 強 也	教 育 長	肥 後 昌 幸
保健福祉課長	城ノ下 剛	教 育 総 務 課 長	三 浦 敬 志
生活環境課長	感王寺 八 郎	学 校 教 育 課 長	有 馬 勝 広
農 林 課 長	森 下 利 行	社 会 教 育 課 長	瀬 角 龍 平

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	篠 原 輝 義
		書 記	有 馬 英 朗

平成22年12月17日午前10時開議

△開 議

○議長（川尻達志）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（川尻達志）日程第1、諸般の報告を行います。

議会運営委員長及び各常任委員会委員長から所管事項調査の報告の申し出がありますので、これを許可します。

議会運営委員長篠原静則議員。

[議会運営委員長篠原静則議員登壇]

○議会運営委員長（篠原静則）おはようございます。

所管事項調査の報告を申し上げます。

私ども議会運営委員の6名及び随員1名は、去る10月20日から22日まで、広島県大竹市及び尾道市において所管事項調査を実施いたしましたので、報告をいたします。

最初に、大竹市でございますが、人口約2万9,000人で、広島県の西部県境に位置する臨海工業のまちであります。

ここでは、議会改革等検討委員会の取り組み状況や一般質問及び特別委員会の状況等について研修を受けました。

まず、検討委員会においては、平成18年に議会運営委員会の調査・研究機関として設立され、市民の信頼及び審議の充実を図ることを念頭に、議員定数、委員会制度、議員の処遇問題など11項目にわたって検討されてきました。

議員定数については、人口2,000人に対して議員1人との考えから、18名を16名に削減し、議員報酬については、地方分権の進展にこたえる

ことのできる議員確保をするために一定の処遇が必要なことから、減額はしないとし、また、常任委員会の数の縮小等も行われており、今後も引き続き、他の課題についても検討していくとのことでありました。

次に、一般質問においては、これまで試行的に行われていた一問一答方式について、ことしの9月定例会より本施行することになり、本市と同じく一括方式と一問一答方式の選択制としておりましたが、違う点は、質問回数が5回を上限とすることと、市長に反問権を付与していることでありました。

次に、特別委員会については、議案として提出される前に、個別事案に限らずその周辺の事業を含めて、面でもとらえた意見を交換する場として考えているとして、議員同士のプレゼンテーションや執行部からの反問を受けるとすることなど、いろいろな取り組みを行っているとのことでありました。

また、議員発議で、議員の疾病等により議員活動を長期間休止した場合における議員報酬の減額の割合を定めた「議員報酬等の特例に関する条例」は全国的にも珍しく、本市議会も参考にしてもいいのではないかと考えました。

次に、尾道市は、人口約14万8,000人で、四国愛媛県へ通じる「しまなみ海道」の入り口で、造船業が盛んで、映画のまちとしても有名でございました。

ここでは、議会活性化検討会の取り組み状況等について研修を受けました。

検討会では、平成15年から平成17年まで19回にわたり、74項目に及び協議が行われ、決算特別委員会や全員協議会のあり方や位置づけ、質問通告の記載の方法、委員会運営における審査時間の確保や、本会議、委員会における会議録の閲覧配置場所の拡大など10項目について合意し、その後も引き続き検討が行われていました。

この検討項目の中で、議会情報提供の一環と

して従来より地元ケーブルテレビによる本会議の生放送が行われていますが、合併により視聴できない地域やIT社会における生活様式の多様化に伴い、平成20年6月からインターネットによる議会中継配信が開始されていきました。利用者は当初300件ほどで、現在は100から150件で推移していますが、ケーブルテレビとあわせてこの中継により、本会議ではより緊張感が生まれ、一般質問の質の向上や情報格差の是正が図られているとのことであります。今後は、費用対効果や課題、問題について検証していくとのことであります。

次に、各委員会の委員長報告はできるだけ簡潔にわかりやすくすることと、決算審査については、新年度予算に反映させるため10月に前倒しして決算特別委員会が開催されておりました。

次に、一般質問については、現在一括方式で行われておりますが、一問一答方式と一括方式との選択制の導入に向け、引き続き検討していくとのことであります。

また、「議会だより」は、市の広報紙の中に掲載されており、市民にも広く読まれていることから、本市も今後、検討する余地があるのではないかと思います。

今回の視察は、地方分権が進み、地方自治体の自己決定、自己責任が拡大していく中で、両市ともそれぞれ独自の施策や議会改革に取り組まれており、今後さらに進展する分権化時代における地方議会の役割やあり方を再認識するものであります。

本市においても、両市の取り組みを参考にしながら、今後の議会運営に生かしていきたいと思っております。

以上で、議会運営委員会の所管事項調査の報告を終わります。

○議長（川尻達志） 総務文教委員長田平輝也議員。

[総務文教委員長田平輝也議員登壇]

○総務文教委員長（田平輝也） おはようございます。

私ども総務文教委員会の6名及び随行員1名は、去る11月17日から11月19日まで、兵庫県の佐用町、福崎町において所管事項調査を実施いたしましたので、その報告をいたします。

最初に、佐用町についてですが、人口が約2万人で、兵庫県西部の西播磨地域に氷ノ山・後山・那岐山国定公園の一角に位置する中山間地域で、千種川とその支流の佐用川などが南北に流れている町であります。

ここ佐用町では、住民避難と地域防災計画の取り組み状況などについて研修を行いました。

佐用町は、昨年8月9日の台風9号で時間雨量89ミリ、24時間雨量が326.5ミリを記録し、死者18名、行方不明2名の人的被害を初め、また、1,700戸以上の家屋損壊、河川、道路、農地、農業用施設などの大規模な損壊、そして農作物などにも甚大な被害をもたらす大災害となった状況をDVDで視聴しました。被害は、私どもが考えていた以上の未曾有の大惨事の様子などが映されておりました。

当時、地域防災計画の中心は地震防災に重点が置かれていたようであります。豪雨被害を検討したものではなく、防災計画の見直しはなかったようでございます。このことから、その後の計画策定に当たっては、地域づくり協議会との意見交換や住民アンケート調査を取り組み、計画に反映させている点は重要な点であります。

災害後は、企画防災課として復興企画室の復興推進係、まちづくり防災室の消防防災係、広報室の情報通信係などの充実を強く言われておられました。

そして、地域防災計画・水防計画の見直しと職員活動マニュアルなどの整備、災害対策本部の組織の見直し、自主防災組織の体制強化が必要とのことでございました。

今回の研修で、佐用町は地域防災計画の中に

水害について十分な検討がされていなかったことが、対策上、問題点が出てきたと考えられます。

最後に、未曾有の災害から復旧・再興のためと、今後の防災対策への取り組みへ、住民参加と専門家の参加、行政と議会も一体となって取り組んでおられます。

特に、台風9号の検証と地域防災計画の見直しはしっかりと連結されたものになっており、教訓が生きたものとして生かされております。さらに、防災に重点を置いた復旧計画は、生活基盤の再生から地域づくりまで総合的視点をもってまとめられております。これらは本市の取り組みにも生かせるものと思っております。

次に、福崎町についてですが、人口1万9,600名で、緑あふれる自然が広がり、広い農地と3つの工業団地では44社が操業し、近郊都市的な発展を遂げております。

福崎町での研修は、地域づくりでの自治意識の構築と住民の果たす役割などについて、さまざまな視点をもって研修を行いました。

福崎町は、「参画と協働」のテーマで取り組み、理念として「自立のまちづくり」を目標に取り組んでおられ、町長の市政の柱として、「情報の徹底した公開」と「職員の意識の向上」であると直接の報告を受けました。

地域自治組織として33の集落などがありますが、関係づくりとして懇談会が定期的に行われております。

また、町政運営の中心である財政は、財政力指数が高く、その理由としては、企業が44社あり、地方税での歳入面に大きく貢献しております。

そのほか、地域住民や企業の団体がボランティア活動を通じて、道路や公園など、そして公共物の清掃美化の活動を行う「福崎町アドプト事業」、町職員を講師とする「福崎町まちづくり出前講座」、生涯学習の「まちの先生」など、

地域福祉活動への支援をされておられました。

福崎町では年々人口が増加しており、将来目標人口を平成25年度、1万9,600名から2万2,000人とされております。また、特筆すべき取り組みといたしましては、全国消防操法大会で優勝と、税の納入率が県下1位とのことで、素晴らしい町だと感じました。

以上で、総務文教委員会の所管事項調査の報告を終わります。

○議長（川尻達志） 産業厚生委員長北方貞明議員。

[産業厚生委員長北方貞明議員登壇]

○産業厚生委員長（北方貞明） 皆さん、おはようございます。

産業厚生委員会所管事項調査報告をいたします。

去る11月24日から26日まで三重県尾鷲市、同じく熊野市に、私ども産業厚生委員会の6名及び随行1名は所管事項調査を実施いたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

初めに、尾鷲市について報告いたします。

尾鷲市では、廃校跡地の利活用として海洋深層水取水総合交流施設の取り組みの状況と課題について研修してまいりました。

尾鷲市は、人口約2万人で、面積193.16平方キロメートルに及び、その約90%は山林で占められ、平地が少ない厳しい地勢環境であり、熊野灘に面しております。

また、尾鷲市の総合計画において、尾鷲市の将来都市像の「海の碧 山の緑 あふれる情熱 東紀州 おわせ」の実現を図るため、海、山の豊かな資源を生かすべく「まるごと“おわせ”を売り出す」を重点プロジェクトと位置づけ、活気あるまちをつくろうと市全体で取り組んでおりました。

これまで、火力発電所の縮小や燃料の原油たき、それに伴う石油コンビナートの精製過程の縮小等が地域経済に影響を大きく与え、そのよ

うな中、地域振興の起爆剤として取り組んできたのが、廃校跡地を利用した海洋深層水の利活用であり、水産業を初め、飲料水、温泉施設への供給など幅広く活用されていました。

また、地元若手グループによる廃校跡地を利用した「しお学舎」の設立など、多岐にわたり利活用が成功しておりました。そして、廃校跡地をどのように活用し、地域の活性化、市民生活への還元を図っていくべきかの答えがここにあるように感じました。

また、観光面の取り組みとして、県立熊野古道センターに隣接し、市の独自の「夢古道おわせ」（地場特産品情報交流センター）を併設し、地元のお母さんたちが調理をする「お母さんたちのバイキングレストラン」を初め、深層水を利用した温泉施設等の運営により年間20万人の集客があり、垂水市の「森の駅たるみず」の今後の利活用において参考になると感じました。

尾鷲市については以上であります。

本市についても、市内の中学校が統合され、その跡地の利活用についてさまざまな議論がなされておりますが、尾鷲市の取り組みについては大変参考になることが多く見受けられました。

次に、熊野市についてですが、熊野市では観光公社の運営と取り組み状況について研修してまいりました。

熊野市は、尾鷲市の南に隣接する人口約2万人、面積373.63平方キロメートルであり、尾鷲市と同様な立地条件、市政形態でありました。

市の観光振興と地域経済の活性化を図り、観光客の誘致と滞在型観光を推進する目的で、旅行商品の企画、観光案内、宿泊施設案内など、専ら観光客を市内に受け入れるための集客・交流の中心組織として、市100%出資の「有限会社熊野市観光公社」を設立していました。

宿泊施設としては民宿形態が主体であり、市全体としては1,500名ほどの収容能力があり、観

光公社取扱量は、平成17年は6,000人から平成21年には1万5,000人と順調な伸びが見受けられました。

公社の運営取り組みについては、各種イベントに絡ませたツアー企画、PR、観光土産の企画などが挙げられます。その中で注目すべきは、スポーツイベントやスポーツ合宿等の誘致活動は、毎年1月にソフトボールの合宿が1週間程度開催され、全国から1,000名ぐらいの参加があるとのことであり、公社独自で企画運営することにより団体チームの利用に便宜が図られていました。

長く続く秘訣は、スポーツ合宿の指導者を初め、熊野市を訪れる来客へのホスピタリティー（おもてなし）の心が全市を挙げて向上推進活動にあることで、まさに、おもてなしを受けた指導者と熊野市民の信頼関係が合宿誘致成功の秘訣であると感じました。

以上が熊野市の研修報告ですが、本市においても、ブルーツーリズム、グリーンツーリズム、スポーツ合宿誘致の取り組みにおいて大いに学ぶ点がありました。

以上で報告を終わりますが、今回の調査は垂水市にとって参考になる事例が非常に多かったことを報告し、所管事項調査の報告を終わります。

○議長（川尻達志）以上で、諸般の報告を終わります。

△発言の取り消し申し出について

○議長（川尻達志）次に、日程第2、発言の取り消し申し出についてを議題とします。

宮迫泰倫議員から、去る11月29日の本会議における発言について、会議規則第65条の規定により、不穏当な発言があったとの理由により、お手元に配付しました発言取り消し申し出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの発言取り消し申し出書を持って御参集願います。

午前10時23分休憩

午前10時30分開議

○議長（川尻達志）休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

先ほど議題となりました宮迫泰倫議員からの発言の取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、宮迫泰倫議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

△議案第77号～議案第83号、議案第84号～議案第87号、議案第89号、陳情第26号一括上程

○議長（川尻達志）日程第3、議案第77号から日程第9、議案第83号まで及び日程第10、議案第84号から日程第13、議案第87号まで並びに日程第14、議案第89号の議案12件並びに日程第15、陳情第26号の陳情1件を一括議題とします。件名の朗読を省略いたします。

議案第77号 鹿屋市との間において締結した定住自立圏形成協定の変更について

議案第78号 垂水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第79号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第80号 垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 案

議案第81号 垂水市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第82号 垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例 案

議案第83号 垂水市給水条例の一部を改正する条例 案

議案第84号 平成22年度垂水市一般会計補正予算（第8号）案

議案第85号 平成22年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第86号 平成22年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）案

議案第87号 平成22年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案

議案第89号 平成22年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案

陳情第26号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について

○議長（川尻達志）ここで、各委員長の報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長。

[産業厚生委員長北方貞明議員登壇]

○産業厚生委員長（北方貞明）産業厚生委員会の審査結果を報告いたします。

去る11月29日及び12月7日の本会議において産業厚生委員会付託となりました各案件について、12月10日委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第82号垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例案及び議案第83号垂水市給水条例の一部を改正する条例案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号平成22年度垂水市一般会計補正予算（第8号）案及び議案第89号平成22年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案中の所管費目については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号平成22年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）案及び議案第87号平成22年度垂水市水道事業会計補正予算（第

2号)案については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長(川尻達志)次に、総務文教委員長。

[総務文教委員長田平輝也議員登壇]

○総務文教委員長(田平輝也)去る11月29日及び12月7日の本会議におきまして総務文教委員会付託となりました各案件について、12月14日委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告します。

最初に、議案第77号鹿屋市との間において締結した定住自立圏形成協定の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号垂水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第79号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第80号垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号垂水市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号平成22年度垂水市一般会計補正予算(第8号)案中の所管費目・歳入全款及び議案第89号平成22年度垂水市一般会計補正予算(第9号)案中の歳入全款については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号平成22年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案については、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第26号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請については、採択とすることに決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長(川尻達志)ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川尻達志)質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川尻達志)討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りします。

各議案を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川尻達志)異議なしと認めます。

よって、議案第77号から議案第83号まで及び議案第84号から議案第87号まで並びに議案第89号の議案12件は、各委員長の報告のとおり決定しました。

次に、陳情をお諮りします。

陳情第26号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川尻達志)異議なしと認めます。

よって、陳情第26号は採択することに決定しました。

△議案第90号上程

○議長(川尻達志)日程第16、議案第90号垂水市監査委員の選任についてを議題とします。

ここで、垂水市監査委員として同意を求められている森正勝議員について、地方自治法第117条の規定により、退席を求めます。

[森 正勝議員退席]

○議長(川尻達志)説明を求めます。

[市長水迫順一登壇]

○市長(水迫順一)議案第90号垂水市監査委員の選任についてを御説明申し上げます。

議会選出の監査委員でありました尾脇雅弥委員が平成22年11月16日をもって辞職されたことから、新たに議員のうちから監査委員を選任する必要が生じたので、地方自治法第196

条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

選任しようとする方は、森正勝議員でございます。

住所は垂水市二川563番地で、生年月日は昭和22年1月3日でございます。

なお、委員の任期は、地方自治法第197条に「議員のうちから選任される者にあつては、議員の任期による」と規定されていることから、平成23年4月29日までが任期ということになります。

御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（川尻達志）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第90号垂水市監査委員の選任については、同意することに決定しました。

森正勝議員の着席を求めます。

〔森正勝議員着席〕

○議長（川尻達志）ここで、暫時休憩します。

次は、10時50分から再開します。

午前10時39分休憩

午前10時50分開議

○議長（川尻達志）休憩前に引き続き会議を開きます。

△意見書案第29号～意見書案第32号一括上程

○議長（川尻達志）日程第17、意見書案第29号から日程第20、意見書案第32号までの意見書案4件を一括議題とします。

意見書案第29号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 案

意見書案第30号 「国立大隅青少年自然の家」存続についての意見書 案

意見書案第31号 国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書 案

意見書案第32号 T P Pの参加に反対する意見書 案

○議長（川尻達志）案文は配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 案

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから、「教育は未来への先行投資」であることが多くの国民の共通意識となっています。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。

日本の小中学校で、31人以上の学級に在籍する児童生徒の割合は、文科省調査によれば小学校54%、中学校82%となっています。子どもたちは、様々な価値観や個性・ニーズを持っており、小1プロブレム・中1ギャップへの対応も必要となっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。保護者へのアンケートによると、「保護者が思う適正なひとクラスの児童生徒数」は、30人：45.4%、25人：20.5%、20人：16.0%、35人：8.4%の順となっています。（日本の教育を考える10人委員会、07年保護者アンケート）

このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであり、国民の願いです。OECD諸国並みの教育環境を整備するために、

標準定数法を改正し、国の財政負担と責任で学級編成を30人以下とすべきです。

将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもたちが全国のどこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるように施策を講じる必要があります。

2011年度政府予算において教育にかかわる下記事項の実現にご尽力いただきますようお願いいたします。

記

1. 昨年行われた総選挙の際の各党のマニフェストや政策集に位置づいている少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月17日

鹿児島県垂水市議会議長 川尻 達志

内閣総理大臣 菅 直人 殿
内閣官房長官 仙谷 由人 殿
文部科学大臣 高木 義明 殿
財務大臣 野田 佳彦 殿
総務大臣 片山 善博 殿

「国立大隅青少年自然の家」存続についての意見書（案）

平成21年11月10日に行われた独立行政法人国立青少年教育振興機構に関わる事業仕分け及び平成19年12月24日に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画は、国立大隅青少年自然の家の施設廃止や国運営の廃止につながるものと大変憂慮しています。

事業仕分けにおいては、自治体・民間への移管と評価結果が示され、諸条件の整ったところから順次自治体等への移管準備に着手するとされています。また、独立行政法人整理合理化計画においては、運営の効率化及び自律化の方向が示され、経済合理性を考慮の上で、稼働率などの面から廃止・統合の対象とするとされています。

国立大隅青少年自然の家は、昭和61年に大隅半島のほぼ中央、眼下に錦江湾・桜島・開聞岳を望む高隈山系の山すそに位置する施設として、全国で10番目に設置されました。これまでに180万人を超える青少年等が利用し、その立地条件を活かした山及び海型青少年教育施設として不登校や障害者等を対象とした事業、環境問題や地域を再発見する事業など地域や現代的な諸問題に対応し、また、先導的・モデル的な事業を展開してきたところであり、広域施設として年間約8万人以上の青少年等を受入れています。

しかし、大隅半島には子どもたちの将来に資すべき社会教育施設は他になく、心と体の健全な育成や不登校等の教育課題、基本的生活習慣の乱れ、さらに、社会的自立の遅れなどが指摘される現状では、次代を担う自立した青少年を育成するには施設の存続が必要であり、体験活動を通じた青少年の健全育成は地域の願いであります。また、国運営の廃止については、民間への移管に伴って経費が削減となることが予想され、その結果、事業の質の低下などにつながる恐れがあると懸念されるところであり、引き続き国による運営を望むところであります。

については、国立大隅青少年自然の家が経済的な合理性などの画一的な見地から、自治体・民間への移管や廃止・統合されることなく、全国的に教育の機会均等を保証するとの観点から、次代を担う青少年にとって学校外での自然体験活動による健全育成の場として今後も活用されるよう、国による継続的な運営が存続するよう

要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

鹿児島県垂水市議会議長 川尻 達志

衆議院議長 横路 孝弘 殿
参議院議長 西岡 武夫 殿
内閣総理大臣 菅 直人 殿
総務大臣 片山 善博 殿
財務大臣 野田 佳彦 殿
文部科学大臣 高木 義明 殿
内閣府特命担当大臣 蓮舫 殿（行政刷新）

国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書 案

国民健康保険は1958年の国民健康保険法によって、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第25条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化された。

現在、国民健康保険加入者の状況は、高齢者が増え、さらに低所得者も多く、無職や不安定雇用の加入も増えてきている。ゆえに、医療費がかさむにもかかわらず、保険税負担能力が低いことから、財政基盤がきわめて脆弱になってきている。

また、保険税を支払うのが困難になっている世帯が増えてきている。

国民健康保険には、被用者保険の事業主負担にあたるものがないため、国が国庫負担を定めている。

保険税が高くなった原因は、医療費の増加とともに、国が国庫負担率を引き下げたことが大きく影響している。1984年までは、「かかった医療費の45%」が国庫負担であったが、それ以降は「保険給付の50%」となっている。つまり、かかった医療費の38.5%に引き下げられた。さ

らに、市町村国民健康保険の事務負担金の国庫補助が廃止され、その結果、市町村国民健康保険の総収入に占める国庫負担の割合は、現在3割に減っている。

よって国におかれては、国民健康保険を真に社会保障として存続させ、加入者が安心して必要な医療が受けられるようにするため、国庫負担を見直し、増額されるように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月17日

鹿児島県垂水市議会議長 川尻 達志

衆議院議長 横路 孝弘 殿
参議院議長 西岡 武夫 殿
内閣総理大臣 菅 直人 殿
厚生労働大臣 細川 律夫 殿
財務大臣 野田 佳彦 殿
総務大臣 片山 善博 殿

T P Pの参加に反対する意見書（案）

菅首相は、臨時国会冒頭の所信表明演説で「環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉への参加を検討し、アジア太平洋貿易圏の構築をめざす」と表明し、そのための検討をおこなっています。

T P Pは、原則としてすべての品目の関税を撤廃する協定で、農水省の試算でも、わが国の食料自給率は40%から14%に急落し、米の生産量は90%減、砂糖、小麦はほぼ壊滅します。農業生産額4兆1千億円、多面的機能3.7兆円喪失、実質G D Pが7.9兆円、雇用が340万人減少するとしています。北海道庁の試算でも、北海道経済への影響額は2兆1254億円に及び、農家戸数が3万3千戸も減少するとしています。

このように、重要な農産物が例外なしに関税が撤廃されれば日本農業と地域経済、国民生活

に与える影響は極めて甚大であり、国民の圧倒的多数が願っている食料自給率の向上とTPP交渉への参加は絶対に両立しません。

いま、求められていることは、食料をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食糧需給に前面から向き合い、40%程度に過ぎない食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことと考えます。以上の主旨から下記の事項について政府・関係省庁に強く要望します。

1、「環太平洋戦略的経済連携協定」(TPP)に参加しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

鹿児島県垂水市議会議長 川尻 達志

衆議院議長 横路 孝弘 殿
参議院議長 西岡 武夫 殿
内閣総理大臣 菅 直人 殿
外務大臣 前原 誠司 殿
農林水産大臣 鹿野 道彦 殿
経済産業大臣 大島 章宏 殿
内閣官房長官 仙谷 由人 殿
国家戦略担当大臣 玄葉光一郎 殿

○議長(川尻達志) お諮りします。

ただいまの意見書案4件については、提出者の説明及び委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川尻達志) 異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定しました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川尻達志) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

意見書案第29号から意見書案第32号までの意見書案4件を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川尻達志) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第29号から意見書案第32号までの意見書案4件は原案のとおり可決されました。

△陳情第27号上程

○議長(川尻達志) 日程第21、陳情第27号子ども・子育て新システムの基本制度案要綱に反対する意見書の採択要請についてを議題とします。お諮りします。

陳情第27号は、産業厚生委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川尻達志) 異議なしと認めます。

よって、陳情第27号は産業厚生委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、日程は全部終了しました。

△発言の申し出

○議長(川尻達志) ここで、川畑三郎議員より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 平成22年最後の本会議に当たり、在職2期8年の長期にわたり市長職を全うされ、今限りで勇退を決意された水迫市長に対し、市議会を代表し、その功績をたたえ、労をねぎらい、感謝の意を申し上げたいと思います。

平成15年1月の市長選挙において、初めて民間企業出身者として見事当選を果たされ、以来垂水市のリーダーとして、防災、医療、福祉、産業振興や環境問題等に懸命に取り組んでこられ、人口1万8,000人足らずの小さな市ながら、

活力あるまち、頑張っている市ということを県内に広めていただいたことは、市民のだれもが知るところであります。

就任当初から市町村の合併問題に揺れ、翌年3月には2市3町の合併協議会から屈辱的ともとれる離脱を余儀なくされたことは、あれほど精力的に合併に向かって協議を重ねられた市長にとってまことに残念きわまりないことであったことと思います。その胸中はいかばかりであったかと察します。

その後、本市は単独での生き残りをかけ、市長は断固たる決意のもと、早速行財政改革に着手されました。その結果、市の借金である起債も平成16年度に比べ平成21年度末には106億円と20億円ほど減らし、市の貯金である財政調整基金も現在では6億1,000万円程度にまで回復するなど、どうにか安定した基盤をつくっていただきました。

これには、市の行革大綱、行財政改革プログラムや集中改革プランなど、市長以下職員が一丸となって作成し、機構改革や職員数の削減による人件費のカット、さらには職員ボランティアや毎月の行革講演会の実施及び地域担当職員制度を導入されるなど、職員の意識改革を進めたことなども1つの要因であったと思われます。

一方、平成17年には死者5名を出した台風14号災害や、その後の台風、豪雨災害など、3年にわたり壊滅的な被害を受けました。これらを教訓に、今後は決して人的被害を出さないという決意のもとに、新たに危機管理室を設置し、危機管理監を中心として地域防災計画の大幅な見直し、ハザードマップの全戸配布や自主防災組織率の向上、平成18年からは自衛隊や警察、民間事業所及び住民参加のもとに総合防災訓練も毎年実施されるなど、防災対策にも力を注がれました。

また、本市の人口が年々減少し、少子高齢化がますます進む中、子育て支援策を重点的に進

め、子育て相談支援センターや放課後児童クラブの設置、及び県内に先駆けて中学校までの医療費の無料化など積極的に取り組まれ、さらには地域包括支援センターの設置など高齢者福祉の増進にも力を入れられました。

基幹産業である農業、漁業、商工業などの地場産業についても、市長の得意分野とされる観光と一体となった取り組みが行われ、平成16年には「たるみず元気市」、翌年には「道の駅たるみず」がオープンし、当時では日本一と言われた60メートルの足湯を導入され、今では大隅半島一の観光地となるまでに至りました。今年4月には新たな観光ルートの1つとして猿ヶ城溪谷「森の駅たるみず」がオープンいたしました。これらも、市職員の努力はもちろん、市長の民間出身ならではの独創力や発想力によることも大きかったのではないのでしょうか。

あなたの人柄は申すまでもないことですが、今まで幅広い人脈を築かれ、国や県へ小まめに要望活動を行い、また市民の声に真摯に耳を傾けられ、国道整備や桜島降灰対策はもとより、これまで火葬場の整備や牛根麓の漁港指定、県のカンパチ種苗生産施設の誘致、最近では小・中学校の空調事業が導入されるなど卓越した手腕を発揮され、市勢発展に大きく貢献されました。

まだまだ垂水市の発展のために頑張っていたいただきたいところではありますが、諸事情により今限りで勇退されるとのことであり、残念でもあり、また感慨深いものもあります。本当に御苦勞さまでした。これからは御身大切に、健康に留意され、後進の御指導、御鞭撻を賜りまして、多難な市勢発展に寄与していただきますよう心から念願をいたすところでもあります。

言葉は足りませんが、これまでの労をねぎらい、感謝申し上げます、お礼のごあいさつとさせていただきます。

御苦勞さまでした。

○議長（川尻達志）次に、市長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

[市長水迫順一登壇]

○市長（水迫順一）最後の議会になってきましたし、最後の答弁をさせていただく機会をこのような形でいただいたことに、まず議員の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

さきの一般質問でも数多くの議員の皆様にも8年間の実績を評価していただきましたし、そしてまた川畑三郎議員には今、身に余る評価をいただきまして、本当に感謝を申し上げたいと思います。

7、8日の議会でも申し上げましたとおり、いろんな8年間の実績は、私一人の功績では決してございません。本当に議員の皆さんの深い理解とそれから協力、それから多くの市民の皆さんが大変な御協力をいただいた、その上にまた市役所の職員が大変な汗をかいてくれたという結果のたまものであるというふうに思っております。

言葉はなかなか出ませんが、一言で申し上げますと、感謝、感謝、感謝を申し上げます。1つ目の感謝は、やはり市民に対する感謝でございます。2つ目の感謝は、議員の皆様に対しまして感謝でございますし、3つ目は、職員に対して心から感謝を申し上げます。そのように思っております。

さきの一般質問でも申し上げましたので、もう深くは申し上げませんが、1つだけ、これからの市政運営に当たりまして議員の皆様をお願いしたいことは、この間いろんなことを申し上げましたので、重複はいたしません、さらに申し上げさせていただきたいことは、わずか1万7,000人ちょっとの市でございます。全国、今、787の市がございます。人口だけで取り上げますと、後ろから10番目の市でございます、私は常々、わずか1万8,000人しかない市だから、こんなに市民と一緒にまちづくりができ

やすい市はないんだということを職員にも申し上げてきましたし、このことは、最近合併で大きくなった市町村がふえているわけですが、一体感をとるには相当な年月が必要だと、そういうふうに思っております。

この激動の時代にやはり市民の力をかりなければ、新しいまちづくり、本当に市民に喜ばれる、そしてまた市民が住んでよかったと思えるようなまちづくりは決して行政だけではできない、そのように思ってやってきましたし、これからも本当にこのことは変わりはないと思っております。そういう意味では、本当に人口の少ない面もプラスに生かさなければいけませんし、そしてまた、この大隅の中の玄関口として与えられた地理的な垂水のあり方、存在といえますか、非常にこのことも恵まれていると、そういうふうに思っております。

これからまだ厳しい市政運営は本当に続くものだというふうに思っておりますし、道州制問題も最近ちょっと下火にはなっておりますが、本当にこれから先、議論がまたなされる機会がどんどん出てくるだろうと。その中で、道州制になってから垂水市を発展させることはできません。その前に、やはり垂水を住みやすいまち、市民が本当に安心して、住んでよかったと思えるまちづくりを早くつくり上げていかなければいけない。そして道州制になっても、「ああ、この垂水地域はきらりと光ったものを持っているな」と、そして「人が住みたがるまちだな」というものをつくり上げていただきたい。そのお願いを最後にさせていただきたいと思います。

これから議員の皆様も選挙を控えておられますが、垂水のために本当にこの8年間、私とともに大変な努力をしていただきました。選挙でまた再任をされまして、これからのさらなる垂水の発展のために大いに力を発揮していただきますよう、最後に、市民の幸福と垂水市のます

ますの発展を祈念申し上げまして、お礼の言葉にさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

△閉 会

○議長（川尻達志）これをもちまして、平成22年第4回垂水市議会定例会を閉会します。

午前11時5分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員